



福岡県廃棄物処理計画



目次

第1章 計画の基本的事項

第1節	廃棄物処理計画とは	1
第2節	計画の期間及び対象	2
第3節	SDGsのゴールとターゲット	2

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

第1節	一般廃棄物処理の現状	4
第1	ごみの排出、処理及び最終処分	4
第2	し尿等の排出、処理等	9
第3	一般廃棄物処理施設	11
第2節	産業廃棄物処理の現状	12
第1	産業廃棄物の発生、処理及び最終処分	12
第2	産業廃棄物処理施設	16
第3	不適正処理の状況	18
第3節	前計画の目標の進捗状況	20
第1	一般廃棄物（ごみ）	20
第2	産業廃棄物	27

第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針

第1節	廃棄物処理の課題	33
第1	一般廃棄物（ごみ）	33
第2	産業廃棄物	36
第3	廃棄物の適正処理	37
第4	災害廃棄物の適正処理	38
第5	人づくりへの取組み	38
第2節	廃棄物処理の基本方針	39
第1	資源の消費抑制	39
第2	資源循環利用の推進	41
第3	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	42

第4章 目標の設定

第1節	廃棄物の減量化等の目標の設定の考え方	43
第2節	廃棄物の減量化等の目標	44
第1	一般廃棄物（ごみ）	44
第2	産業廃棄物	47

第5章 各主体の役割及び連携

第1節	県民	49
第2節	事業者（排出事業者）	50
第3節	廃棄物等処理業者	50
第4節	市町村	51
第5節	県	51

第6章 主要施策

第1節	資源の消費抑制	53
第1	持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進	53
第2	持続可能な社会を実現するための人づくり	58
第2節	資源循環利用の推進	61
第1	各種リサイクル法に基づく取組みの推進	61
第2	リサイクル製品の利用促進	63
第3	プラスチック資源循環の促進（抜粋再掲）	63
第4	資源循環型まちづくりの推進	63
第5	各種バイオマスの利用促進	63
第6	福岡県リサイクル総合研究事業化センター	65
第7	エコタウン事業	67
第3節	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	68
第1	一般廃棄物の適正処理の推進	68
第2	産業廃棄物の適正処理の確保	69
第3	廃棄物の不適正処理の防止	72
第4	災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成	72

第7章 計画の進捗管理

資料編

資料1	福岡県廃棄物処理計画とSDGsとの関連	76
資料2	用語の解説	78
資料3	一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設	88
資料4	一般廃棄物（粗大ごみ等）処理施設	90
資料5	一般廃棄物最終処分場	92
資料6	一般廃棄物（し尿）処理施設	94
資料7	コミュニティ・プラント	96
資料8	県内市町村の一般廃棄物（ごみ）排出量（平成30（2018）年度）	97
資料9	福岡県廃棄物処理計画の対象とする産業廃棄物の種類	99
資料10	地域別の種類別・業種別産業廃棄物排出量	103
資料11	地域別の産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率及び最終処分率	108
資料12	産業廃棄物の広域移動の状況	113
資料13	産業廃棄物処理業の許可状況	114
資料14	県内市町村におけるごみ削減等の取組みの紹介	115
資料15	福岡県で実施している県民参加型事業等（廃棄物関連）の紹介	118

第 1 章 計画の基本的事項

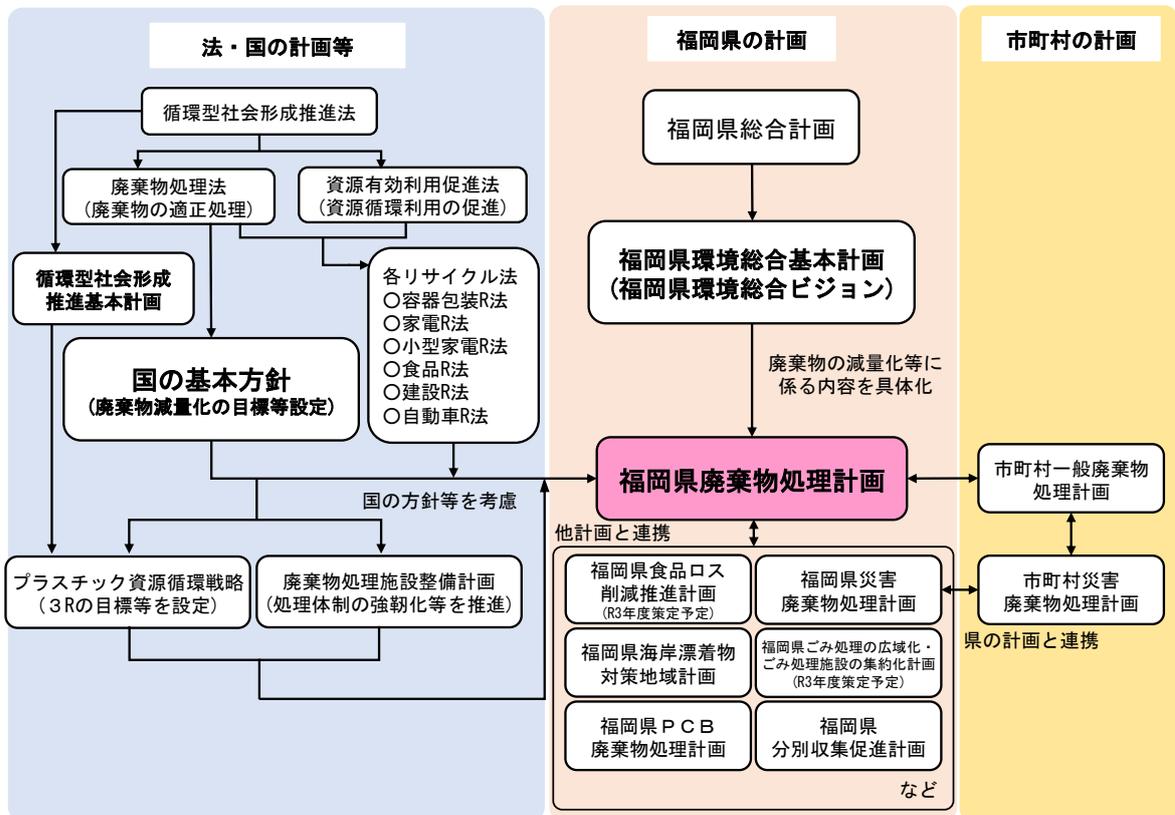
第 1 節 廃棄物処理計画とは

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき国の基本方針に即して定める法定計画です。

また、環境分野における本県の基本計画である福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を支える計画として、一般廃棄物及び産業廃棄物の 3 R（発生抑制・再使用・再生利用）を更に推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより本県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示しています。

更に、県全域にわたる一般廃棄物の処理等の方針を示す計画として市町村の一般廃棄物処理計画との調整を行い、両計画を有機的に推進していくことによって、県内の一般廃棄物の減量化や適正な処理の推進を行っていくものです。

図表 1-1 各計画との関係

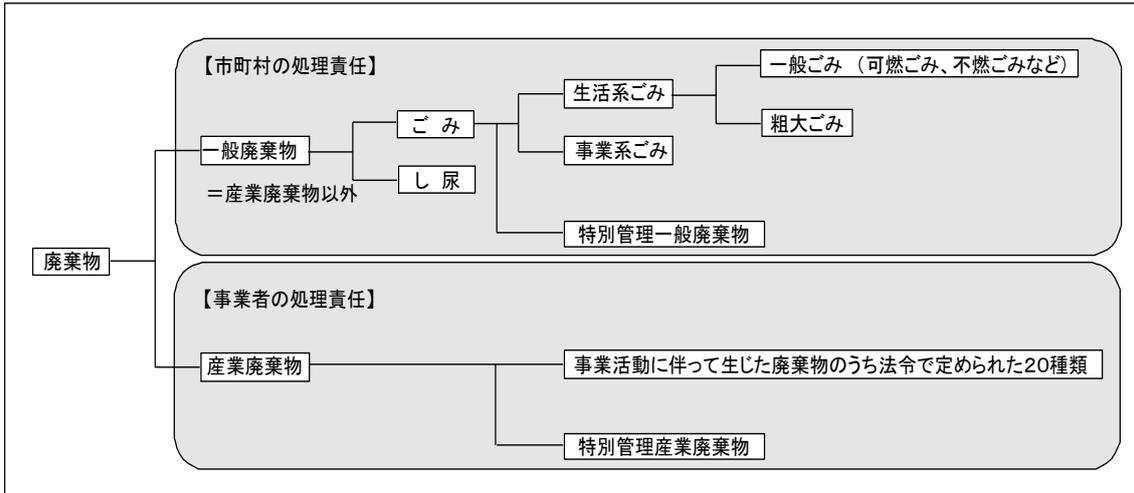


第 2 節 計画の期間及び対象

本計画は、令和 3（2021）～7（2025）年度をその対象期間とし、各種目標値の目標年度を令和 7（2025）年度とします。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とします。

図表 1-2 廃棄物の分類



（注 1） 表中の「法令で定められた 20 種類」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（★）、木くず（★）、繊維くず（★）、動植物性残さ（★）、動物系固形不要物（★）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿（★）、動物の死体（★）、ばいじん、産業廃棄物処理物をいう。

（★）印は、対象となる業種が指定。

（注 2） 「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業所から排出されるごみを事業系ごみという。

（注 3） 災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられる。

第 3 節 SDGs のゴールとターゲット

平成 27（2015）年 9 月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGs は先進国を含む国際社会全体の開発目標として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。

廃棄物処理に関するものとして本計画と関連する主なゴール・ターゲットを図表 1-3 に示します。

図表 1-3 本計画と関連する主なSDGsのゴール・ターゲット等

ゴール	ターゲット	関連する県の施策
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p>	<p>○食品ロス削減推進事業 等</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>	<p>○「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進 等</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。</p>	<p>○浄化槽の整備促進 等</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>	<p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>	<p>○災害廃棄物処理体制の整備 等</p>
 <p>12 つくばない、つかう賢く、捨てる責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。</p>	<p>○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動</p> <p>○食品ロス削減推進事業</p> <p>○廃棄物の適正処理の推進 等</p>
	<p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	
	<p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>	
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<p>○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 等</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>	<p>○海岸漂着物対策の実施 等</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<p>○3Rに関する産学官連携の推進・促進 等</p>

* ゴールは、「第四次福岡県環境総合基本計画」88、89頁から抜粋

* 包摂的：誰1人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できること。

* レジリエンス：強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

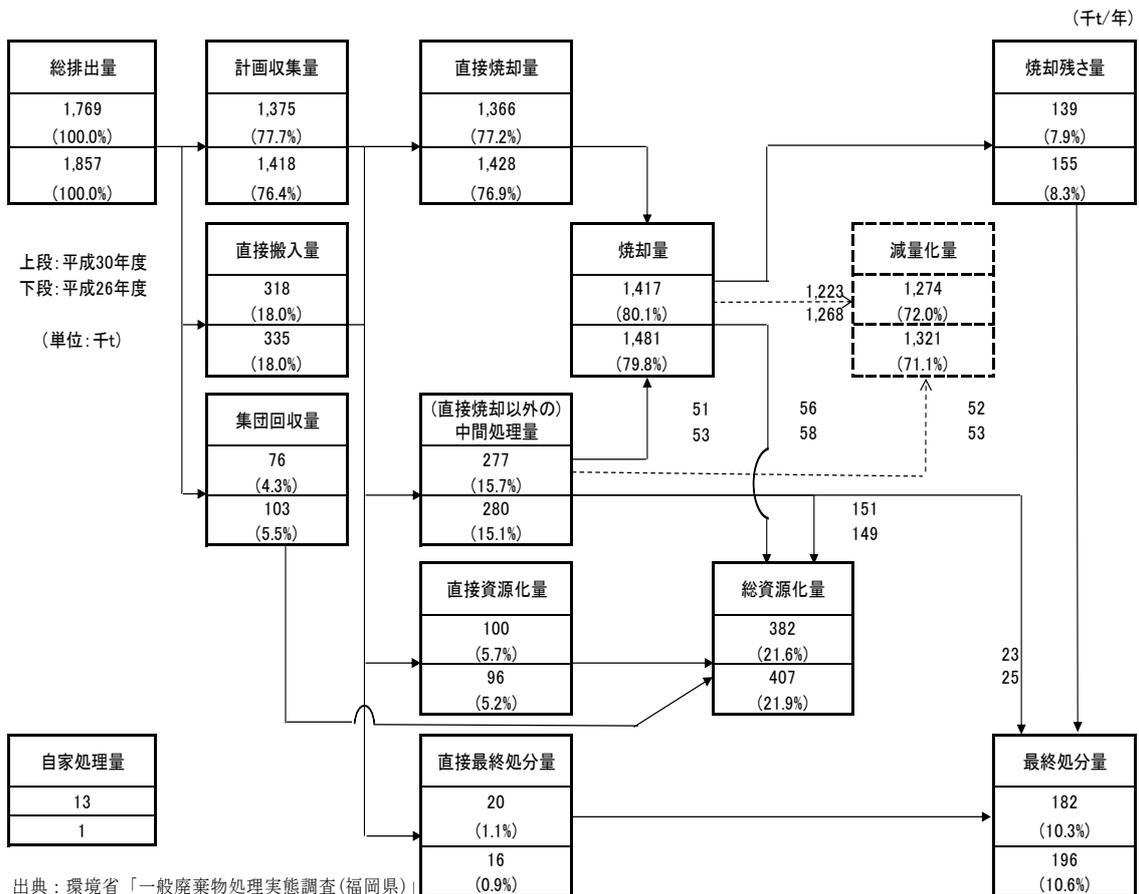
第1節 一般廃棄物処理の現状

第1 ごみの排出、処理及び最終処分

平成30(2018)年度の本県のごみの総排出量は1,769千tであり、総資源化量が382千t(総排出量比21.6%)、最終処分量が182千t(同10.3%)となっています。(図表2-1)

平成26(2014)年度と比較すると、ごみ総排出量、総資源化量、最終処分量及び減量化量等、概ね減少しています。

図表2-1 ごみ処理フロー(福岡県)(平成30年度と平成26年度の比較)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

* () は総排出量比

* 災害廃棄物を除く。

* 端数処理により収支が合わない場合がある。

* 民間事業者によってリサイクルされたごみを総排出量に含めず、直接資源化量に算入している市町村があるため、総資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、ごみ総排出量に一致しない。

1 総排出量

平成 30（2018）年度の本県のごみの総排出量は、1,769 千 t であり、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 946 g となっています。（図表 2-2）

平成 26（2014）年度と比較すると、総排出量が約 5%、8 万 8 千 t 減少し、1 人 1 日当たりの排出量も約 5%減少しました。

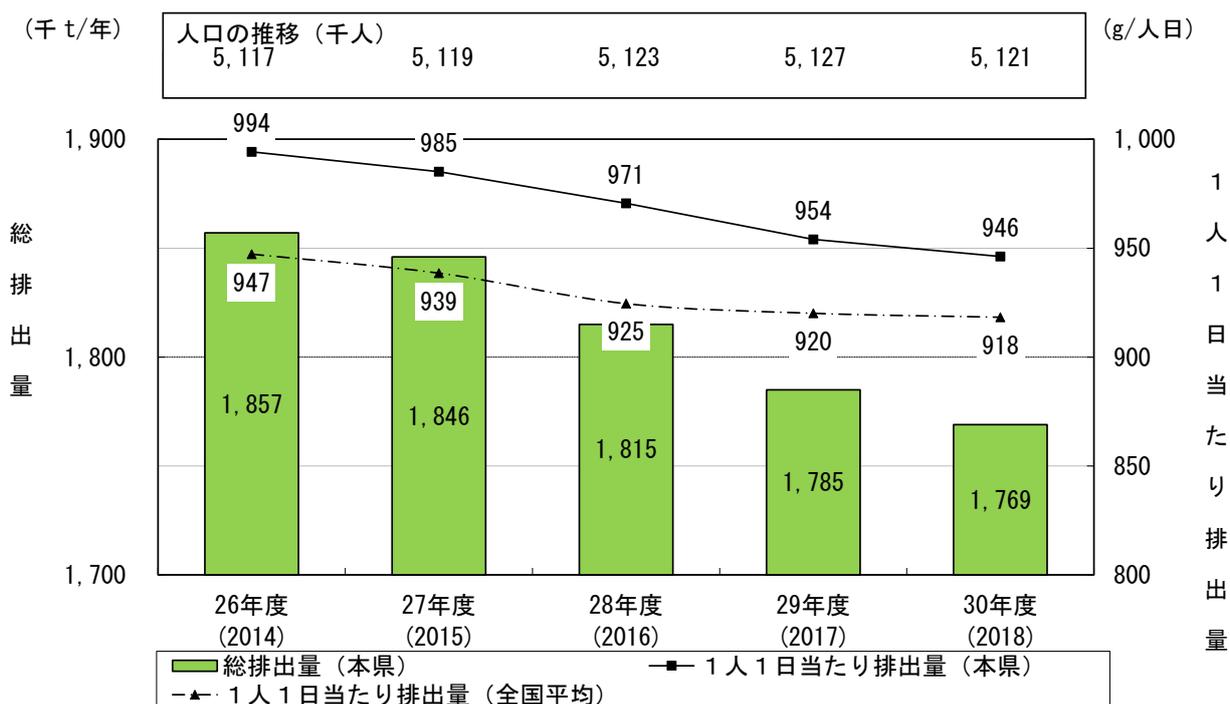
また、生活系ごみと事業系ごみはともに減少しています。（図表 2-3）

生活系ごみは、混合ごみ、可燃ごみ及び資源ごみが減少している一方、不燃ごみ及び粗大ごみは増加しています。（図表 2-4）

事業系ごみも、粗大ごみを除き、生活系ごみとほぼ同様の傾向を示しています。（図表 2-5）

なお、平成 30（2018）年度における本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国平均と比較すると 28 g 多くなっています。

図表 2-2 総排出量、1 人 1 日当たり排出量及び人口の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

* 災害廃棄物を除く。

* 総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

* 1 人 1 日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量÷人口÷365（うるう年は 366）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表 2-3 生活系・事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

(単位：千t/年)

区 分	26年度 (2014)		27年度 (2015)		28年度 (2016)		29年度 (2017)		30年度 (2018)		26年度 度比
	排出量	構成比									
総 排 出 量	1,857	100%	1,846	100%	1,815	100%	1,785	100%	1,769	100%	-5%
生活系ごみ	1,204	65%	1,198	65%	1,163	64%	1,148	64%	1,144	65%	-5%
事業系ごみ	653	35%	648	35%	652	36%	637	36%	625	35%	-4%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

- *災害廃棄物を除く。
- *集団回収量は生活系ごみに含める。

図表 2-4 品目別生活系ごみ排出量の推移（福岡県）

(単位：t)

年度	合計	集団回 収量	計画収集量+直接搬入量						
			小計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他 のごみ	粗大ごみ
30年度(2018)	1,143,756	75,741	1,068,015	156,553	762,581	36,516	81,426	330	30,609
対26年度増減 (対26年度比)	-60,653 -(5.0%)	-27,543 -(26.7%)	-33,110 -(3.0%)	-14,245 -(8.3%)	-22,710 -(2.9%)	+2,424 +(7.1%)	-2,929 -(3.5%)	-5 -(1.5%)	+4,355 +(16.6%)
29年度(2017)	1,148,657	83,682	1,064,975	157,272	761,852	34,788	81,151	288	29,624
28年度(2016)	1,162,707	91,691	1,071,016	161,023	763,613	35,170	82,211	317	28,682
27年度(2015)	1,197,726	97,883	1,099,843	168,369	783,479	34,896	84,266	329	28,504
26年度(2014)	1,204,409	103,284	1,101,125	170,798	785,291	34,092	84,355	335	26,254

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

- *災害廃棄物を除く。
- *集団回収量は生活系ごみに含める。
- *混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。
- *資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表 2-5 品目別事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

(単位：t)

	合計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他 のごみ	粗大ごみ
30年度(2018)	624,794	167,298	398,982	29,344	9,921	1,136	18,113
対26年度増減 (対26年度比)	-27,751 -(4.3%)	-15,665 -(8.6%)	-9,668 -(2.4%)	+2,443 +(9.1%)	-2,268 -(18.6%)	-18 -(1.6%)	-2,575 -(12.4%)
29年度(2017)	636,718	179,218	403,542	24,293	11,909	1,005	16,751
28年度(2016)	652,030	179,874	415,061	27,620	11,658	1,142	16,675
27年度(2015)	647,798	180,207	408,693	26,763	12,634	1,065	18,436
26年度(2014)	652,545	182,963	408,650	26,901	12,189	1,154	20,688

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

- *災害廃棄物を除く。
- *混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。
- *資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

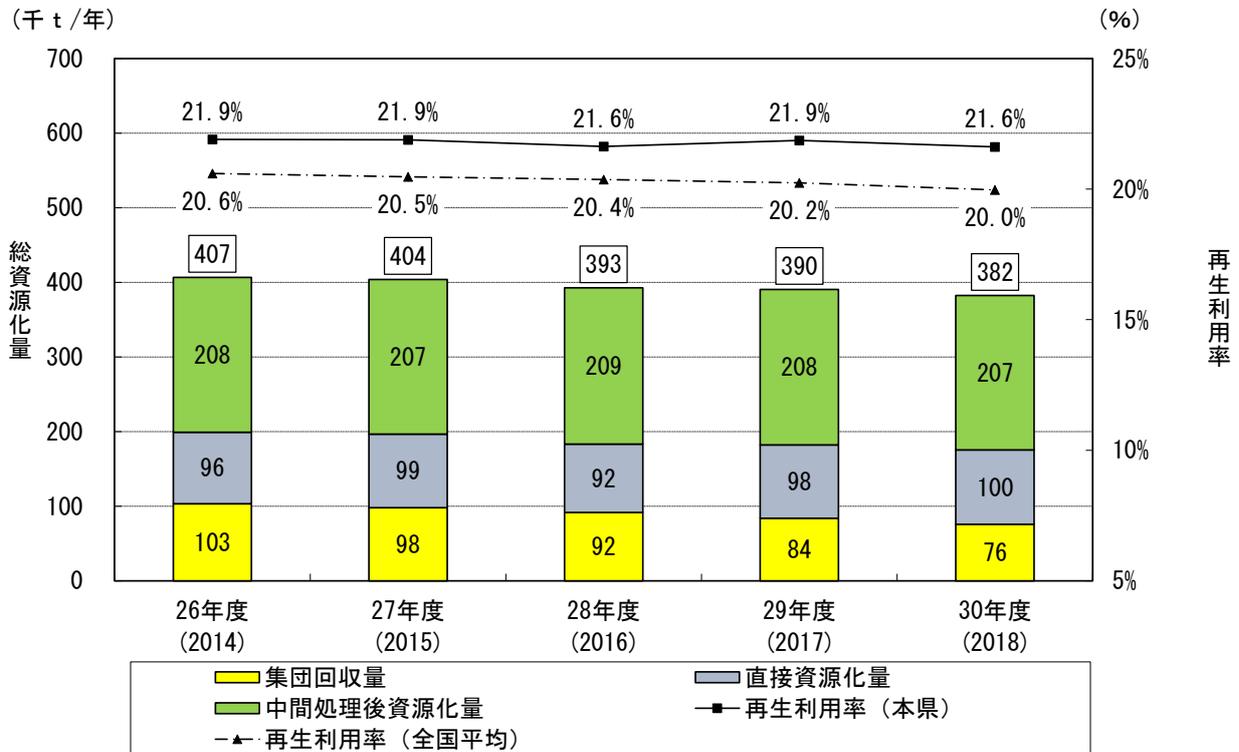
2 再生利用

平成 30 (2018) 年度の本県のごみの資源化 (再生利用) の状況は、破碎や焼却等の中間処理後の資源化量が 207 千 t、市町村により回収され資源化された直接資源化量が 100 千 t、町内会や自治会などの地域の団体等により集団回収され資源化された集団回収量が 76 千 t、合計 382 千 t が資源化されており、総排出量で割った再生利用率は 21.6% となっています。(図表 2-6)

平成 26 (2014) 年度と比較すると、直接資源化量が若干増加している以外は、いずれも減少しています。

なお、平成 30 (2018) 年度における本県のごみの再生利用率は、全国平均と比較すると約 2 ポイント上回っています。

図表 2-6 総資源化量及び再生利用率の推移 (福岡県)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

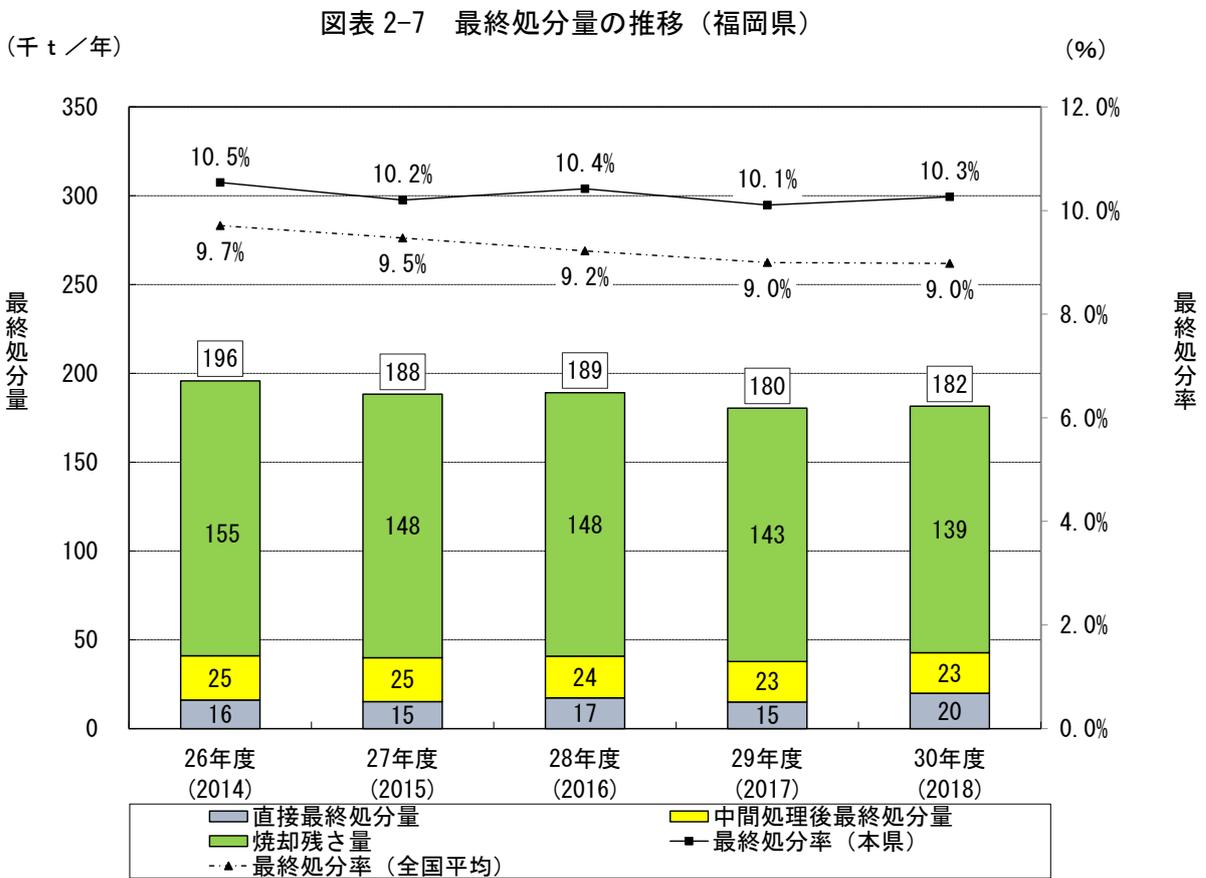
- * 災害廃棄物を除く。
- * 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量
- * 再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100
- * 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

3 最終処分

平成30(2018)年度の本県のごみの最終処分の状況は、焼却後埋め立てられる焼却残さ量が139千t、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が23千t、中間処理されずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が20千tの合計182千tです。(図表2-7)

平成26(2014)年度と比較すると、14千t、約7%の減少となっています。

なお、平成30(2018)年度における本県のごみの最終処分量(最終処分量を総排出量で割った割合)は10.3%となり、全国平均と比較すると約1ポイント高くなっています。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

* 災害廃棄物を除く。

* 直接最終処分量とは、中間処理をされずそのまま埋め立てられる量

* 中間処理後最終処分量とは、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる量

* 焼却残さ量とは、焼却後埋め立てられる量

* 最終処分量率 = 最終処分量 ÷ 総排出量 × 100

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

第2 し尿等の排出、処理等

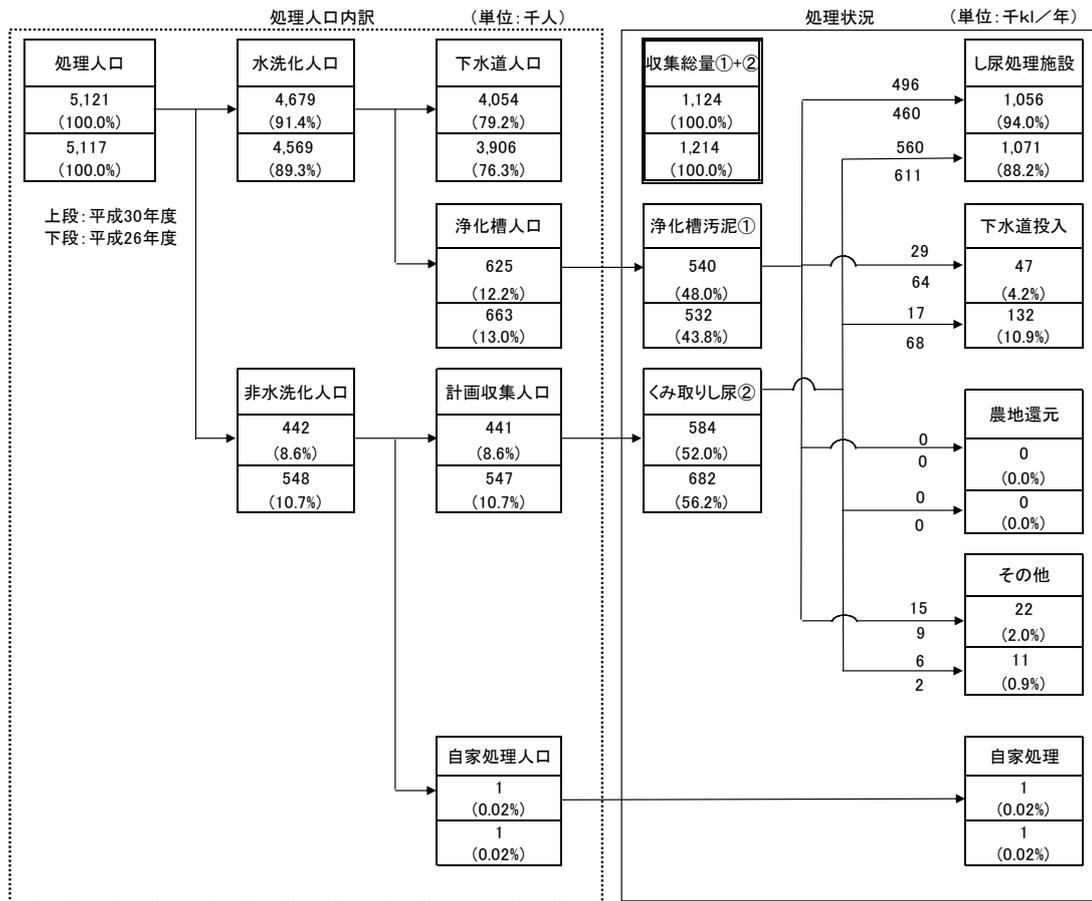
平成30(2018)年度の本県の処理人口5,121千人のうち、水洗化人口は91.4%、下水道人口が79.2%、浄化槽人口が12.2%、非水洗化のくみ取りし尿の計画収集人口が8.6%となっています。(図表2-8)

下水道処理分及び自家処理分を除いた、市町村による平成30(2018)年度の収集総量は1,124千k1であり、内訳は、浄化槽汚泥が540千k1で48.0%、くみ取りし尿が584千k1で52.0%となっています。

平成26(2014)年度と比較すると、下水道人口の増加に伴い、非水洗化人口が減少したため、くみ取りし尿の収集量は減少しています。

収集後の浄化槽汚泥及びくみ取りし尿は、し尿処理施設などで処理されます。

図表2-8 し尿の処理人口及び処理状況(福岡県)(平成30年度と平成26年度の比較)



出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

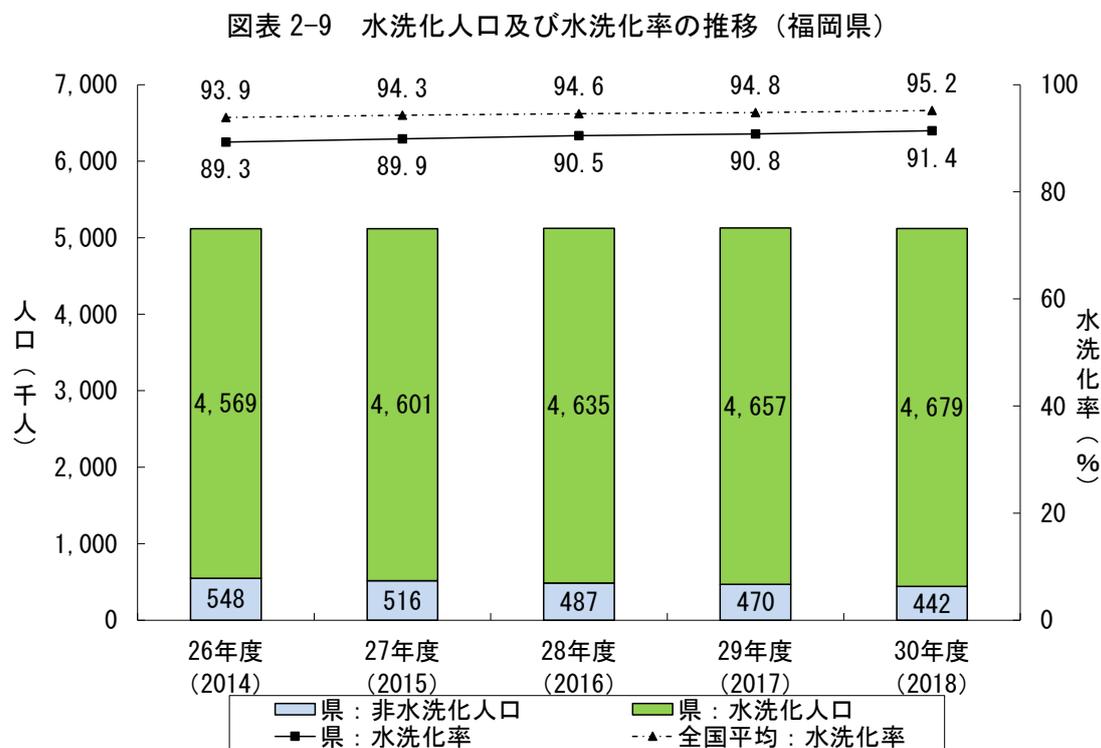
*端数処理により収支が合わない場合がある。

*浄化槽人口には、コミュニティ・プラント利用者、農業集落・漁業集落排水処理施設利用者を含む。

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

本県の水洗化人口は年々増加しており、平成30(2018)年度においては、4,679千人、水洗化率91.4%となっています。

なお、平成30(2018)年度における本県の水洗化率は、全国平均と比較すると約4ポイント下回っています。(図表2-9)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

第3 一般廃棄物処理施設

1 ごみ処理施設

令和2(2020)年8月1日時点における市町村のごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設等を合計すると76施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は9,671 t/日となっています。

また、令和2(2020)年8月1日時点において15年以上稼働している施設は62施設あります。

2 最終処分場

令和2(2020)年8月1日時点における最終処分場は27施設あり、残余容量の合計は5,623 千m³となっています。

各施設について、同日現在の残余容量を令和元(2019)年度の埋立実績量で今後も埋め立てると仮定した場合、残余年数が20年以上の施設は19施設あります。

3 し尿処理施設

令和2(2020)年8月1日時点における市町村のし尿処理施設(地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)を除く)は、35施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は3,700 k l/日となっています。

また、令和2(2020)年8月1日時点において15年以上稼働している施設は29施設あります。

第2節 産業廃棄物処理の現状

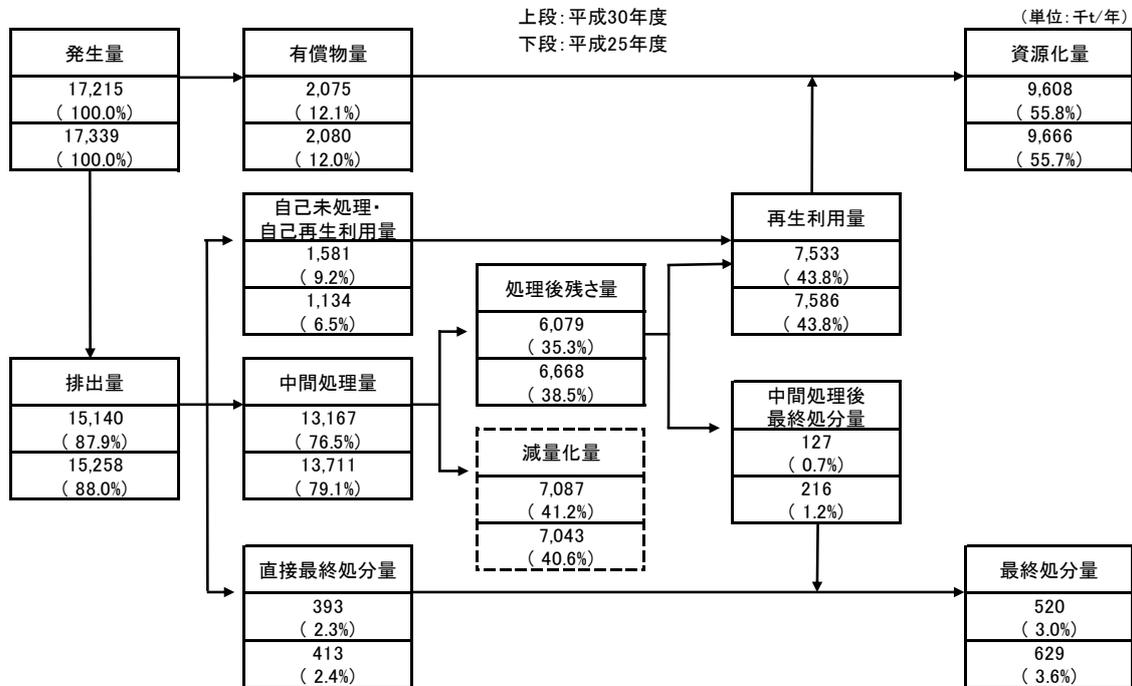
第1 産業廃棄物の発生、処理及び最終処分

平成30(2018)年度の本県の産業廃棄物の発生量は17,215千t、排出量は15,140千tとなっています。(図表2-10)

処理の内訳は、肥料や建設資材、セメント原料等に再資源化された量が9,608千t(発生量比55.8%)、脱水や焼却等の中間処理により減量化された量が7,087千t(同41.2%)、最終処分量は520千t(同3.0%)となっています。

平成25(2013)年度と比べると、発生量、排出量、資源化量及び最終処分量のいずれについても大きな変化はありません。

図表2-10 産業廃棄物の処理フロー(福岡県)(平成30年度と平成25年度の比較)



出典:福岡県「環境白書」等
 ※ 数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。
 ※ ()は、発生量比。

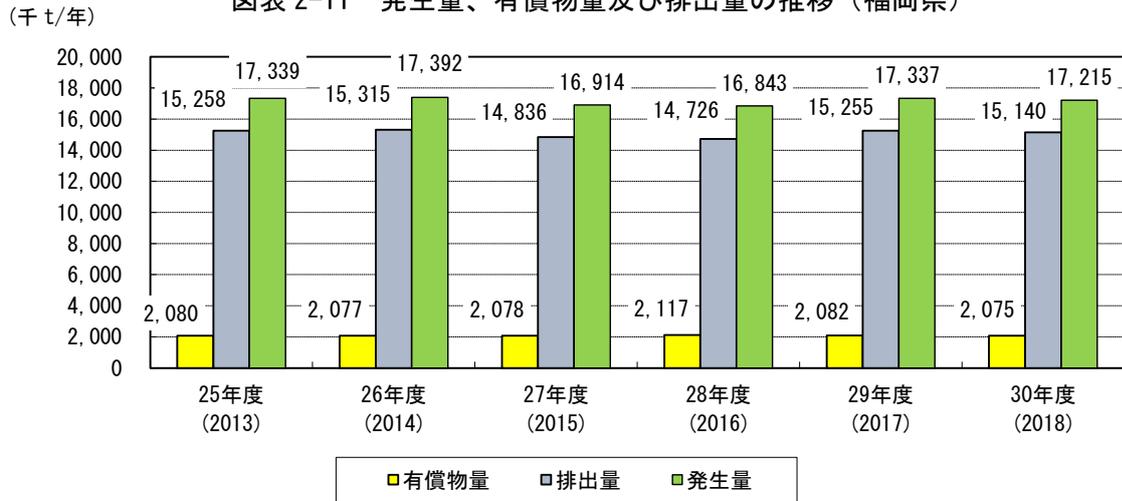
1 排出量

平成30(2018)年度の福岡県の産業廃棄物の排出量は、事業場内で17,215千tが発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量2,075千tを除くと15,140千tとなっています。(図表2-10、2-11)

排出量を品目別にみると、汚泥が全体の48.3%を占めており、次いで、がれき類が23.7%となっています。排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業からの排出が最も多く、続いて、建設業、製造業の順に多くなっています。(図表2-12)

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表 2-11 発生量、有償物量及び排出量の推移（福岡県）



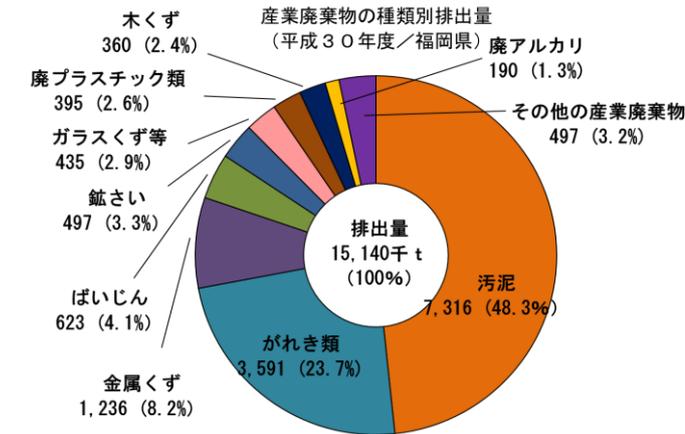
出典：福岡県「環境白書」等

* 排出量＝発生量－有償物量

* 有償物量…事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量

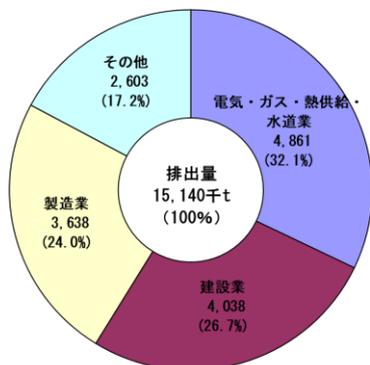
* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表 2-12 産業廃棄物の種類、業種別排出量（福岡県及び全国）

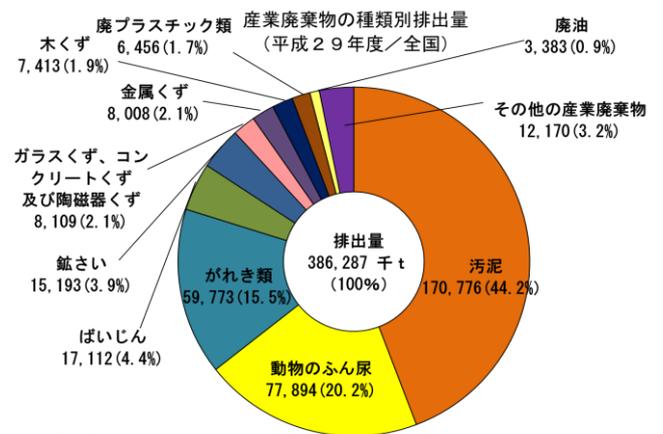


【資料：福岡県「環境白書」】

産業廃棄物の業種別排出量
(平成30年度/福岡県)

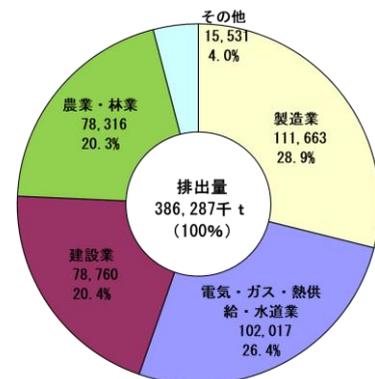


【資料：福岡県「環境白書」】



【資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」】

産業廃棄物の業種別排出量
(平成29年度/全国)



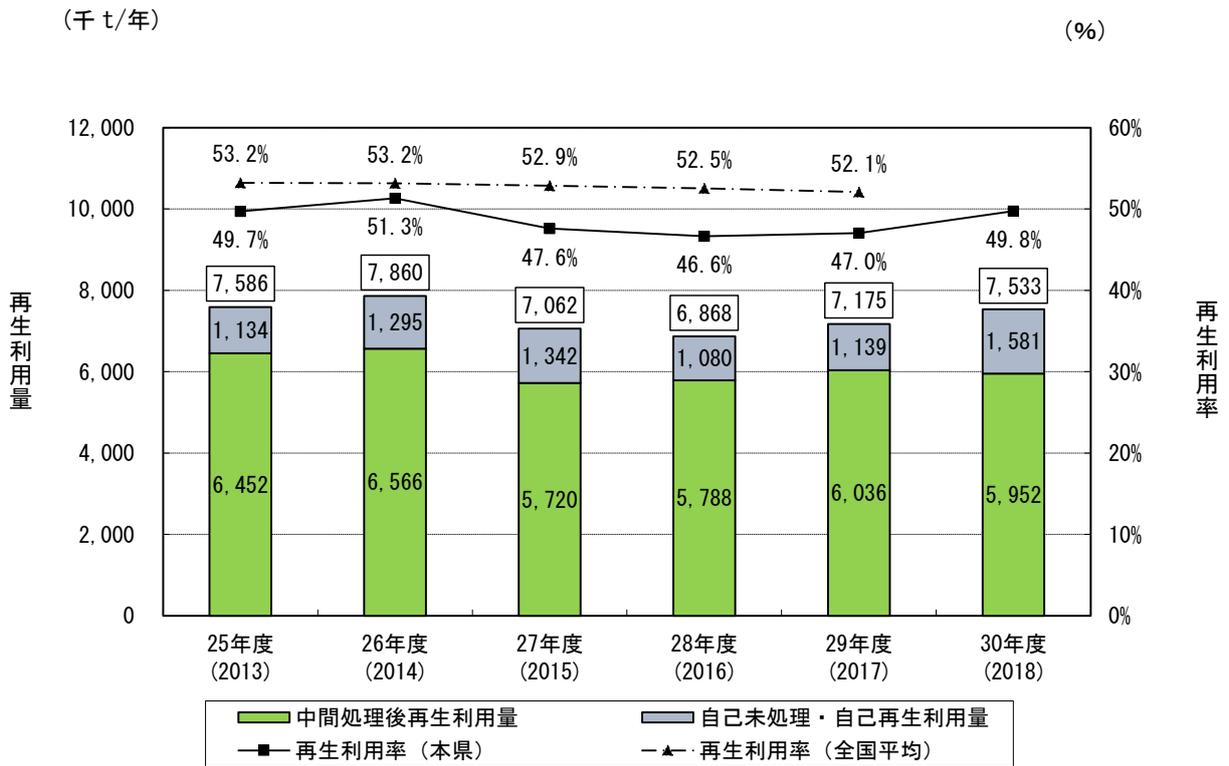
【資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」】

* 全国の排出量等実績は平成29(2017)年度が最新値

2 再生利用

平成 30（2018）年度の本県の産業廃棄物の再生利用の状況は、焼却等の中間処理をせずに排出者が自ら再生利用したものが 1,581 千 t、中間処理後に再生利用されたものが 5,952 千 t の合計 7,533 千 t が再生利用されており、排出量で割った再生利用率は 49.8% となっています。（図表 2-13）

図表 2-13 再生利用量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*再生利用量 = 中間処理後再生利用量 + 自己未処理・自己再生利用量

*中間処理後再生利用量…焼却等の中間処理の後に再生利用された量

*自己未処理・自己再生利用量…中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量

*再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量 × 100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

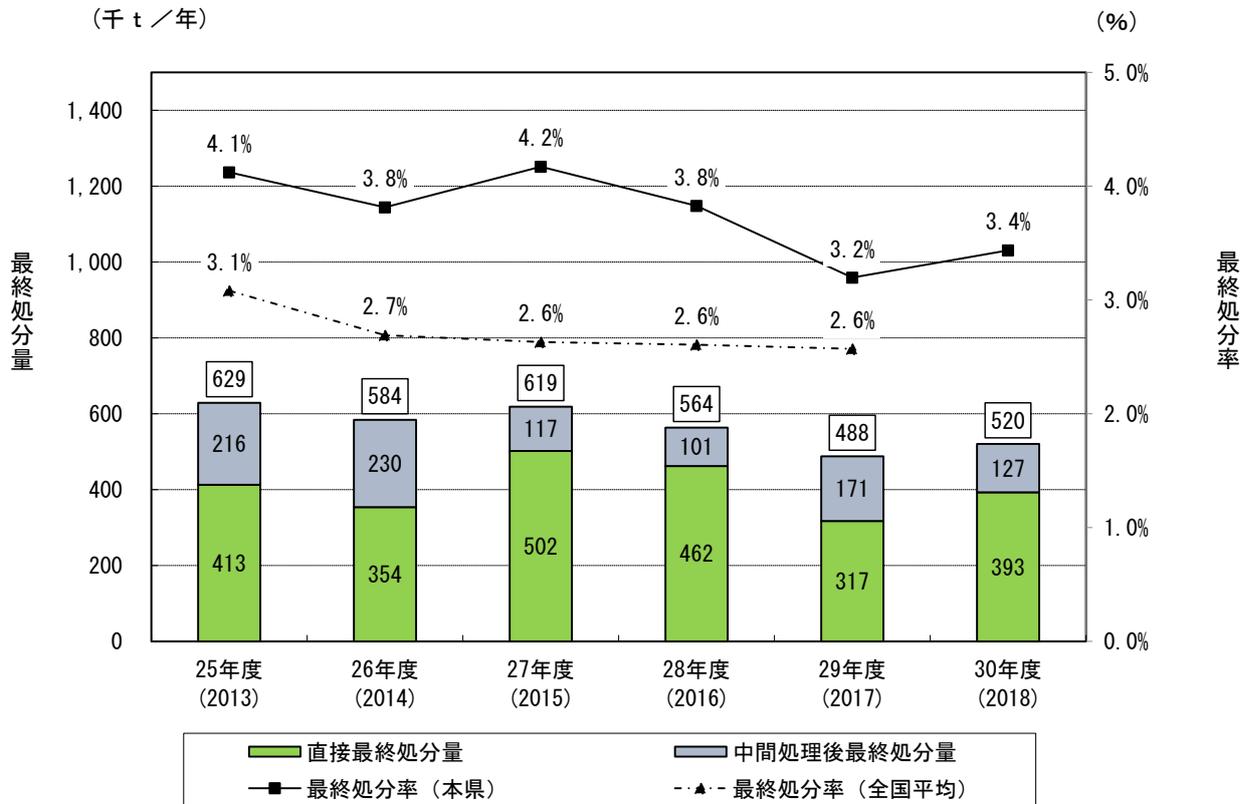
*全国の排出量等実績は平成 29（2017）年度が最新値

3 最終処分

平成30（2018）年度の本県の産業廃棄物の最終処分の状況は、焼却や破砕等の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が127千t、中間処理をせずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が393千tの合計520千tが最終処分されており、排出量で割った最終処分率は3.4%となっています。（図表2-14）

最終処分量を平成25（2013）年度と比較すると、109千t、約17%の減少となっています。

図表2-14 最終処分量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*最終処分量 = 直接最終処分量 + 中間処理後最終処分量

*最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量 × 100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

*全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

第2 産業廃棄物処理施設

1 産業廃棄物処理施設の数

本県内の産業廃棄物処理施設は、842 施設となっています。（図表 2-15）

図表 2-15 産業廃棄物処理施設の設置状況（福岡県）

（令和2年3月31日現在）

施設の種類		許可件数					合計
		福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	
汚 泥	脱水施設	43	31	16	8	14	112
	乾燥施設	3	4	1	0	0	8
	焼却施設	3	19	1	1	1	25
廃 油	油水分離施設	4	8	0	1	1	14
	焼却施設	4	18	2	1	1	26
廃酸・廃アルカリの中和施設		0	3	0	0	0	3
廃プラスチック類	破砕施設	8	47	4	13	4	76
	焼却施設	8	21	3	1	2	35
木くず・がれき類の破砕施設		148	138	25	36	91	438
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		0	1	0	0	0	1
水銀等を含む汚泥のばい焼施設		0	1	0	0	0	1
廃水銀等の硫化施設		0	0	0	0	0	0
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		0	10	1	0	0	11
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の熔融施設		0	1	0	0	0	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		7	19	3	1	1	31
P C B	焼却施設	0	0	0	0	0	0
	分解施設	0	4	0	0	0	4
	洗浄・分離施設	0	3	0	0	0	3
最終処分場	遮断型	0	0	0	1	0	1
	安定型	21	4	4	3	1	33
	管理型	8	5	1	5	0	19
計		257	337	61	71	116	842

* 廃棄物処理法施行令第7条に掲げる施設（施設設置許可を要する施設）のみを計上している。

* 福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

2 最終処分場の残余容量

本県内の安定型最終処分場の平成30（2018）年4月1日時点の残余容量は1,754千 m^3 、平成29（2017）年度の埋立実績は182千 m^3 であり、10年程度の残余年数があります。（図表2-16）

また、管理型最終処分場の平成30（2018）年4月1日時点の残余容量は13,574千 m^3 、平成29（2017）年度の埋立実績は544千 m^3 であり、十分な残余容量があります。（図表2-16）

図表 2-16 最終処分場の残余容量（福岡県）

（平成30年4月1日現在）（単位：千 m^3 ）

施設の種類		地域					
		福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計
遮断型 最終処分場	残余容量	—	—	—	2	—	2
	平成29年度 埋立実績	—	—	—	0	—	0
安定型 最終処分場	残余容量	975	493	262	17	6	1,754
	平成29年度 埋立実績	29	93	59	0	1	182
管理型 最終処分場	残余容量	151	11,265	2	400	—	11,818
	平成29年度 埋立実績	3	350	1	8	—	362
合計	残余容量	1,126	11,758	264	419	6	13,574
	平成29年度 埋立実績	32	442	60	8	1	544

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

第3 不適正処理の状況

本県における産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、減少してはいるものの、依然として発生しており（図表 2-17）、住民の処理業者等への不信感や生活環境の汚染に対する不安の声は未だ消えておりません。

本県では、不適正処理の未然防止や早期是正のため、排出事業者・処理業者に対する監視指導を強化し、適正処理の徹底を図っています。

また、最終処分場や焼却施設については、重点監視対象施設として監視を実施し、処分場等の安全、適正な管理に向けた指導に努めています。

1 排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導しています。

2 処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導しています。

3 不法投棄防止のための監視

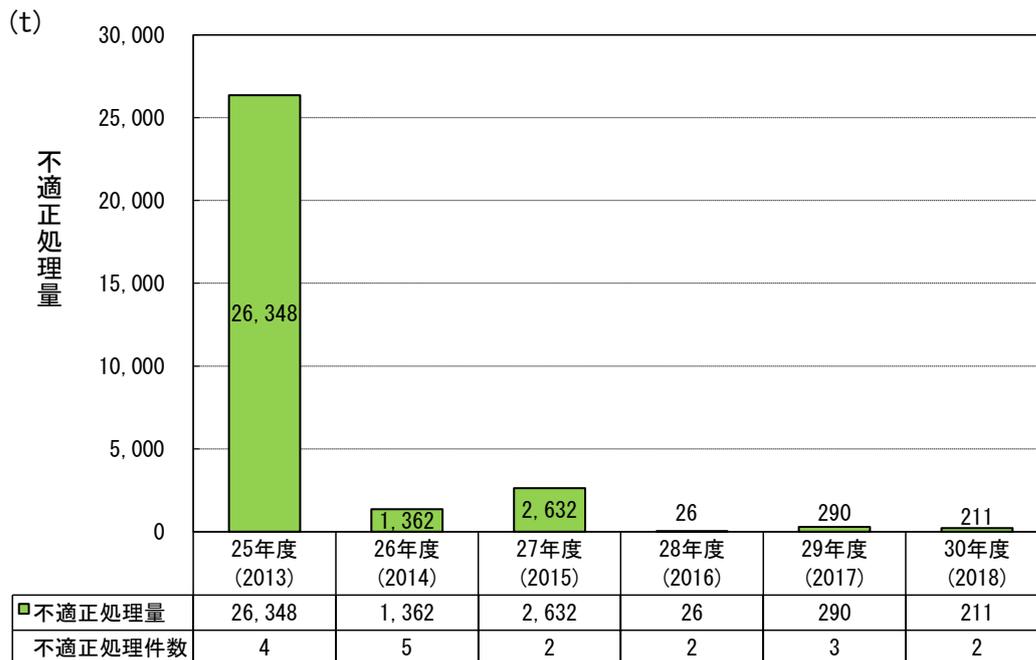
廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6（1994）年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内地域ごとに政令市（廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市）又は県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に不法投棄監視体制の整備を進めています。

また、県内の市町村では、不法投棄の疑いがある情報を地域住民から収集する不法処理防止推進員制度の整備が進められています。

4 立入検査と行政処分

本県では、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、処理業者や処理施設等への立入検査を実施しており、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行っています。（図表 2-18）

図表 2-17 産業廃棄物不法投棄等不適正処理事例の推移（福岡県）

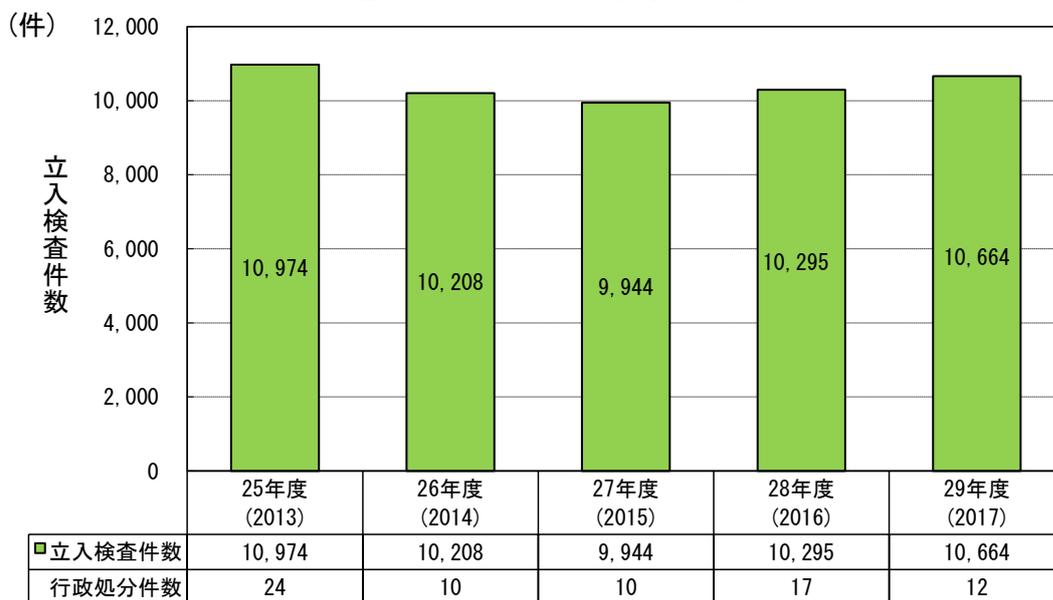


出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」

* 1件あたり10t以上の不法投棄など不適正処理を計上。

* 25年度は、過去に不適正処理が行われた事案に対し、措置命令を発出した1件(22,500t)を含む

図表 2-18 処理業者等への立入及び行政処分の件数（福岡県）



出典：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」

第3節 前計画の目標の進捗状況

平成28(2016)年3月策定の前回の廃棄物処理計画においては、令和2(2020)年度を目標年度として、一般廃棄物(ごみ)及び産業廃棄物の各項目について目標を定めました。

第3節では、前計画で定めた目標の進捗状況を整理します。

第1 一般廃棄物(ごみ)

図表2-19 前計画の目標の進捗状況(一般廃棄物(ごみ))

項目	前回の廃棄物処理計画		27年度 実績 (対26年度比)	28年度 実績 (対26年度比)	29年度 実績 (対26年度比)	30年度 実績 (対26年度比)
	26年度 実績	令和2年度 目標				
総排出量 (対26年度比)	1,857千t	1,820千t (26年度の 2%減)	1,846千t (-1%)	1,815千t (-2%)	1,785千t (-4%)	1,769千t (-5%)
1人1日当たりの 家庭系ごみ 排出量	544g	538g	542g (±0%)	529g (-3%)	526g (-3%)	528g (-3%)
再生利用率	21.9%	23%	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%
最終処分量 (対26年度比)	196千t	192千t (26年度の 2%減)	188千t (-4%)	189千t (-3%)	180千t (-8%)	182千t (-7%)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
* 災害廃棄物を除く。

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ(計画収集量 + 直接搬入量) から資源ごみを控除した量 ÷ 人口 ÷ 365 (うるう年は366)

再生利用率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ 総排出量 × 100

最終処分量 = 直接最終処分量 + 中間処理後最終処分量 + 焼却残さ量

1 総排出量

本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は減少傾向であり、平成30（2018）年度のごみの総排出量は1,769千tで、令和2（2020）年度目標である1,820千t以内となっています。

○ ごみの総排出量は、前計画では、令和2（2020）年度目標を平成26（2014）年度比2%減の1,820千t以内としていました。

これに対し、平成26（2014）年度以降、総排出量は減少、平成30（2018）年度には平成26（2014）年度比で約5%減少しています。（図表2-19、20）

○ また、1人1日当たりのごみ排出量は、平成26（2014）年度比で、生活系ごみが約5%減少、事業系ごみが約4%減少しています。

図表2-20 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移(福岡県)

	20年度	26年度 (対20 年度比)	27年度	28年度	29年度	30年度 (対26 年度比)
ごみ総排出量	1,944千t	1,857千t (-4%)	1,846千t	1,815千t	1,785千t	1,769千t (-5%)
生活系ごみ *集団回収量を含む	1,282千t	1,204千t (-6%)	1,198千t	1,163千t	1,148千t	1,144千t (-5%)
事業系ごみ	662千t	653千t (-1%)	648千t	652千t	637千t	625千t (-4%)
1人1日あたり のごみ排出量 (生活系ごみ) *集団回収量を含む	697g	645g (-7%)	639g	622g	614g	612g (-5%)
1人1日あたり のごみ排出量 (事業系ごみ)	360g	349g (-3%)	346g	349g	340g	334g (-4%)
総人口	5,038千人	5,117千人 (+2%)	5,119千人	5,123千人	5,127千人	5,121千人 (±0%)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

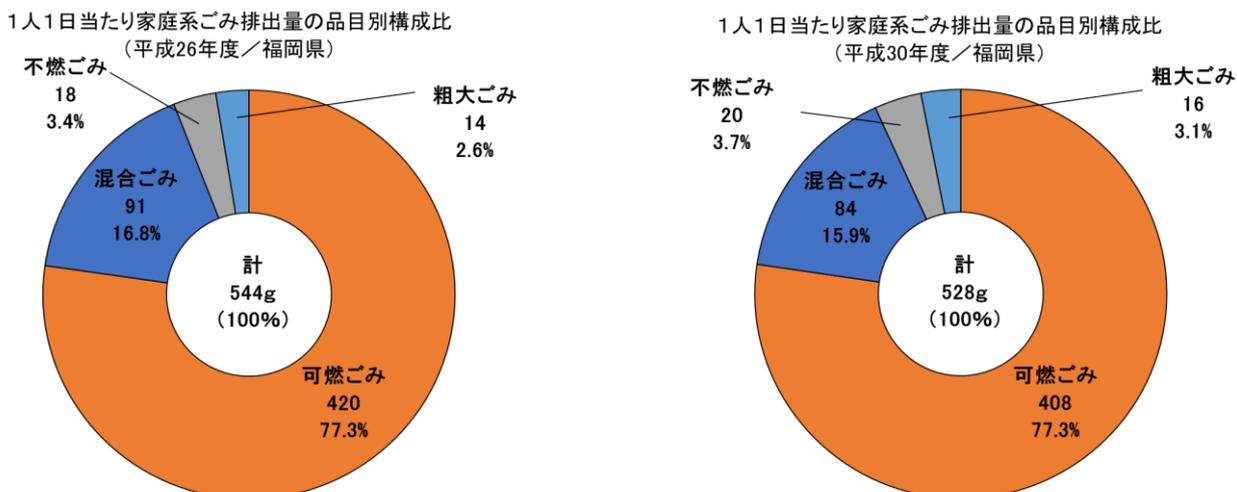
*災害廃棄物を除く。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成30（2018）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は528gで、令和2（2020）年度目標である538g以内となっています。（参考：平成30年度全国平均505g）

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とは、生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）から資源ごみを控除した量を1人1日当たりの排出量へ換算した量です。
- 前計画では、令和2（2020）年度目標を平成26（2014）年度比1%減の538g以内としていました。
これに対し、平成26（2014）年度以降、家庭系ごみ排出量は減少、平成30（2018）年度には平成26（2014）年度比で約3%減少しています。（図表2-19）
- 平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけて、可燃ごみ（混合ごみ及び可燃ごみ）の排出量が約19g減少している一方、不燃ごみ及び粗大ごみが僅かに増加しています。（図表2-21）
- 本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少しているものの、全国平均と比較して23g高い状況です。（図表2-22）

図表2-21 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量構成比（福岡県）（単位：g）

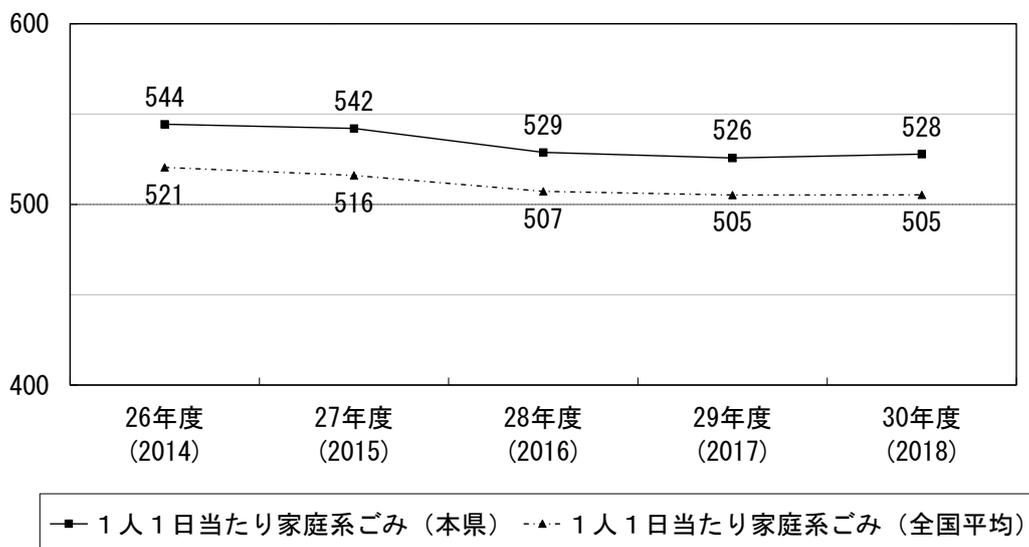


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

* 災害廃棄物を除く。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表 2-22 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（福岡県及び全国）（単位：g）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」
 ＊災害廃棄物を除く。

3 再生利用率

平成 30（2018）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は 21.6%で、令和 2（2020）年度目標である 23%に達していません。（参考：平成 30 年度全国平均 20.0%）

- 総排出量は、1 総排出量（21 頁）で述べたとおり、平成 26（2014）年度以降、減少しています。資源として再利用された総資源化量についても、平成 26（2014）年度から減少傾向にあります。（図表 2-23）
- これは、ITの普及により、国内において、リサイクルしやすい紙類の生産（消費）が減少し、紙類の排出が抑制され、再生利用率の低下の要因になっていると考えられます。（図表 2-23、24、25）
- なお、再生利用率の算出基礎は、市町村等が収集しているごみ、住民・事業者によって市町村管理・委託の処理施設に直接搬入されるごみ、及び市民団体等により回収され、市町村に報告されるごみです。
- 古紙などのリサイクルしやすい廃棄物は統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、前計画では、目標設定において、この民間事業者によ

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

る回収状況を加味した再生利用率（推計値）を参考目標値として設定していました。

（平成26（2016）年度推計値約42%、令和2（2020）年度目標値44%）

*民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）

環境省実施の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量の割合（本県の資源化量÷全国の資源化量）を算出した後、古紙回収などの民間回収量（全国）に当該割合を乗じ、本県における民間回収量（推計値）を算出。

「一般廃棄物処理実態調査」における本県の総資源化量に本県における民間回収量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

- 民間回収に係る再生利用量の大部分を占める紙類の回収量が減少したことから、平成30（2018）年度において、民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）は、約40%と低下しています。（図表2-25、26）

図表2-23 ごみの品目別総資源化量の推移（福岡県）

品目	20年度	26年度 (対20年度 比)	27年度	28年度	29年度	30年度 (対26年度 比)	30年度 (対26年 度増減)
ごみ総資源化量 (単位：t)	458,089	406,674 (-11%)	403,919	392,623	390,376	382,334 (-6%)	-24,340
紙類	174,451	139,848 (-20%)	133,027	121,054	113,850	108,941 (-22%)	-30,907
金属類	33,071	27,487 (-17%)	28,260	28,311	29,621	32,311 (+17%)	4,824
ガラス類	21,330	19,508 (-9%)	19,888	18,911	18,940	18,893 (-3%)	-615
ペットボトル	11,432	7,630 (-33%)	7,841	8,038	8,276	8,598 (+13%)	968
プラスチック類	9,659	9,045 (-6%)	9,419	9,586	9,401	9,869 (+9%)	824
布	5,779	5,874 (+2%)	6,190	5,514	5,604	5,295 (-10%)	-579
溶融スラグ	37,418	36,149 (-3%)	35,236	36,510	35,151	32,262 (-11%)	-3,887
固形燃料	75,872	75,621 (±0%)	76,114	75,434	73,735	74,991 (-1%)	-630
セメント原料化	5,681	12,000 (+111%)	11,707	13,581	14,150	14,080 (+17%)	2,080
山元還元	2,276	6,332 (+178%)	5,029	5,770	6,409	5,969 (-6%)	-363
その他	81,120	67,180 (-17%)	71,208	69,914	75,239	71,125 (+6%)	3,945
再生利用率	23.6%	21.9%	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%	-0.3ポイント

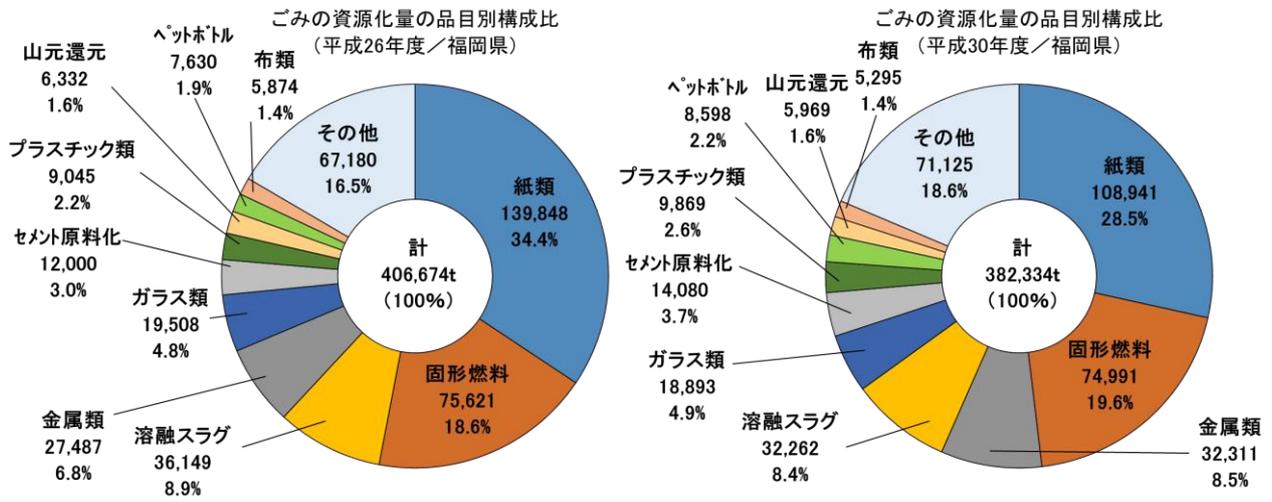
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*山元(やまもと)還元(かんげん)：廃棄物の飛灰等を鉱山（製錬所）へ持ち込み、鉱石と同様に非鉄金属の原料（精錬の対象物）として利用すること。

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表 2-24 ごみの資源化量の品目別構成比（福岡県）（単位：t）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

* 災害廃棄物を除く。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表 2-25 古紙回収量・率の推移（全国）

対象年 (1月～12月)	紙・板紙国内消費 (単位：t)	古紙（回収量） (単位：t)	古紙（回収率）
平成 20（2008）年	30,303,211	22,752,247	75.1%
平成 26（2014）年	26,916,751	21,749,508	80.8%
平成 27（2015）年	26,313,574	21,400,940	81.3%
平成 28（2016）年	26,131,677	21,233,289	81.3%
平成 29（2017）年	26,023,267	21,047,273	80.9%
平成 30（2018）年	25,331,923	20,673,299	81.6%
令和元（2019）年	24,900,712	19,794,252	79.5%

出典：「（公財）古紙再生促進センター ホームページ掲載資料」

* 「古紙回収率」…古紙回収量÷紙・板紙消費量で求められ、国内で消費した紙・板紙のうち、国内で古紙として回収された割合。

図表 2-26 民間における再生利用量（全国）（単位：千 t）

各団体の個別製品統計データにおける再生利用量（統計調査対象外）					
	ガラスびんリサイクル促進協議会資料	アルミ缶リサイクル協会資料	スチール缶リサイクル協会資料	全国牛乳容器環境協議会資料	(公財)古紙再生促進センター資料
	ガラスびん	アルミ缶	スチール缶	飲料用紙容器	古紙
平成 27 年度 (2015)	1,129	78	298	39	16,269
平成 28 年度 (2016)	1,084	71	300	38	16,326
平成 29 年度 (2017)	1,059	62	282	37	16,222

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」等

4 最終処分量

平成 30 (2018) 年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は 182 千 t で、令和 2 (2020) 年度目標である 192 千 t 以内となっています。

- ごみの最終処分量は、前計画では、令和 2 (2020) 年度目標を平成 26 (2014) 年度比 2%減としていました。

これに対し、平成 26 (2014) 年度以降、最終処分量は減少、平成 30 (2018) 年度には平成 26 (2014) 年度比で約 7%減少しています。（図表 2-19）

- ごみの最終処分量の減少は、一般廃棄物の排出量の減少によるほか、焼却等により減量化されるごみの量の割合が増加したことにより焼却残さが減少したことによるものです。

最終処分量のうち焼却残さ量は、平成 26 (2014) 年度において 155 千 t であったのに対し、平成 30 (2018) 年度においては 139 千 t と、16 千 t 減少しています。（図表 2-7）

第2 産業廃棄物

図表 2-27 前計画の目標の進捗状況（産業廃棄物）

項目	前回の廃棄物処理計画		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	25年度 実績	令和2年度 目標	実績 (対25年度比)	実績 (対25年度比)	実績 (対25年度比)	実績 (対25年度比)	実績 (対25年度比)
排出量 (対25年度比)	15,258千t	15,716千t (25年度の 3%増以内)	15,315千t (±0%)	14,836千t (-3%)	14,726千t (-4%)	15,255千t (±0%)	15,140千t (±0%)
再生 利用率	汚泥	6%	6.6%	6.2%	7.1%	10.2%	10.2%
	汚泥 以外	89.1%	90%	90.2%	86.5%	87.5%	86.7%
最終処分量 (対25年度比)	629千t	648千t (25年度の 3%増以内)	584千t (-7%)	619千t (-2%)	564千t (-10%)	488千t (-22%)	520千t (-17%)

出典：福岡県「環境白書」等

*排出量＝発生量－有償物量

有償物量とは、中間処理されることなく、事業場から直接有償で売却されたもの。

*再生利用率＝再生利用量÷排出量×100

*最終処分量＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量

1 排出量

本県の産業廃棄物の排出量は、僅かな増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しており、平成30（2018）年度の産業廃棄物の排出量は15,140千tで、令和2（2020）年度目標である15,716千t以内となっています。

- 産業廃棄物の排出量は景気の影響を受けることから、前計画では、GDPの伸びにより5%程度の排出量増加を予想していました。

これに対し、従来から実施していた産業廃棄物多量排出事業者（年間1,000t以上排出）に対する減量等に関する指導の強化、産業廃棄物税の課税の継続などにより排出量を抑制することで、令和2（2020）年度時点で平成25（2013）年度比3%増の15,716千t以内での抑制を目標としていました。

- 平成25（2013）年度以降、県内総生産は上昇し、平成29（2017）年度では対25（2013）年度比で4.6%上昇しましたが、産業廃棄物排出量は適切な抑制がなされています。（図表2-28）

図表 2-28 福岡県内総生産の推移 (単位: 100 万円)

	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
県内総生産	18,160,501	18,053,675	18,380,696	18,557,507	18,990,258
増減率(対25年度比)	—	-0.6%	+1.2%	+2.2%	+4.6%

出典: 福岡県県民経済計算(平成18~29年度)

2 再生利用率

本県の産業廃棄物の再生利用率は、汚泥については10.2%で、令和2(2020)年度目標である6%に達している一方で、汚泥以外の産業廃棄物については86.7%で、令和2(2020)年度目標である90%に達していません。

- 汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率が低下した一方、汚泥の再生利用率が上昇したため、全体の再生利用率は、平成25(2013)年度と同じく約50%となっています。(図表2-29)
- 汚泥以外の産業廃棄物のうち、がれき類について、近年、排出量及び再生利用量の減少が見られます。なお、がれき類は、全国的にも平成26(2014)年度をピークに排出量及び再生利用量ともに減少しています。(図表2-30)
汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率は、路盤材等の原料としてがれき類の再生利用率が9割を超えるものの再生利用量全体が減少したため、低下したものと推測されます。
- なお、従前から目標値として設定していた再生利用率と別に、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年6月策定)において、産業廃棄物の出口側の循環利用率約38%が令和7(2025)年度の目標値として設定されています。

産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

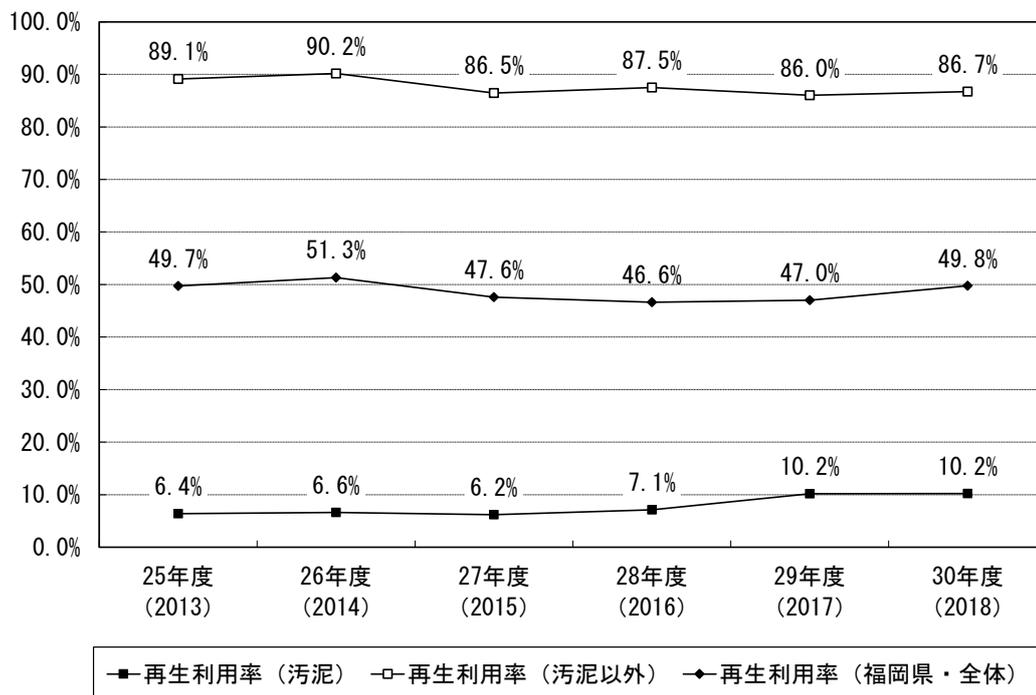
循環利用量…再生利用量+(金属くず・ガラスくず等・鉦さい・がれき類の減量化量)-動物のふん尿の直接再生利用量

*動物のふん尿のうち何らかの処理をされことなく農地に還元されている量は自然還元量と定義し、循環利用量に含めない。

- 本県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、平成30(2018)年度時点で49.9%であり、既に国が定める令和7(2025)年度の目標値を達成しています。(図表2-31)

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表 2-29 産業廃棄物の再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」等

* 再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量 × 100

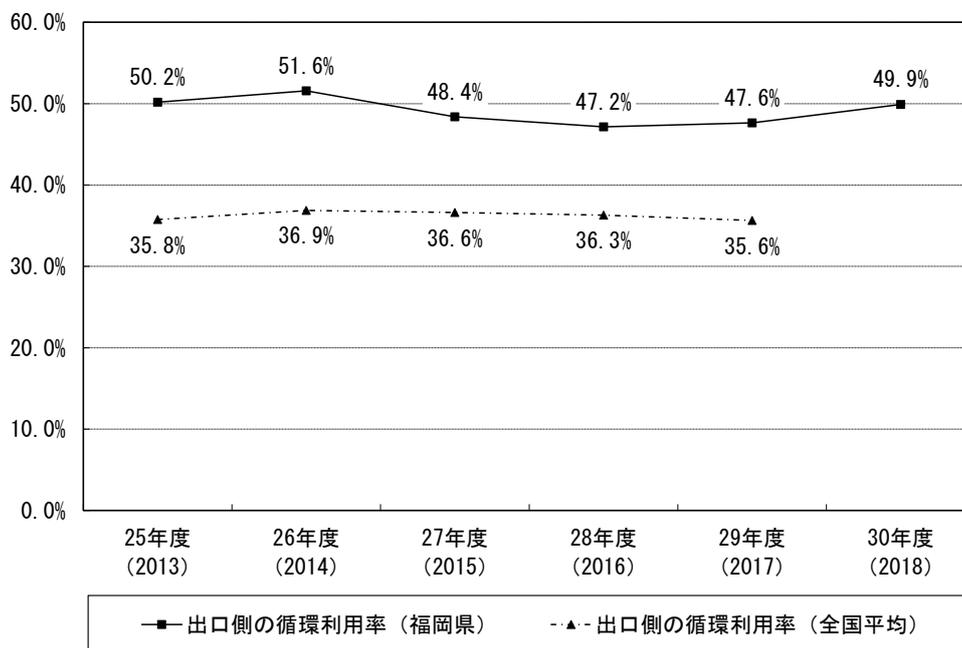
図表 2-30 がれき類の排出量及び再生利用量

(単位：千t)		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	対25年度 増減	対25年度 比
本県	排出量	4,119	3,789	3,587	3,677	3,788	3,591	-528	-12.8%
	再生利用量	3,912	3,640	3,375	3,466	3,552	3,350	-562	-14.4%
	再生利用率（排出量比）	95.0%	96.1%	94.1%	94.2%	93.8%	93.3%	-1.7%	
全国	排出量	63,233	64,394	64,212	63,587	59,773		-3,460	-5.5%
	再生利用量	60,145	61,871	61,691	61,401	57,492		-2,653	-4.4%
	再生利用率（排出量比）	95.1%	96.1%	96.1%	96.6%	96.2%		+1.1%	

出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

* 全国の排出量等実績は平成 29 (2017) 年度が最新値のため、全国の対 25 年度増減及び対 25 年度比は平成 29 (2017) 年度実績との比較

図表 2-31 産業廃棄物の出口側の循環利用率（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

* 産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

* 循環利用量…再生利用量+（金属くず・ガラスくず等・鋳さい・がれき類の減量化量）-動物のふん尿の直接再生利用量

* 全国の排出量等実績は平成 29（2017）年度が最新値

3 最終処分量

平成 30（2018）年度の本県の産業廃棄物の最終処分量は 520 千 t で、令和 2（2020）年度目標である 648 千 t 以内となっています。

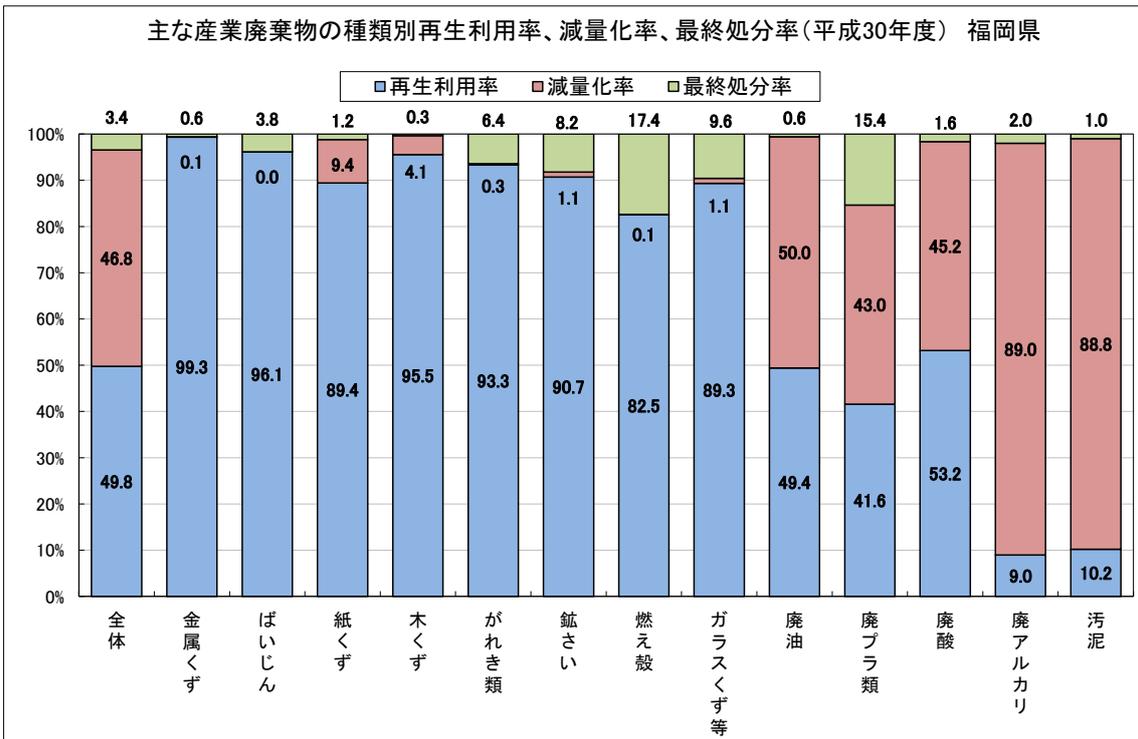
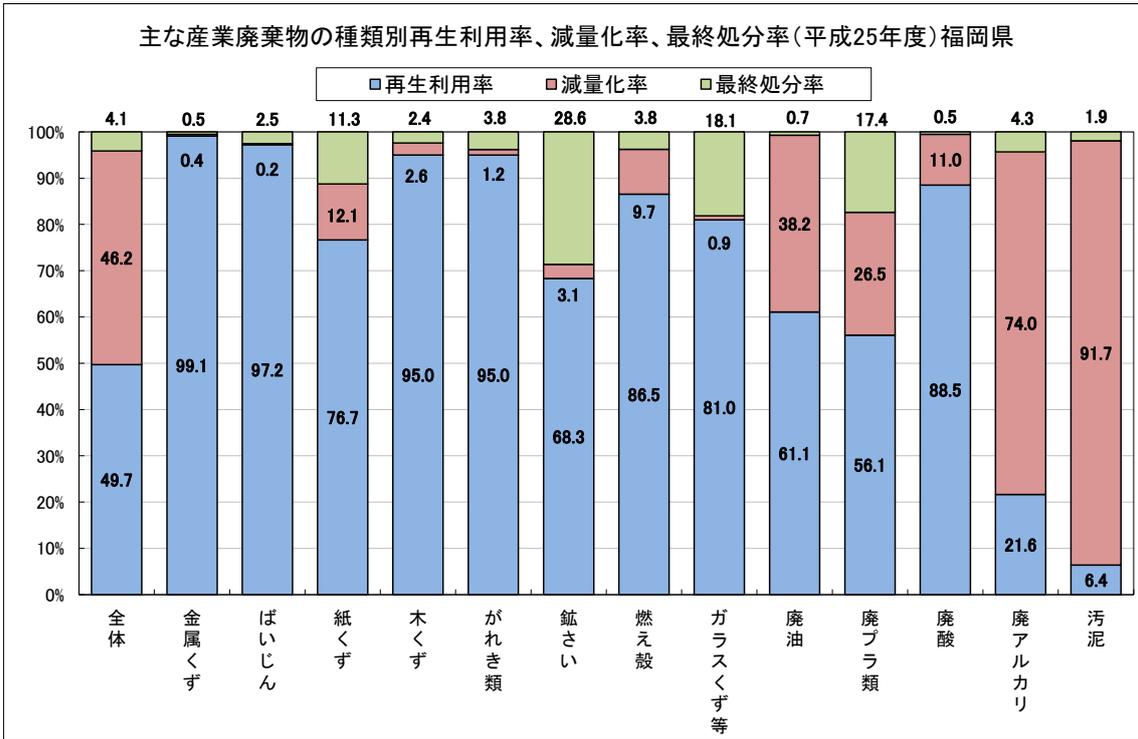
- 産業廃棄物の最終処分量は、前計画では、令和 2（2020）年度時点で平成 25（2013）年度比 3%増の 648 千 t 以内での抑制を目標としていました。

これに対し、平成 25（2013）年度以降、最終処分量は減少、平成 30（2018）年度には平成 25（2013）年度比で約 17%減少しています。（図表 2-27）

- これは、産業廃棄物の排出量の約 50%を占める汚泥の再生利用率が上昇し、産業廃棄物全体の再生利用率が僅かながら上昇したことや、産業廃棄物全体の減量化率（焼却等の中間処理により廃棄物を減量化した量÷排出量）が上昇したことにより、最終処分される廃棄物の割合が減少したものです。（図表 2-32、33）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

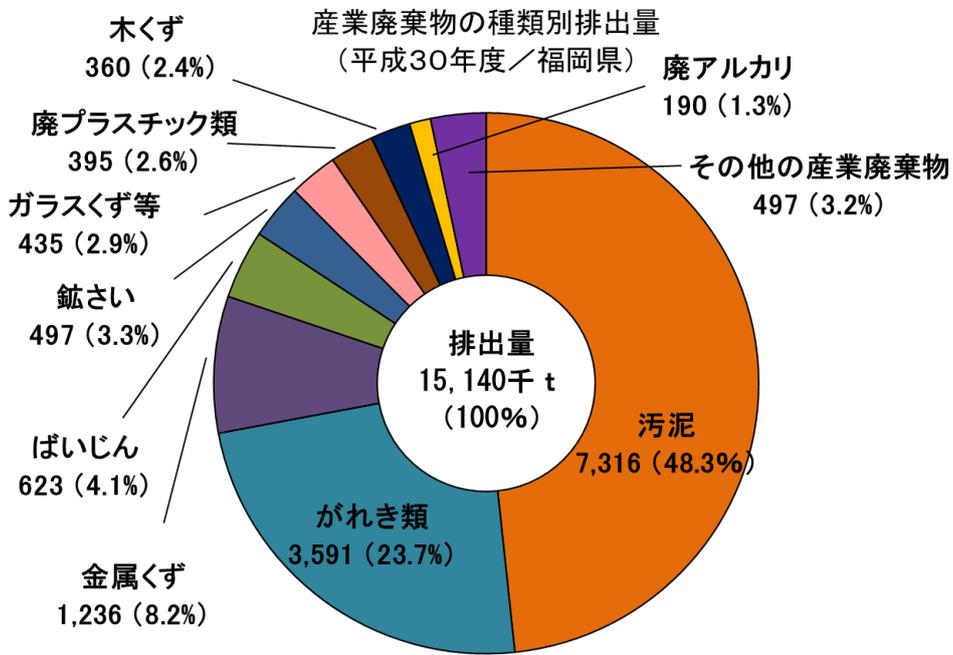
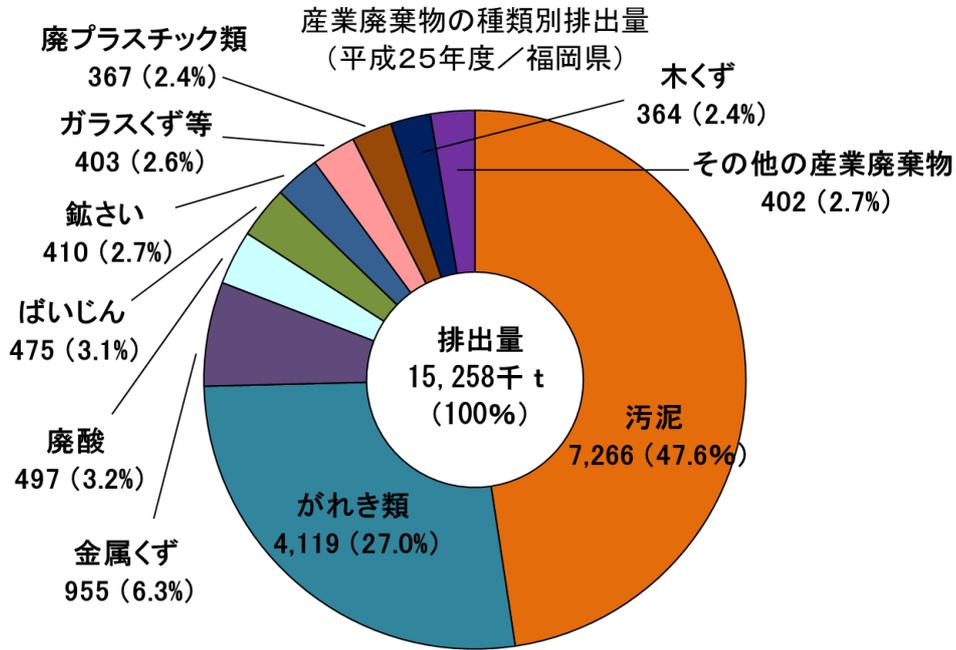
図表 2-32 主な産業廃棄物の再生利用率、減量化率及び最終処分率(福岡県)



出典：福岡県「環境白書」等

- * 再生利用率＝再生利用量÷排出量×100
- * 減量化率＝減量化量（焼却等の中間処理により廃棄物を減らした量）÷排出量×100
- * 最終処分率＝最終処分量÷排出量×100
- * 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表 2-33 産業廃棄物の種類別排出量(福岡県)



【資料:福岡県「環境白書」】

第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針

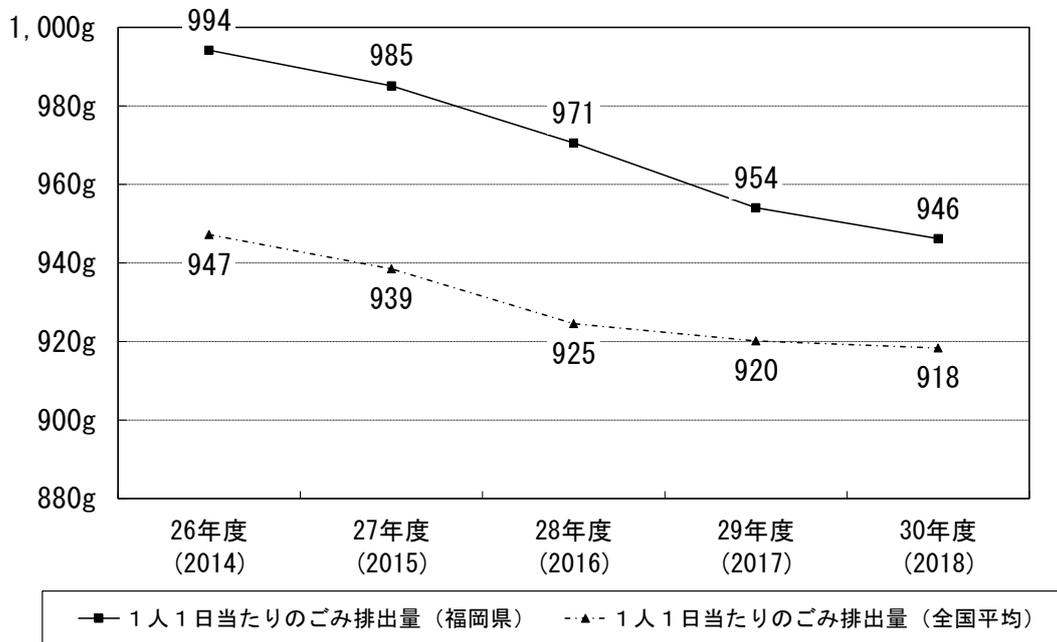
第2章で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行い、これらの課題を解決するため、本計画における基本方針を定めます。

第1節 廃棄物処理の課題

第1 一般廃棄物（ごみ）

- 本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、近年、減少しています。
 しかし、県民1人1日当たりに換算した場合、本県の1人1日当たりの排出量は全国平均より多い状態にあります。（図表3-1）
 このため、ごみの発生を抑制することや、そのまま使用できるものは、再使用していくといった取組みを一層進めていく必要があります。

図表3-1 1人1日当たりのごみ（生活系ごみ+事業系ごみ）排出量

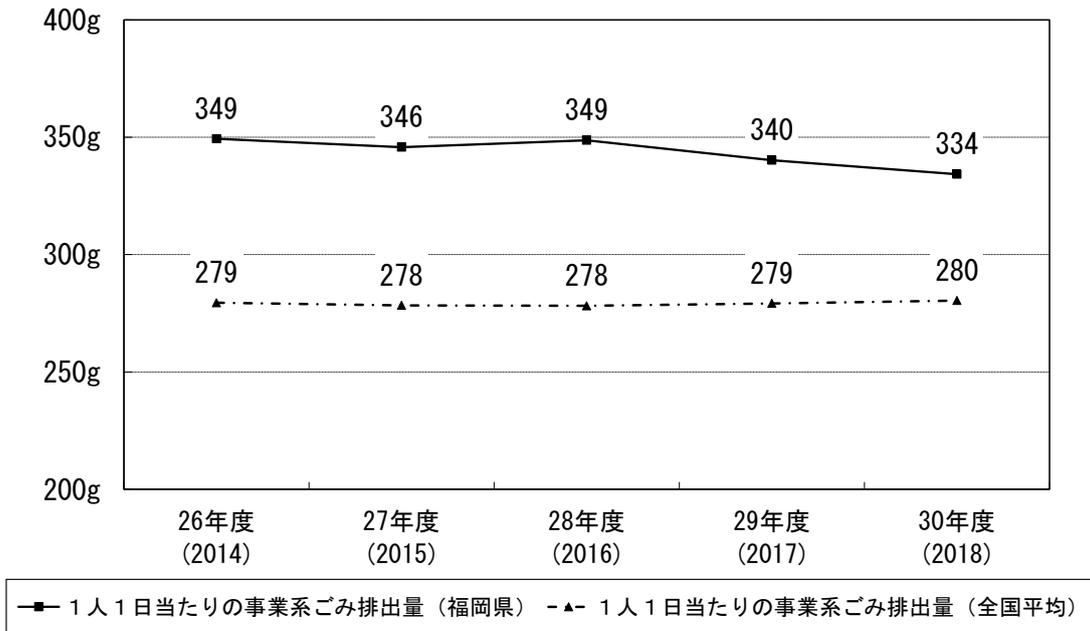


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- 特に、一般廃棄物（ごみ）のうち事業系ごみについて、国が実施している一般廃棄物処理実態調査によると、本県の県民1人1日当たりに換算した場

合の排出量は減少しているものの、平成30（2018）年度で334gと、全国平均の280gより多いため、県と市町村が一体となって発生抑制の取組みを更に進める必要があります。（図表3-2、3-3）

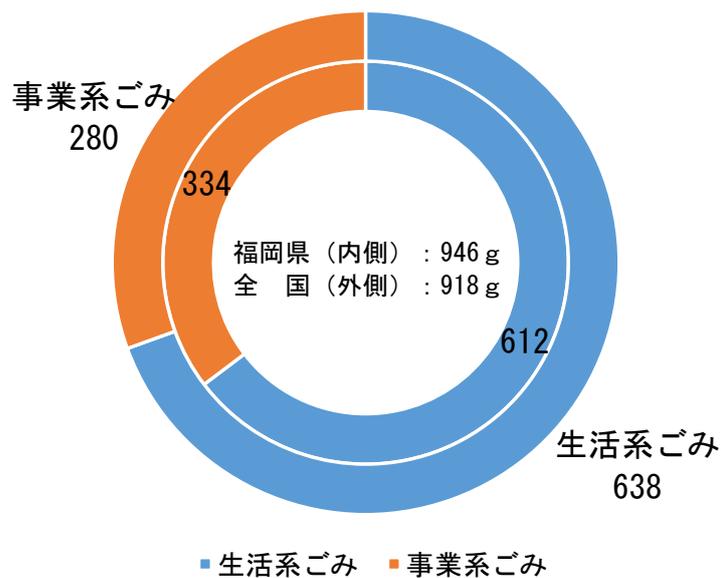
図表3-2 1人1日当たりの事業系ごみ排出量



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

図表3-3 1人1日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量の構成（福岡県及び全国）

平成30（2018）年度 排出量



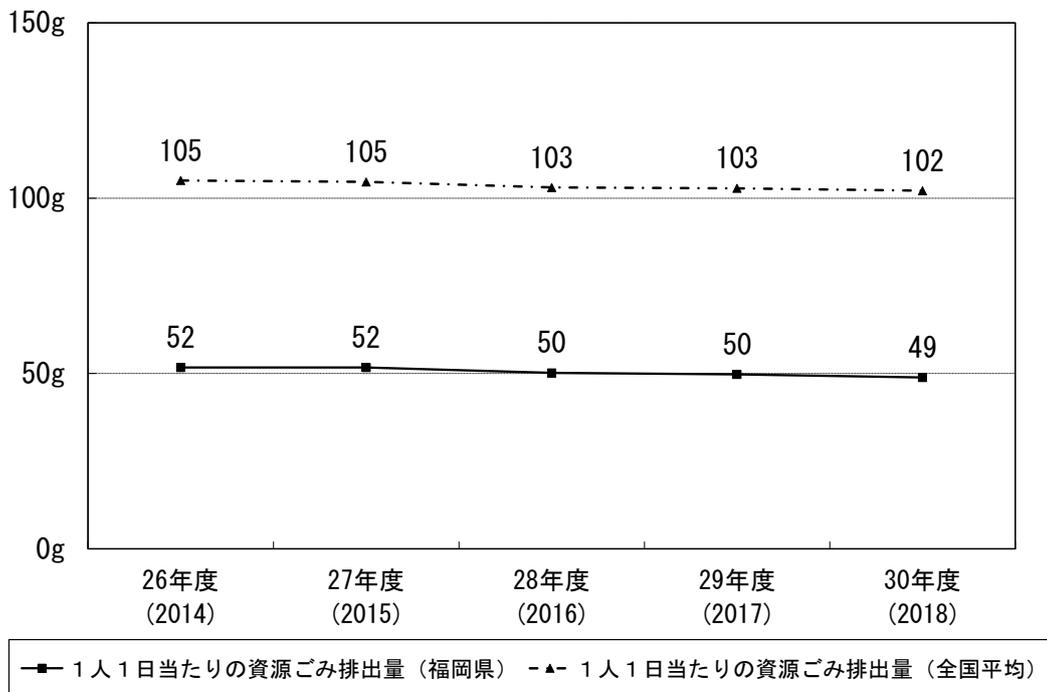
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- また、本県の県民1人1日当たりに換算した場合の資源ごみの排出量は、平成30（2018）年度で49gと、全国平均の102gより少ない状況です。（図表3-4、3-5）

資源ごみとなるガラスびんや紙類等については、店頭回収や古紙回収など民間による回収が進んでいます。

民間による回収量は、自治体での把握が困難であるため、一般廃棄物処理実態調査には正確に反映されておらず注意が必要ですが、県内で排出されている混合ごみや可燃ごみ等の中に資源として扱われるごみが未だ含まれている可能性があり、資源回収の取組みを更に進める必要があります。

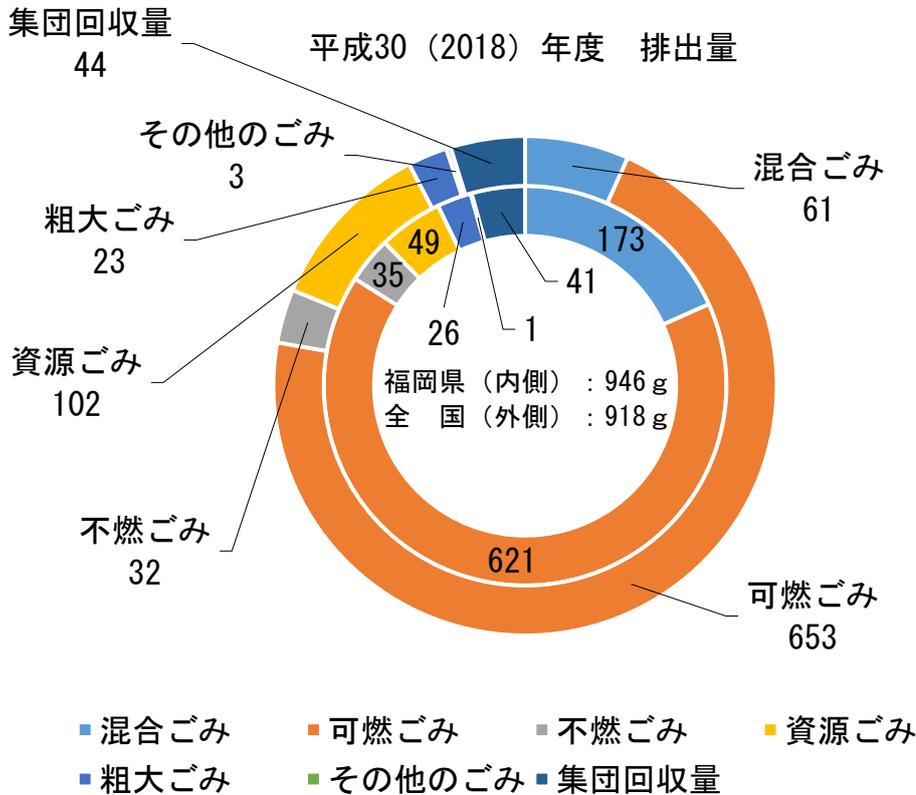
図表3-4 1人1日当たりの資源ごみ（生活系+事業系）排出量



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

*資源ごみとは、生活系ごみ及び事業系ごみのうち、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表3-5 1人1日当たりのごみ(生活系+事業系)排出量の品目別構成(福岡県及び全国)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- 本県のごみの再生利用率は、国の平成30(2018)年度の実績値(20.0%)を上回っているものの、近年は21~22%程度の横ばいで推移しています。
 今後も、更なるIT化の影響によりペーパーレス化が進み、リサイクルしやすい紙類の生産(消費)が減少し再生利用率が低下することが予想されます。

第2 産業廃棄物

- 本県の産業廃棄物の排出量は、近年、横ばいで推移しています。
 ただし、産業廃棄物の排出量は景気の動向に左右される傾向があることから、今後の景気動向に留意した上で、更なる排出の抑制や、有用な資源の再使用に取り組んでいく必要があります。
- 本県の産業廃棄物の再生利用率についても、近年、横ばいで推移しています。
 再生利用率は産業廃棄物の種類によって大きな差があります。このことを踏まえた上で、廃棄物の種類に応じて資源の循環利用を促進するとともに、最終処分量を減らしていくため、再生利用率の維持・向上を図ることが課題となっています。

第3 廃棄物の適正処理

○ 一般廃棄物（ごみ）の不法投棄や産業廃棄物の不適正処理は、依然として発生しており、また、一旦発生すると環境に及ぼす影響が大きく、原状回復にも多大な時間と労力を要することから、監視指導に係る取組みの一層の充実や強化が必要となっています。

○ みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなっており、合併処理浄化槽への転換等を着実に進めることが課題となっています。

○ 令和元（2019）年に感染者が初めて確認されて以降、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、令和2（2020）年4月には、外出や経済活動の自粛等が求められるに至りました。

廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ事業を継続することが求められます。

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の拡大に備え、廃棄物処理に携わる市町村や一部事務組合等において、事業継続に必要な資材等を確保する、事業継続計画を策定するなど、感染防止と適切な管理を踏まえた適正な廃棄物処理体制の維持を図ることが必要となっています。

○ また、近年、プラスチックに係る問題として、海洋プラスチックが国際的な問題となっています。

特に、海洋プラスチックのうち、波や日光により細分化されたマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）は、生態系や海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

海洋プラスチックなどの海岸漂着ごみは、家庭から排出される生活系ごみなどの身近なごみに起因するものが多く含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人ひとりの海岸漂着ごみ等の問題への理解を深め、ごみのポイ捨てや散乱を防止していくことが必要です。

第4 災害廃棄物の適正処理

- 本県では、平成29(2017)年の「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、4年続けて災害が発生しており、発災の度に多量の災害廃棄物が発生していることから、引き続き市町村や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進める必要があります。
- 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、地域の核となる一般廃棄物処理施設において、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等により、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することが必要です。
- また、災害廃棄物の迅速な処理のためには災害廃棄物の広域処理が重要となることから、災害時の広域的な廃棄物処理体制を整備することが必要です。

第5 人づくりへの取組み

- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育や環境学習を通じて、地域の環境に関する課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりが必要となります。
特に、これからの社会を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要です。
- 効果的な人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが必要となります。

第2節 廃棄物処理の基本方針

前節の課題を解決するための今後の基本方針として、平成30（2018）年3月に策定された第四次福岡県環境総合基本計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）を基に、次の3つを定めます。

本計画の基本方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 資源の消費抑制2 資源循環利用の推進3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減 |
|--|

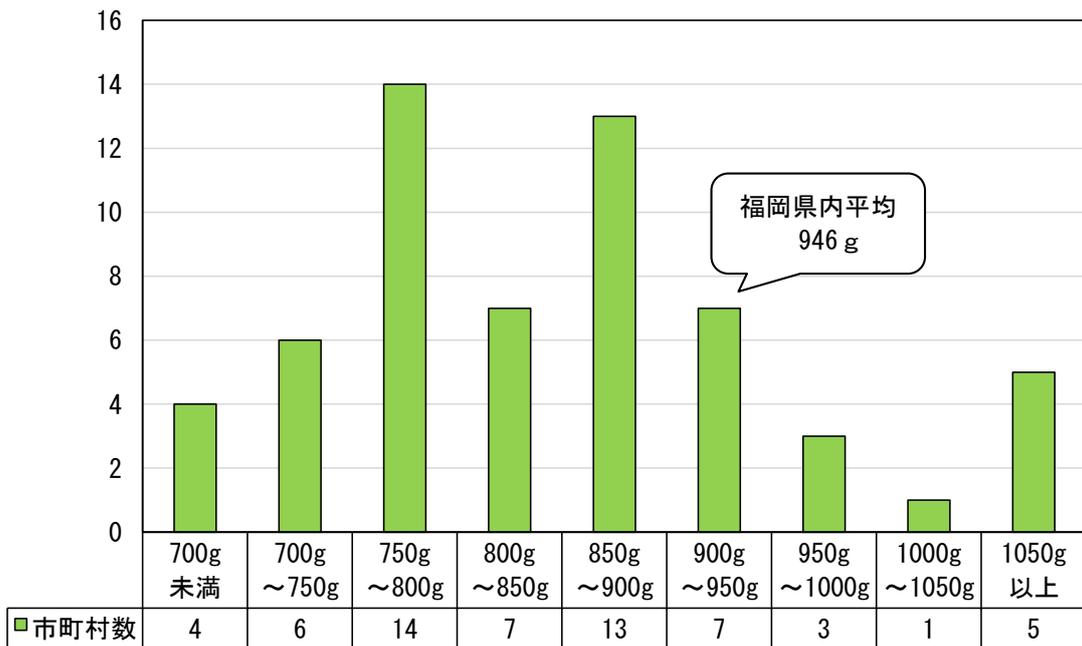
第1 資源の消費抑制

- 私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくため、資源の消費をできるだけ抑制し、地球上の限りある資源を持続的に利用していく循環型社会の構築を目指します。
 - 本県では、循環型社会の構築のため、廃棄物をできるだけ発生させない（Reduce：リデュース）、使えるものは繰り返し使う（Reuse：リユース）、再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の順番で取り組み、リサイクルと比べて環境負荷軽減効果が大きい2R（リデュース、リユース）を優先的に推進していきます。
 - 一般廃棄物（ごみ）のうち、1人1日当たりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系ごみについて、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。
 - 特に食品ロスの削減は、一般廃棄物（ごみ）の大きな比率^{*}を占める食品廃棄物の発生抑制に加え、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する責任を果たしていくためにも重要な取り組みです。
そのため、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となった県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ります。
- (※) ごみの排出量において、紙類(約35%)、厨芥類(食品廃棄物・生ごみ)(約30%)及びプラスチック(約9%)で70%以上を占めている。(環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」(平成29年度実績))
- また、一般廃棄物（ごみ）の排出量は市町村ごとに隔たりがあります。（図

表3-6)

「環境白書」等を用いて、県内で一般廃棄物（ごみ）の削減の取組みが進んでいる市町村等の事例を紹介し共有するなど、各地域におけるごみの削減の取組みを促進します。

図表3-6 各市町村の1人1日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量分布
（平成30年度）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

* 県内市町村数=60

- 産業廃棄物については、景気の動向に左右される傾向があるため今後の景気動向に留意し適切に抑制していきます。
- 「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」であるESD（Education for Sustainable Development）の視点を取り入れ、環境教育・環境学習を進めていきます。

第2 資源循環利用の推進

- 2R（リデュース、リユース）を推進しても発生する廃棄物について、最終処分量の削減を進めるため、更なる資源循環利用の推進を図ります。
- 排出される廃棄物の中には未だ資源として利活用できるものが含まれている可能性があるため、こうした未利用資源について、地域の実状や資源の特性に応じた様々な循環利用を可能とする資源循環型の社会を目指します。
- 特に、プラスチックについて、国は、「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）を策定し、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することとしています。
 更に、「プラスチック資源循環戦略」を進めていくため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」（令和3年1月29日中央環境審議会）において、施策の方向性が示されています。

【参考】国における今後のプラスチック資源循環施策の方向性

主な施策	具体的内容
リデュースの徹底	○ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、製造事業者における軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換、流通・サービス事業者等における過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備 等
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	○市町村において、家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をプラスチック資源として分別回収 ○家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすることや、市町村とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理を一体的に実施することが可能となる環境を整備 等
再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進	○バイオマスプラスチック導入にむけた基本的な方針や生産設備・技術開発支援、政府率先調達等による需要喚起等の必要な施策を整理したバイオマスプラスチック導入ロードマップを策定し、ロードマップに基づき施策を展開 等
分野横断的な促進策	○消費者の理解・協力の促進 ○企業・地方公共団体による先進的取組みの展開 等

- 今後の国の動向等を踏まえながら、本県におけるプラスチック資源循環の施策を進めます。

＊ 本県では、令和2（2020）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、プラスチックごみ削減に向けた取組みの方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

今後、この憲章に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」及び「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」を施策の柱として、本県のプラスチック資源循環の促進に取り組みます。

- このほか、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを活用し、産学官民の協力のもと、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術の開発や効果的な分別収集システムの開発などを行い、資源循環利用を進めます。

第3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- 廃棄物は、廃棄物を処理する市町村や処理業者において、生活環境保全上の支障が生じないように、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、しっかりした管理体制を整備し、適正に処理を行うよう図っていきます。
- また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分で臨むとともに、各主体の連携による監視指導に係る取組みの一層の充実強化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）に係る対策として、情報の提供及び共有や助言等を通じ、廃棄物処理に携わる市町村や関係団体の事業継続体制の強化に努めます。
- 災害廃棄物については、平成28（2016）年3月に策定した「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、強靱な廃棄物処理システム、広域的な廃棄物処理体制の構築を進めます。

第4章 目標の設定

第1節 廃棄物の減量化等の目標の設定の考え方

本章では、本計画の対象期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）における目標を定めます。

前計画の目標の設定において参考とした「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）は、内容に大幅な変更の必要がないとの理由から、令和2（2020）年度以降の目標等を示す改定は、平成28（2016）年1月以降行われていません。

そのため、本計画の目標の設定に当たっては、国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）において示された令和7（2025）年度数値目標を参考にしながら、本県の廃棄物処理の現状や廃棄物の特性に応じ、資源の循環利用を促進しながら、減量化等の目標の設定を行うこととします。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」における指標・数値目標（抜粋）

指標		令和7（2025）年度数値目標
一般廃棄物	一般廃棄物の総排出量	約3,800万t
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g
	一般廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約28%
	一般廃棄物の最終処分量	約320万t
産業廃棄物	産業廃棄物の排出量	約3億9,000万t
	産業廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約38%
	産業廃棄物の最終処分量	約1,000万t

- 出口側の循環利用率（一般廃棄物）

$$(\text{出口側の循環利用率}) = (\text{循環利用量}) \div \{ (\text{ごみの総処理量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100$$

$$(\text{循環利用量}) = (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量})$$

*理論上は再生利用率と同様の数値となる。

- 出口側の循環利用率（産業廃棄物）

$$(\text{出口側の循環利用率}) = (\text{循環利用量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

$$(\text{循環利用量}) = (\text{再生利用量}) + (\text{金属くず・ガラスくず等・鉦さい・がれき類の減量化量}) - (\text{動物のふん尿の直接再生利用量})$$

第2節 廃棄物の減量化等の目標

第1 一般廃棄物（ごみ）

1 総排出量

- ごみの総排出量は、今後、世帯消費動向に連動した排出量の減量が見込まれること（ごみ3%減）や本県の人口の将来推計（人口減少1%減）を考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて4%の減少が予測されます。
- 本県では、「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」や「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録促進、事業者や県民、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を活用したプラスチック資源循環の取組みの促進など、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等の取組みを各主体と協力し実施することによりごみの削減を進めます。
- また、前述したとおり県民1人1日当たりの排出量は946g（図表3-1）ですが、排出量が1,000gを超える自治体もあることから、本県と市町村で廃棄物の減量化や資源循環を図る施策を進め、排出量の平準化を進めます。
更に、県内市町村廃棄物担当課長会議などの開催を通じて、県内市町村に対し、ごみ排出量削減に向けた先進的な取組み事例の紹介をはじめとした廃棄物の減量化と資源循環の働きかけを継続します。
- これらの取組みにより、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて排出量を更に1%削減し、予測と合わせて、総排出量を5%削減することを目標とします。
なお、本県では、全国平均と比較して生活系ごみの排出量が少ない一方で事業系ごみの排出量が多いため（図表3-2、3-3）、事業系ごみを中心としたごみの削減を進めます。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した量）は、総排出量と同じく、世帯消費動向に連動した排出量の減量（家庭系ごみ3%減）が見込まれます。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として実践されている「新しい生活様式」の浸透により、飲食物のテイクアウトや宅配、物品の通信販売等の利用が増加することで、容器や梱包材等のごみが増加すること（家庭系ごみ2%増）が見込まれます。
- 本県では、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等に取り組むことで更なるご

みの削減を進めます。

これらを考慮すると、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度にかけて約2%削減(1人1日当たり516g)となり、これを目標とします。

3 再生利用率

- 再生利用率は、更なるIT化の影響を受けペーパーレス化が進むことにより、再生利用が容易な紙類の排出が減少し再生利用率が低下することが予測されます。

これに対し、ごみの分別を促し資源の循環利用を促進することで、再生利用率の向上を図るよう取り組み、令和7(2025)年度における目標値を22%とします。

- なお、古紙やペットボトル等のリサイクルしやすい廃棄物は、統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、目標設定において、この民間事業者による回収状況を加味した再生利用率(推計値)を参考値として併記します。

4 最終処分量

- 最終処分量は、ごみ総排出量の削減や循環利用の促進等の取り組みによる最終処分量の削減に加え、焼却施設の新設に伴うごみの減量化率の上昇を考慮し、令和7(2025)年度目標値を平成30(2018)年度比6%の削減とします。

- なお、総排出量等の目標達成のため、市町村と連携するとともに、県民やNPO、学校など多様な主体とも連携し、ごみ削減等の取り組みを進めます。

図表4-1 一般廃棄物の減量化等の目標

区 分	本県の令和7（2025）年度目標値	備 考
ごみ総排出量の増減率 （平成30（2018）年度比）	-5%	生活系ごみ：-3% 事業系ごみ：-9% （それぞれ人口減少-1%の 影響を含む）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （平成30（2018）年度比）	516 g（約-2%）	生活系ごみの減少率から 人口減少の影響を除外
再生利用率（排出量比）	22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40%（推計値）	民間事業者によるリサイ クルを加味した推計を参 考値として併記
最終処分量の増減率 （平成30（2018）年度比）	-6%	

図表4-2 本県の一般廃棄物の排出・処理の状況及び目標値

区 分	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	県の令和7（2025） 年度目標値	前計画における 県の令和2（2020） 年度目標値（参考）
ごみ総排出量	1,785千t	1,769千t	1,681千t 平成30（2018） 年度比 -5%	1,820千t 平成26（2014） 年度比 -2%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	526g	528g	516g 平成30（2018） 年度比 約-2%	538g 平成26（2014） 年度比 -1%
再生利用率 （総排出量比）	21.9%	21.6%	22%	23%
最終処分量	180千t	182千t	171千t 平成30（2018） 年度比 -6%	191千t 平成26（2014） 年度比 -2%

図表4-3 全国の一般廃棄物の排出・処理の状況及び国の目標値（参考）

区 分	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	国の令和7（2025） 年度目標値	国の令和2（2020） 年度目標値（参考）
ごみ総排出量	42,894千t	42,716千t	約38,000千t 平成30（2018） 年度比 -11%	約39,800千t 平成24（2012） 年度比 -12%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	505g	505g	440g 平成30（2018） 年度比 -13%	500g 平成24（2012） 年度比 -6%
再生利用率 （総排出量比）	20.2%	20.0%	28% （出口側の循環利用率）	27% （総排出量比）
最終処分量	3,859千t	3,835千t	約3,200千t 平成30（2018） 年度比 -17%	約4,000千t 平成24（2012） 年度比 -14%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第2 産業廃棄物

1 排出量

- 産業廃棄物の排出量は景気の影響を受ける傾向にあることから、今後のGDPの伸び率を踏まえると、令和7（2025）年度には平成30（2018）年度と比較して約2%の排出量の増加が見込まれます。
- これに対し、前計画から引き続き多量排出事業者（年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業者）に対する減量等に関する指導の実施や産業廃棄物税を課すことで1%の排出抑制を図り、令和7（2025）年度において、平成30（2018）年度と比較して1%増以内で排出量を抑制することを目標とします。

2 再生利用率

- 再生利用率は、実態として、産業廃棄物の種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、産業廃棄物のうち汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率をそれぞれ定めます。
- 汚泥については、脱水により大幅に減量化（90%程度の減量化）されることから、今以上の再生利用率の増加を見込むことが困難であるため、現状の10%の維持を目標とします。
- 汚泥以外の産業廃棄物については、産学官民が連携して行う資源循環利用の促進、やりサイクル製品認定制度等の取組みを一層推進することにより再生利用率の向上を図っていくこととし、令和7（2025）年度における目標値を90%とします。
- なお、これらの目標を達成することにより、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物を合わせた産業廃棄物（全体）の再生利用率は51%となります。

3 最終処分量

- 最終処分量は、排出量の約1%増以内の抑制を踏まえ、令和7（2025）年度において、平成30（2018）年度と比較して1%増以内で最終処分量を抑制することを目標とします。

図表4-4 産業廃棄物の減量化等の目標

区 分		本県の令和7（2025）年度目標値	備 考
排出量の増減率 （平成30（2018）年度比）		1%増以内の抑制	
再生利用率 （排出量比）	汚泥	10%	
	汚泥以外	90%	
最終処分量の増減率 （平成30（2018）年度比）		1%増以内の抑制	

図表4-5 本県の産業廃棄物の排出・処理の状況及び目標値

区 分		平成29 （2017） 年度	平成30 （2018） 年度	県の令和7（2025） 年度 目標値	県の令和2（2020） 年度 目標値（参考）
排出量		15,255千t	15,140千t	15,291千t 平成30（2018）年度比 1%増以内	15,716千t 平成25（2013）年度比 3%増以内
再生利用率 （排出量比）	汚泥	10.2%	10.2%	10%	6%
	汚泥以外	86.0%	86.7%	90%	90%
最終処分量		488千t	520千t	526千t 平成30（2018）年度比 1%増以内	648千t 平成25（2013）年度比 3%増以内

図表4-6 全国の産業廃棄物の排出・処理の状況及び国の目標値（参考）

区 分	平成28 （2016）年度	平成29 （2017）年度	国の令和7（2025） 年度 目標値	国の令和2（2020） 年度 目標値（参考）
排出量	389,779千t	386,287千t	約390,000千t 平成29（2017） 年度比 1%増以内	約390,000千t 平成24（2012） 年度比 3%増以内
再生利用率	52.5% （排出量比）	52.1% （排出量比）	38% （出口側の循環利用率）	56% （排出量比）
最終処分量	10,164千t	9,932千t	約10,000千t 平成29（2017） 年度比 1%増以内	約13,000千t 平成24（2012） 年度比 -1%

出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等
* 全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

第5章 各主体の役割及び連携

廃棄物は、諸々の主体の様々な活動に伴い発生するものであることから、廃棄物に係る問題の解決のためには、県民や排出事業者等のそれぞれの主体が、自らの活動形態や立場に応じた対策に、行政機関とも連携して取り組む必要があります。

また、行政機関は、自らも排出事業者としての取組みを進めるとともに、適切な施策の実施により各主体の取組みや連携を支援・促進し、総合的な解決策を推進していきます。

第3章で整理した本計画の基本方針を踏まえた、また、第4章で整理した本計画の目標を達成するための、それぞれの主体に期待される主な役割や連携について整理します。

第1節 県民

- 県民は、日常生活（商品・食品等の購入・使用・廃棄）において、ごみ（廃棄物）の発生の抑制（リデュース）をはじめ、いったん使用された製品等の再使用（リユース）や、再生利用（リサイクル）のための分別収集の取組み（3R）への協力に努めなければなりません。

例えば、大量消費型のライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルへの転換に伴い、過剰包装の辞退や詰替用製品の購入等が求められます。

- 製品の購入に際し、環境に配慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入（グリーン購入）するよう努めるほか、食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努めなければなりません。
- ごみを決められた場所に捨てる（ポイ捨てしない）、ごみ袋はしっかりと封をして捨てるなど、適正な処理や新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止を考慮した処理に努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策に協力するとともに、ごみに関する地域の課題に関心を持ち、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第2節 事業者(排出事業者)

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を自覚し、廃棄物の発生抑制と資源の循環利用に留意しながら、廃棄物処理法等の法令に基づいて適正な処理を行わなければなりません。
- 製品の製造や販売等、事業活動を行うに当たっては、持続的発展に不可欠な自らの社会的責任を認識し、資源の消費をできる限り抑制し、資源生産性を向上させるよう、特に2R（発生抑制・再使用）に留意しなければなりません。
- また、製品の製造や販売に際して、その製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用・処分への配慮、修繕体制の整備、消費者への必要な情報提供等に努めなければなりません。
- 特に、プラスチックについては、海洋プラスチックなどによる環境汚染が懸念されていることから、3Rに加え、製品の製造等における再生素材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）への切り替えといった、「3R + Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則に沿った取組みを進めるよう努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策、ごみの分別回収に協力するとともに、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第3節 廃棄物等処理業者

- 静脈産業（製品が廃棄物等となった後にその適正な処分やリサイクルを行う産業）である、廃棄物処理業、再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物の処理または資源回収の体制を強化し、処理や資源回収方法を高度化するなど、持続可能な社会の構築の重要な担い手としての責任を認識し事業を行うとともに、行政機関や地域の資源循環の取組みに協力するよう努めなければなりません。
- また、廃棄物処理業、再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物や再生資源を適正に取り扱うとともに、含まれる有用資源を積極的に回収し、循環利用することに努めなければなりません。
- 一般廃棄物の処理に携わる者は、廃棄物処理法等の法令を遵守し、市町村の一般廃棄物処理計画及び市町村の指導監督に沿った適正な処理の実施をしなければなりません。
- 産業廃棄物の処理に携わる者は、排出者の理解を求め、法令に従った適正な処理

を行うとともに、処理施設の設置及び運営に当たっては、情報公開を進め、住民の理解を得て、適正に行わなければなりません。

第4節 市町村

- 市町村は、区域内における一般廃棄物の状況を適切に把握した上で、法令の遵守と適正な執行を原則に、本計画と連携した一般廃棄物処理計画を作成し、住民、事業者、廃棄物等処理業者の理解と協力、適切な役割分担や関係行政機関との連携のもと、特に2R（発生抑制・再使用）を推進し、それぞれの資源に応じた適正な循環利用を計画的・広域的に行うよう努め、地域循環圏の形成を図っていくものとします。
- 発生抑制や分別回収に努めてもなお処分しなければならない一般廃棄物が生じる場合、適正な中間処理及び最終処分を行うものとします。
- 廃棄物の発生抑制や減量化に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組みを促進するものとします。
また、廃棄物の発生抑制や減量化を図る取組みを進めるとともに、発生した廃棄物の再資源化を推進し、最終処分される廃棄物の削減を図っていくものとします。
- 産業廃棄物については、一般の市町村においては県の施策への協力を努めるとともに、保健所設置市においては、県等と連携して広域的な視点から整合性のある施策を実施し、産業廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用、適正処分等が図られるよう努めるものとします。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、県、他市町村等と連携して、迅速かつ適正な処理に努めるものとします。

第5節 県

- 本計画に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に係る諸施策を県民、事業者、廃棄物等処理業者、市町村、国等との連携を図りつつ、円滑かつ着実に実施します。
- 特に、プラスチックについては、バイオマスプラスチック等の代替品の適切な利用促進など、「3R + Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則に基づく取組みを進めるとともに、「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に基づく事業者、県民、行政など各主体の取組みを促します。
- 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう、市町村へ有効

な情報提供や助言を行います。

- 環境美化に熱心に取り組む個人や団体を表彰するとともに、海岸漂着物対策や海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた県民の普及啓発など廃棄物処理に関する県民の理解・協力を資する取組みを進めます。
- 地域における廃棄物の排出実態や地域資源の特性などを踏まえ、県内全域で地域循環圏の形成が進むよう、広域的な視点から市町村間の調整を行うなど、支援に努めます。
- また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たり、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、市町村の総合調整に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者及び廃棄物処理業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に廃棄物処理法等の法令を執行します。
- 県の関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策を実施します。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村、近隣県、国、関連団体等と連携しながら、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、迅速かつ適切な処理に努めます。

第6章 主要施策

第3章の廃棄物処理の基本方針及び第4章で定めた目標に基づき、また第5章で定めた各主体の役割及び連携の取組みを踏まえて、県が今後実施していく主要な施策を整理します。

第1節 資源の消費抑制

第1 持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進

1 ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

更なるごみ減量化・リサイクルを図るため、普及啓発の活動を行い、県民の意識啓発を図ります。

(1) 「3Rの達人」派遣事業

3Rについて知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣します。

(2) 3R協働推進事業

3Rの効率的・効果的な推進を図るため、NPO・ボランティア団体と協働して、リサイクル施設の見学等の啓発事業を実施し、環境活動、環境学習の場や機会の提供等を行います。

(3) 「九州まちの修理屋さん」事業

九州7県共同で、ものの修理（リペア）を推奨し、廃棄物となることをできるだけ抑制するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介します。

(4) 福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰

3R等の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰し、その功績をたたえることにより、循環型社会の形成を図ります。

2 産業廃棄物税を活用した3R等の推進

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組みに誘導することを目的とし、平成17（2005）年度から導入しています。（図表6-1）

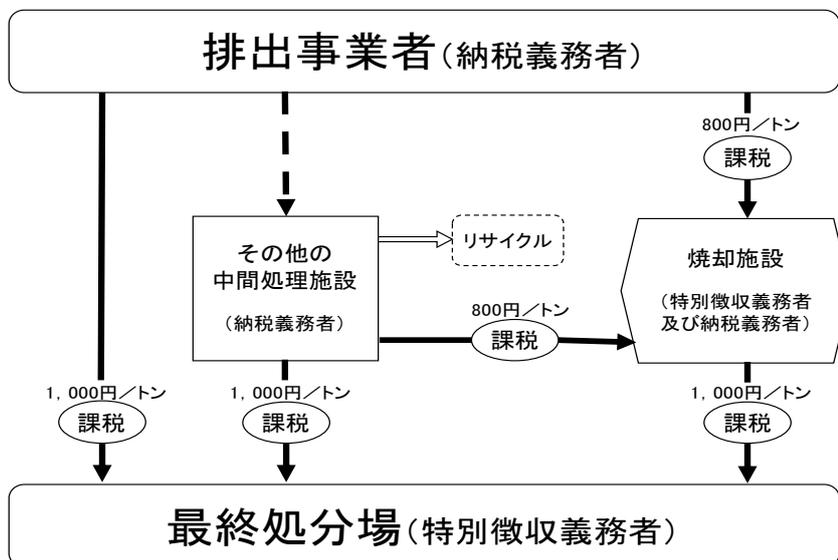
産業廃棄物の焼却施設への搬入量や最終処分場への搬入量は、小幅な増減がありますが産業廃棄物税導入当初に比べると減少しています。（図表6-2）

また、排出事業者に対して行った意識調査において、焼却施設及び最終処分場への搬出量は減少傾向にあると回答した事業者が多いとの結果が出ています。

このように、産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進など一定の効果を発揮しています。

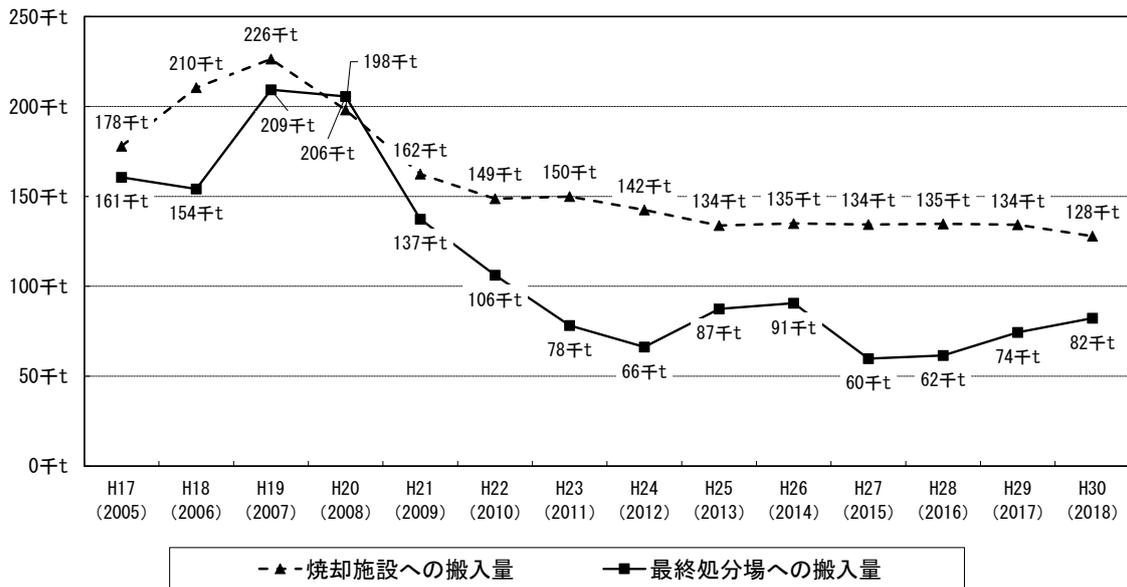
更に、産業廃棄物税は、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する補助やリサイクル製品の普及などの施策の財源となっており、引き続き、産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策を実施します。

図表 6-1 産業廃棄物税の仕組み



- 産業廃棄物のより高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに中間処理施設への搬入に課税
- 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入の課税に当たっては、焼却施設への搬入のみに課税

図表 6-2 産業廃棄物税導入後の焼却施設・最終処分場への搬入量の推移



出典：「福岡県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について」（令和元（2019）年10月）

* 焼却施設及び最終処分場への搬入量は、各年（1月から12月）の産業廃棄物税の課税標準量（県内における課税対象施設への搬入量）を示したものである。ただし、初年度の平成17（2005）年度は、4月から12月の間における搬入量。

* 県外から搬入され処理された量が含まれるため、図表 2-14 等で提示している本県の最終処分量（本県で排出され最終処分された量）と異なる。

3 食品ロス削減推進事業

本県では、平成28（2016）年から、食品ロスの発生量を減らすために「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となって下記のような県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ってきました。

このようななか、食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

今後は下記の施策に加えて、同法に基づき、令和3（2021）年度に「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を実施していきます。

（1）福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）

外食・食品販売段階での食品ロスを削減するため、食品ロス削減に取り組む活動（例：料理の持ち帰りや小分け販売など）を実施する飲食店や小売店を「食べもの余らせん隊」として登録し、食品ロス削減に取り組む店舗として県ホームページ等に掲載して紹介します。

(2) フードバンク活動の普及・促進

未利用食品を福祉施設等に無償提供する、いわゆる「フードバンク活動」を支援するため、食品提供企業とフードバンク団体のネットワーク構築や、フードバンク活動を行ううえでの基準や条件等を示すガイドラインの作成、提供食品がフードバンク団体を通じて利用者にわたるまでのプロセスに関する情報（トレーサビリティ情報）を確保するための「フードバンク活動支援システム」の開発などを通じて、団体の運営基盤の強化と活動支援を図ってきました。

また、平成31（2019）年4月には、食品寄贈企業の開拓などの県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県フードバンク協議会の設立を支援しました。

今後も、こうした取組みを通じて、フードバンク活動を普及促進していきます。

(3) 食品ロス削減に係る啓発活動

令和元（2019）年に、家庭で実践できる取組みについて紹介する啓発CMを制作し、街頭ビジョンなどで放映し、県民の意識醸成を図っています。

このほか、県内の小・中学生を対象とした食品ロス削減ポスターコンテストの開催や宴会時の開始30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう30・10運動」を県広報で呼びかけるなど、啓発活動を実施します。

4 プラスチック資源循環の促進

本県では、プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、令和2（2020）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、国の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、プラスチックごみ削減に向けた取組みの方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

今後、「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」及び「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」を施策の柱として、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

なお、「プラスチック資源循環戦略」に基づき国が実施する施策など、今後の国の動向等を踏まえながら、プラスチック資源循環の施策を進めます。

(1) ふくおかプラスチック資源循環ネットワークの構築

プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、令和2（2020）年7月に、業

界団体、消費者団体、学識経験者、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しました。

今後、同ネットワークを活用し、県全体でプラスチック資源循環に取り組みます。

(2) ふくおかプラごみ削減協力店

プラスチックごみ削減の取組みを実践している県内のスーパーや飲食店などの事業所を「ふくおかプラごみ削減協力店」として登録し、プラスチックごみ削減に取り組む環境に優しい事業所として、取組内容等を県ホームページ等で紹介します。

更に、協力店の協力のもと、毎年10月をプラスチックごみ削減の強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、協力店において、プラスチック代替品の利用や従業員に対するマイバッグ・マイボトルの使用促進などの取組みを行うほか、ポスター等の掲示を行うことにより、県民のプラスチックごみ削減に係る意識啓発を図ります。

(3) プラスチック資源化の促進

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで取り組みます。

また、使用済みプラスチックのリサイクル施設等を整備する事業者に対する支援を行います。

5 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会は、市町村や農協等で構成する各地域の協議会と連携し、研修会の開催、チラシの配布等を行い、農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

また、農業用プラスチックの削減に向け、生分解性マルチフィルムなどの実証を行い普及拡大を図ります。

6 一般廃棄物多量排出事業者に対して指示を行う市町村への技術的助言

市町村は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成・運搬等の事項を指示することができます（廃棄物処理法第6条の2第5項）。県は、多量排出事業者に対して指示を行う市町村の取組みに必要な技術的助言を行っていきます。

7 産業廃棄物多量排出事業者に対する指導

産業廃棄物の多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・循環利用に関する指導を行っていきます。

8 一般廃棄物の排出削減等の取組み

(1) 家庭系ごみの排出削減、リサイクルの促進

家庭における食品の買いすぎ・作りすぎの防止や、家庭ごみで最も多い割合を占め、その大部分が水分である生ごみの水切りの徹底など、家庭から出る食品廃棄物の発生抑制に向けた取組みを市町村に呼びかけ、連携して取り組んでいきます。

市町村における食品廃棄物などの利活用を推進するための取組みに対して、新技術や各種支援制度の情報の提供を行うなど、必要な支援を行います。

可燃ごみの中に含まれている資源の循環利用を更に進めるため、可燃ごみの中にはリサイクル可能な紙類が多く含まれている実態を踏まえ、紙類の分別排出・分別収集について、市町村に対し情報提供や助言を行うなど、市町村の取組みを促進します。

(2) 事業系ごみの排出削減、リサイクルの促進

食品廃棄物や紙類など、市町村が実施する事業系一般廃棄物の削減対策について、市町村と連携して排出量の削減及び分別の徹底等の啓発等に努めます。

食品廃棄物について、飼料や堆肥の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携して食品リサイクルの取組みを進めます。

これらの取組みについては、市町村と連携して進めていきます。

第2 持続可能な社会を実現するための人づくり

1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組みへの支援

(1) 地域環境協議会

県内の各保健福祉環境事務所において、地域の学校やNPO等と連携して、地域の実情に応じた3Rの推進等の事業を実施し、環境意識の醸成を図るとともに、人づくりを推進します。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

環境保全活動や循環型社会形成へ向けた取組みに顕著な功績のあった個人、団体、企業又は地区について、環境保全功労者知事表彰、循環型社会形成

推進功労者知事表彰、環境美化推進功労者等知事表彰及びゼロエミッション推進処理事業者表彰を実施します。

2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」において、県が保有する環境に関する情報、イベント情報等を公開し、各主体の環境保全活動の促進を図ります。

(2) 環境月間

環境省では、環境の日（6月5日）を中心とする6月の1か月間を環境月間と定めています。

本県においても、環境月間に合わせて、各地において、広く環境保全についての関心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施します。

(3) 環境教育ガイド（データベース）の掲載

学校等における環境教育の取組みを支援するため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報を取りまとめ、「環境教育ガイド（データベース）」として県ホームページに掲載します。

3 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

(1) 義務教育における取組み

次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」を作成し、県内の小学校5年生の児童に配布します。

また、県内の小中学校において、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等において環境教育を行います。

(2) 高等学校における取組み

義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組みや

主体的な探究活動を進めます。

教科の学習として、地理歴史科・公民科・理科などにおいて「環境・資源・エネルギー問題」や「私たちと社会」、「環境倫理」、「日本の自然環境」、「生態系とその保全」などを学習し、環境問題について理解させ、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒の育成を行います。

4 人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

本県では、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組みを通じて地球環境の保全に貢献することを目的とし、平成8（1996）年2月から福岡県環境県民会議を設置しています。

福岡県環境県民会議において、県民・事業者・行政が一体となって、福岡県環境総合基本計画の推進を図っていきます。

(2) こどもエコクラブ

自主的な環境保全活動に取り組むこどもエコクラブ活動を支援し、子どもたちが環境問題に対する正しい認識を深め、自ら環境保全活動に取り組むことを促します。

第2節 資源循環利用の推進

第1 各種リサイクル法に基づく取組みの推進

循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法を踏まえ、国、他の地方公共団体、事業者及び県民と連携して、各種リサイクル法の施行に取り組みます。

1 容器包装リサイクル法

福岡県分別収集促進計画に基づき、県民や事業者への啓発や市町村分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言などを行います。

- * 県では、福岡県第9期分別収集促進計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう下記のような取組みを実施
 - (ア)パンフレットやイベント等による県民や事業者への啓発
 - (イ)分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言
 - (ウ)市町村分別収集計画の進行管理
 - (エ)容器包装リサイクルに関する市町村への情報提供等

2 家電リサイクル法

対象家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売店による回収、メーカーによるリサイクルが適正に行われるよう制度の普及・啓発に努めます。

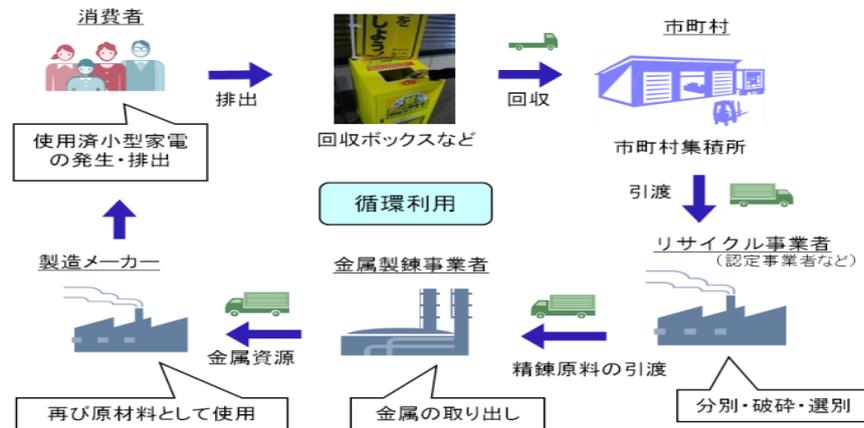
- * 家電リサイクル法は、市町村による処理が困難な大型家電について、自ら過去に販売した製品又は買い替え時に引き取りを求められた製品の小売業者による引取りを義務とし、更に、製品知識を最も有しているメーカー等に引取り・再商品化・適正処理を義務付けることで、効率的かつ高水準のリサイクルを実現するもの。

排出者（消費者及び事業者）が収集運搬及び再商品化等に要する費用を排出時に負担。

3 小型家電リサイクル法

市町村への制度参加の呼びかけや情報提供により、携帯電話やデジタルカメラ等小型家電のリサイクルが促進するよう制度の普及・啓発に努めます。

図表 6-3 使用済小型家電リサイクルの流れ



4 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法に基づく許可、登録制度の適正な運用や事業者の指導等により同法の適正な執行に努め、使用済み自動車のリサイクルと適正な処理を進めます。

* 自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」、処理の難しい「エアバック類」や使用済み自動車から有用資源を回収した後に残るシュレッダーダストを適正にリサイクル・処理をすることを目的とした法律。なお、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担。

5 食品リサイクル法

食品廃棄物の発生抑制・減量化のため、また、飼料や肥料の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携した食品リサイクルの取組みを進めます。

6 建設リサイクル法

建設廃棄物の分別解体及び再資源化を促進するため、特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等の受注者等に対し、分別解体・再資源化等の指導を行っていきます。

第2 リサイクル製品の利用促進

1 福岡県リサイクル製品認定制度

品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）の認定を県が行い、県が発注する公共工事において優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県のホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として製造された建設資材

2 福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度

一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品（生活関連用品）の認定を県が行い、福岡県環境物品調達方針により、県において率先して利用するとともに、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として県内で製造された生活関連用品

福岡県リサイクル製品認定マーク



福岡県県産リサイクル製品認定マーク



第3 プラスチック資源循環の促進（抜粋再掲）

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで行います。

また、使用済みプラスチックのリサイクル施設等を整備する事業者に対する支援を行います。

第4 資源循環型まちづくりの推進

県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

第5 各種バイオマスの利用促進

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可

能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

生活や産業活動から排出される生ごみや製材所残材などの廃棄物系バイオマスの活用を図っていきます。

1 下水汚泥の活用

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。

汚泥資源化施設を計画的に安定して稼働させることにより、下水汚泥の減量化及び資源化を図り、その生成物を燃料、肥料の原料等に活用する取組みを行います。

2 「地域循環圏」づくりの普及・啓発

エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環型の地域社会の構築に向けた取組みを促進します。

* 大木町の循環施設（「おおき循環センターくるるん」）において、町内から排出される生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をバイオガスプラントでメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用、発酵後の有機肥料（液肥）を使って菜の花を栽培し、菜種油を製造しています。

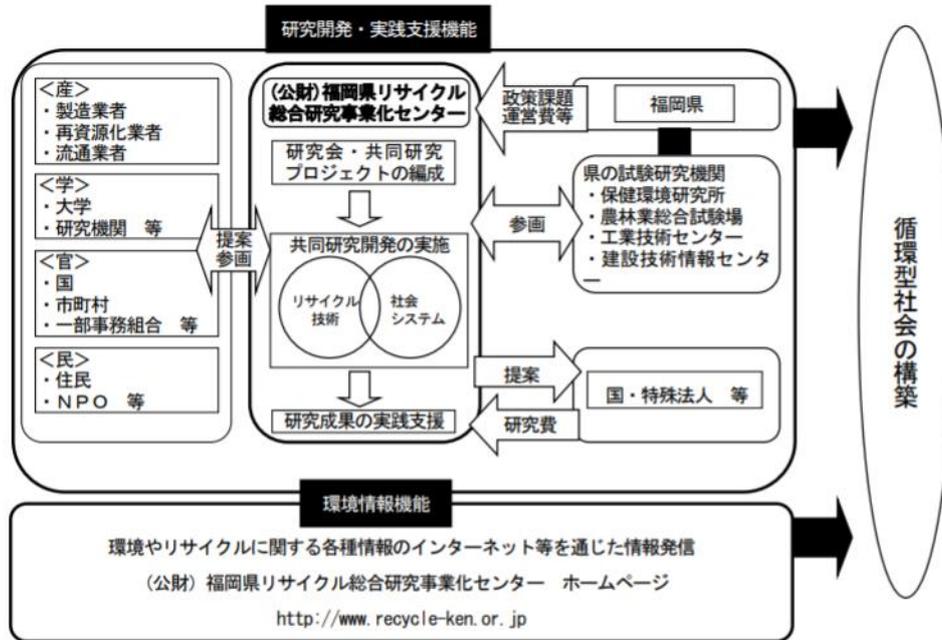
* みやま市では、市内から排出される調理くずや食べ残しなどの生ごみを無料で収集し、循環施設（みやま市バイオマスセンター「ルフラン」）において、収集した生ごみをし尿・浄化槽汚泥と混ぜ合わせメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用しています。

更に、発酵後の液体は液体肥料として市内の農地や家庭菜園で利用されています。

第6 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「センター」という）は、循環型社会の実現に向けて、産学官民の共同研究及びその事業化を支援する中核的な拠点として活動していきます。

図表 6-4（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能



1 リサイクル技術及び社会システムの共同研究開発

資源循環型社会の構築に向けて新たなリサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発と併せて、新たな社会システムづくりの課題を同時に検討していく必要があります。

センターでは、産学官民の連携と協力のもとに、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術及び社会システムを一体的に研究開発するとともに、事業化の支援を行い、リサイクルの実用化及び地域定着を図っていきます。

<主な研究成果>

- ・ 金属スラッジを電磁波遮蔽性素材や放射熱素材として有効活用する技術の開発
- ・ 廃棄人工大理石を活用したフォーミング抑制剤の製造
- ・ 醤油粕からの天然ヒト型セラミドの生産
- ・ 再生ポリエステル不織布の製造

2 太陽光発電パネルリサイクル推進事業

使用済みの太陽光発電パネルを効率的に回収・リサイクルできる社会システムを構築するために、「福岡県太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を立ち上げ、実証実験を実施しています。

今後も、リサイクル事業者、収集運搬事業者、メンテナンス事業者、行政が一体となって太陽光発電パネルの3R推進に取り組んでいきます。

* 太陽光発電パネルについては、今後、廃棄物としての排出が増加することが予想されます。

太陽光発電パネルは、鉛等の有害物質を含むことがあるため、不適切な処理が行われないよう、製造事業者及び輸入販売業者は排出事業者や廃棄物処理業者に対し、また、排出事業者は廃棄物処理業者に対し、あらかじめ含有化学物質の情報を提供するよう努めることが重要となります。

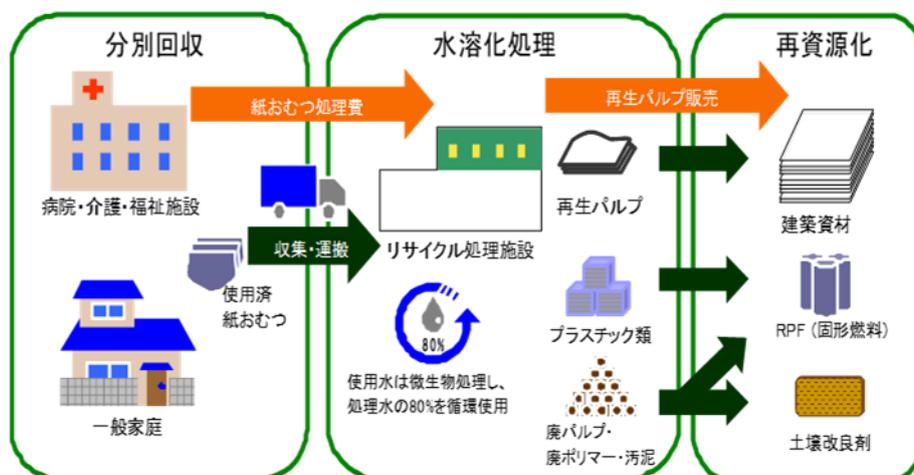
3 紙おむつリサイクル推進事業

今後の排出量増加が予想される紙おむつのリサイクルについて、県内リサイクル事業者とセンターとの共同事業により、使用済み紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確立しました。

この技術を用いて、大木町においては、平成23(2011)年10月から全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始されています。

今後も、更なる市町村への展開を目指し、紙おむつリサイクルを推進していきます。

図表 6-5 紙おむつリサイクルシステムの概要



4 産学官連携の推進・促進

センターが従来から有するネットワークを拡大し、異業種間交流を促進することで互いに連携して3Rの促進に取り組むため、令和2(2020)年1月、「ふくおか3Rメンバーズ」を設立しました。

今後もこの「ふくおか3Rメンバーズ」を活用し、3Rに係る新規事業の創出、共同研究やビジネスパートナー探しを支援していきます。

第7 エコタウン事業

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9(1997)年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであり、これまでに全国で26地域が承認されています。

本県内では、北九州市及び大牟田市が承認を受けています。

それぞれのエコタウンにおいて、地域の持つポテンシャルを生かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進を支援します。

図表6-6 エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成9月7月	平成10年7月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。

第3節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

第1 一般廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物処理体制に関する広域連携への技術的助言

市町村が、一般廃棄物の減量、適正処理等に広域的、計画的に取り組むことができるよう、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組み、発生抑制等の推進のための経済的手法に係る情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行っていきます。

2 海洋プラスチック対策

近年、ポリ袋やマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）などの海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。

本県では、海洋プラスチックに関する対策として、以下の事業を実施します。

（1）スポーツごみ拾いの実施

海岸の決められたエリアで制限時間内にチームで拾ったごみの種類（ペットボトルキャップ、ペットボトル、ガラス・陶器、金属など）や量を競い合う事業を通じて海岸環境の改善を図るとともに、海岸漂着ごみの状況を参加者等に周知し発生抑制に向けた啓発を行います。

（2）海岸漂着ごみの回収・処理、組成調査の実施

県が管理する海岸において、海岸漂着ごみの回収・処理を実施します。

また、長期的に継続して、漂着ごみの組成や存在量を把握し、それらの経年変化を把握することで、海岸漂着ごみ対策を検討するための指標を得ることを目的とした海岸漂着ごみの組成調査を実施します。

（3）海岸漂着物等対策推進連絡会議

令和元（2019）年度、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物等対策推進連絡会議」を立ち上げ、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行うなど、県と市町と連携し海岸環境保全に取り組んでいきます。

3 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

4 浄化槽の整備促進

下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。

5 ごみ散乱防止対策

福岡県ごみ散乱防止条例に基づき設定した環境美化の日を中心に、市町村に県内一斉美化活動を実施するよう呼びかけるなど、県、市町村、県民、事業者等が一体となって、ごみ散乱防止対策に取り組みます。

6 海岸漂着物対策

本県の海岸漂着ごみは、河川を經由した流れ込みや現地でのポイ捨て等による国内由来によるものも多く、特に、プラスチック類や発泡スチロールなどの海洋プラスチックは、海岸漂着ごみのうち個数で89%、重量で43%を占めています。

本県では、平成24(2012)年3月に策定した「海岸漂着物対策地域計画」(平成28(2016)年改訂)に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物の回収などに取り組みます。

7 一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症等対策

一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症)の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関する環境省の通知を受けて、市町村や関係団体へ周知を行います。

また、家庭でのごみの捨て方について、県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

第2 産業廃棄物の適正処理の確保

1 法令の周知徹底

産業廃棄物処理業者に対し、県ホームページに資料を掲載する等により、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の周知を図ります。

また、公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者の実務担当者に対する研修を実施します。

産業廃棄物の排出事業者に対し、同様に県ホームページを活用して、排出事業者責任や産業廃棄物の適正処理について啓発するとともに、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣し、その周知徹底を図ります。更に、政令市等や公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、県民向けの啓発活動

を実施します。

2 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導

排出事業者については、その処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導します。

産業廃棄物処理業者については、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導します。

3 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

平成 25（2013）年に制定した「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の種類等を事前に把握し、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

4 安定型最終処分場の掘削調査

産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。

5 立入検査の強化、効率化

指導の累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施し、的確かつ速やかな行政指導を行うなど不適正処理の是正に努めます。

また、効率的・効果的な監視指導を行うため、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンを活用します。

更に、ウェアラブルカメラや遠隔操作監視カメラを導入することにより、新しい生活様式に対応しながら、立入する職員の後方支援や事業者の改善状況等のオンライン監視を行います。

6 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保が不可欠ですが、近年、産業廃棄物処理施設に対する住民の理解が得難く、処理施設の設置が困難な状況

にあります。

本県では、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に係る条例」に基づき、同条例の対象となる施設を設置する場合の諸手続を確実に履行させ、産業廃棄物処理施設の設置に係る合意形成を図ることにより、産業廃棄物処理施設の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、周辺住民との紛争を予防し、公正な処理を図ります。

また、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場については、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討していきます。

更に、産業廃棄物税の税収を財源とした福岡県リサイクル施設整備費補助事業を実施し、先導性が高く、リサイクル・減量化効果が高い産業廃棄物処理施設の設置を補助することにより、産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図ります。

7 優良産業廃棄物処理業者認定制度の優良基準適合認定

法人の許可情報等を一定期間公表することで産業廃棄物の排出事業者に優良認定業者への処理を促す優良産廃処理業者認定制度により、産業廃棄物の処理の適正化を図ります。

8 PCB廃棄物の適正処理の推進

本県では、平成17(2005)年12月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」第7条に基づいて、「福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(福岡県PCB廃棄物処理計画)」(令和2(2020)年4月改訂)を策定し、福岡県内(北九州市を除く。)のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制等について定めており、当該計画に基づいて、関係機関と連携して、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に努めています。

高濃度PCB廃棄物については、令和3(2021)年3月31日に処分期日の末日をむかえるため、保管事業者に対し、保管・処分状況の届出を徹底するとともに、関係機関と連携して処分期間中に確実かつ適正に処分されるよう指導を行ってきました。

低濃度PCB廃棄物については、令和9(2027)年3月31日までが処分期間とされているため、引き続き、保管事業者に対し、処分期間中に確実かつ適正に処分するよう指導します。

第3 廃棄物の不適正処理の防止

1 監視体制の構築

県、国、警察本部、政令市等で構成される「福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会」、また、政令市や本県保健福祉環境事務所を中心とし、各管内の警察署、市町村等で構成される「地域連絡協議会」において、廃棄物の不適正処理防止に向けた情報交換や連携した取組みを進めていきます。

また、県内の市町村に設置されている地域住民から不法投棄等に関する情報収集を行う不法処理防止推進員制度の整備を促進します。

これらの取組みを通じ、県内全域を網羅する監視体制づくりを進めます。

2 休日・夜間パトロール

民間警備会社への委託による休日及び夜間の監視パトロールの実施等により、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

3 スカイパトロール

警察本部の協力により、ヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

4 不法投棄マッピングシステム・監視用小型カメラの導入と活用

不法投棄の監視体制を強化するため、カメラのGPS機能を活用して不法投棄場所を電子地図にマッピングすることで、投棄場所、投棄物を迅速に特定するとともに、不法投棄情報を蓄積・分析し市町村等と情報共有できるシステムを整備し、不法投棄の未然防止策に活用します。

また、不法投棄実行者の特定や新たな不法投棄を抑止するため、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを配備します。

5 産業廃棄物運搬車両検問

県警と連携して運搬車両の検問を行い、車両に積載している産廃の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は指導を行います。

第4 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

大規模な災害が発生した場合には、被災地において膨大な災害廃棄物が発生し、

被災地の復旧・復興に大きな障害となります。

本県では、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めるため、平成 28（2016）年 3 月に「福岡県災害廃棄物処理計画」を策定、当該計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備等を進めています。

1 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携

災害廃棄物は、原則、一般廃棄物であることから、一義的には市町村が処理の責任を負います。

県は、市町村の災害廃棄物処理体制の整備の支援、災害廃棄物の広域処理を目的とした民間事業者等との協力体制の整備などを行います。

（1）市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

各市町村の災害廃棄物処理体制の整備を進めるため、各市町村の災害廃棄物処理計画策定の促進を図る必要があることから、市町村の計画策定・改定に係る支援を行います。

（2）処理支援体制の整備

本県では、民間事業者団体（公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人福岡県解体工事業協会、福岡県清掃事業協同組合連合会）との間で災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結し、協力支援体制を構築しています。

平常時から広域的な相互協力体制を整備するため、今後も、関係団体との情報共有や連携に努めます。

（3）広域的な処理体制の整備

本県では、九州各県及び山口県と「九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」を締結しており、県境を越えた広域的な処理体制を構築しています。

災害が発生した場合においては、県内の災害廃棄物発生量等を把握し県内での処理が困難な場合には協定に基づき支援を要請するほか、本県以外の九州各県及び山口県で単独処理が困難となった場合には、災害廃棄物の処理支援など、協定等に基づいた必要な支援を行います。

また、平常時から広域的な処理体制を整備するため、今後も、九州・山口各県との情報共有や連携に努めます。

(4) 災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築

地域によっては、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化しているところがあり、大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物の発生や災害廃棄物処理する廃棄物処理施設自体の被災により、適正かつ迅速な処理が困難となるおそれがあります。

老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良の適切な時機を考慮した上で、今後、本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討を行い、強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

更に、広域化・集約化の検討に際しては、災害発生時に各処理区域や県境を越えた広域的な廃棄物処理が生じることを考慮し、処理区域外の災害廃棄物を受け入れた場合であっても安定的な廃棄物処理が可能となる一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

* 「廃棄物処理施設整備計画」（平成30（2018）年6月19日閣議決定）では、「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持するなど、代替性及び多重性を確保しておくことが重要」である旨示されています。

また、本県でも、「福岡県災害廃棄物処理計画」において、地域の核となる施設を中心に、一定程度の余裕を持った一般廃棄物処理施設の能力を維持するなど、代替性及び多重性の確保をしておくことが重要である旨を示しています。

2 災害における産業廃棄物処理施設の活用

県内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等の情報把握に努め、災害時においては、一般廃棄物処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し、処理を円滑かつ迅速に行い、併せて、必要に応じて適切な仮設施設の設置も含め、処理体制を確保します。

3 災害廃棄物処理に携わる人材育成

災害廃棄物処理の適正かつ迅速な処理のためには、災害廃棄物処理に係るマネジメント能力の維持・向上を図ることが必要であることから、平常時から、市町村や一部事務組合などの災害廃棄物処理担当職員に対する研修等を実施し、人材の育成に努めます。

第7章 計画の進捗管理

一般廃棄物については、毎年度の市町村等への一般廃棄物処理実態調査において実態を把握し、産業廃棄物については、毎年度の産業廃棄物処理事業者への産業廃棄物処理計画実施状況報告書等を通じて実態の把握を行っています。

本計画に基づく目標の進捗及び主要な施策の実施状況については、福岡県総合計画及び福岡県環境総合基本計画の進捗管理の中で評価・公表を行っていきます。

福岡県廃棄物処理計画 資料編

資料編

資料1. 福岡県廃棄物処理計画とSDGsとの関連

基本方針		主要施策		持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール					
				1	2	3	4	5	6
				1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
第1節	資源の消費抑制	第1	持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進						
		第2	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり						
第2節	資源循環利用の推進	第1	各種リサイクル法に基づく取組みの推進						
		第2	リサイクル製品の利用促進						
		第3	プラスチック資源循環の促進						
		第4	資源循環型まちづくりの推進						
		第5	各種バイオマスの利用促進						
		第6	福岡県リサイクル総合研究事業化センター						
		第7	エコタウン事業						
第3節	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	第1	一般廃棄物の適正処理の推進						
		第2	産業廃棄物の適正処理の確保						
		第3	廃棄物の不適正処理の防止						
		第4	災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成						

＊福岡県廃棄物処理計画の主要施策を踏まえ、SDGs の各ゴールを分析

持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール										
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基礎をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

資料 2. 用語の解説

『 あ 行 』

RDF (Refuse Derived Fuel ぐみ固形化燃料)

生ぐみ、紙、プラスチックなどを乾燥・粉砕して石灰等を混ぜ、チョーク状に成形加工した固形燃料をいう。

石綿 (アスベスト)

天然に産出する繊維状の鉱物の総称。耐熱性、電気絶縁性、耐薬品性などの特徴から、建設資材、電器製品、自動車など様々な製品に使用されていた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を吸入すると、肺癌や中皮腫を発症することが問題になったことから、現在は、既存の化学工業プラントの配管用シール材など少数の例外を除いて、製造、輸入、使用等が禁止されている。

一般廃棄物

家庭から排出されるぐみ、し尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)

持続可能な社会づくりの担い手の育成を目的とした教育のことをいう。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ・産業化・イノベーション、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段という17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標（ゴール）と169のターゲットが設定されている。

『 か 行 』

家庭系ぐみ (一般廃棄物)

一般廃棄物（ぐみ）のうち、資源ぐみを除く生活系ぐみ（計画収集量+直接搬入量）をいう。

「生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）」－「生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）のうちの資源ごみ」の方法で算定。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいう。

計画収集量（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）のうち、市町村又は市町村の一部事務組合が計画して収集するごみの量をいう。

減量化量、減量化率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の減量化量は、焼却、破砕等の中間処理により廃棄物を減らした量をいう。その量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものを減量化率という。

$$(\text{減量化率}) = (\text{減量化量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100$$

減量化量、減量化率（産業廃棄物）

産業廃棄物の減量化量は、焼却、脱水等の中間処理により廃棄物を減らした量をいう。その量を排出量で除し、百分率で表したものを減量化率という。

$$(\text{減量化率}) = (\text{減量化量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

鉱さい（スラグ（slag））

金属製錬などの際に、鉱石から金属などの有用資源を取り出して残った残渣をいう。

ごみ総排出量

一般廃棄物（ごみ）のうち次の量を合計した量をいう。

- 1 計画収集量（市町村又は市町村の一部事務組合が計画して収集する量）
- 2 直接搬入量（住民又は事業者が、市町村等が設置するごみ処理施設へ持ち込む量）
- 3 集団回収量（市民団体等が、市町村から補助金等の支援を受けて収集する量）

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されるもので、通常は住宅団地の開発時に、し尿及び生活雑排水を処理するために設置される。

『 さ 行 』

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（木くず、コンクリートがら等）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）をいう。

最終処分場

再使用又は再生利用がなされなかった廃棄物を埋立てにより最終的に処分する場所をいう。産業廃棄物については、がれき類などの性質の安定した産業廃棄物を埋め立てる安定型最終処分場、有害な産業廃棄物を埋め立てる遮断型最終処分場及びその他の産業廃棄物を埋め立てる管理型最終処分場の3種類がある。一般廃棄物最終処分場は、産業廃棄物の管理型最終処分場と同様の構造である。

最終処分量、最終処分率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は、ごみを直接に、又は破砕、焼却等の中間処理を経て、最終処分場に埋め立てた量をいう。その量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものを最終処分率という。

$$(\text{最終処分率}) = (\text{最終処分量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100$$

最終処分量、最終処分率（産業廃棄物）

産業廃棄物の最終処分量は、産業廃棄物を直接に、又は破砕、焼却等の中間処理を経て、最終処分場に埋め立てた量をいう。その量を産業廃棄物の排出量で除し、百分率で表したものを最終処分率という。

$$(\text{最終処分率}) = (\text{最終処分量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

再生利用率（リサイクル率）（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の総資源化量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものをいう。

$$\begin{aligned} (\text{再生利用率}) &= (\text{総資源化量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100 \\ &= \{ (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量}) \} \\ &\quad \div \{ (\text{計画収集量}) + (\text{直接搬入量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100 \end{aligned}$$

*リサイクル率は、総資源化量を（計画収集及び直接搬入された後の）ごみ処理量、及び集団回収量との合計で除し、百分率で表したもので、理論上は再生利用率と同様。

再生利用量、再生利用率（産業廃棄物）

産業廃棄物の再生利用量は、排出量のうち、自己未処理・自己再生利用量（未処理

のまま排出者が自ら再生利用した量）及び中間処理後再生利用量（処理後残さ量のうちの再生利用された量）との合計をいう。その量を排出量で除し、百分率で表したものを再生利用率という。

$$(\text{再生利用率}) = (\text{再生利用量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

産業廃棄物

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。

産業廃棄物税

排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組みに誘導することを目的とし、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもの。

本県では、平成17（2005）年度から導入している。

自家処理量

一般廃棄物（ごみ）のうち市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設に搬入されないごみで、排出者が自ら処分しているものをいう。

事業系ごみ（一般廃棄物）

事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいう。

一般廃棄物に該当し、生活系ごみと同様に次の品目に分類される。

- 1 混合ごみ：可燃または不燃を問わずに収集されるもの
- 2 可燃ごみ：焼却施設にて中間処理することを主な目的として収集されるもの
- 3 不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する、または最終処分することを目的として収集されるもの
- 4 資源ごみ：再資源化することを目的とし収集されるもの
- 5 粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの

資源化量、資源化率（産業廃棄物）

産業廃棄物の資源化量は、再生利用量と有償物量との合計をいう。その量を発生量で除し、百分率で表したものを資源化率という。

$$(\text{資源化率}) = \{ (\text{再生利用量}) + (\text{有償物量}) \} \div (\text{発生量}) \times 100$$

自己未処理・自己再生利用量（産業廃棄物）

中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量をいう。

集団回収量

一般廃棄物（ごみ）のうち、市民団体等が、市町村から用具の貸与、補助金の交付等の支援を受けて収集している古紙、金属類、古布等の回収量をいう。

浄化槽

し尿と生活雑排水とを併せて処理する設備又は施設をいう。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と区別するため、合併処理浄化槽ということもある。単独処理浄化槽は、法令の改正により浄化槽法上の浄化槽の定義から外され、平成 13（2001）年 4 月以降、原則、新設が禁止されている。浄化槽のうち、窒素やリンの一定の除去能力を有するものを高度処理型浄化槽という。

浄化槽汚泥

浄化槽の底部に堆積する水分を多く含む泥状の固形分をいう。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品をいう。

スカイパトロール

ヘリコプターにより空中から不法処理状況等を確認する監視活動をいう。

生活系ごみ（一般廃棄物）

一般の家庭から排出される廃棄物をいう。

一般廃棄物に該当し、事業系ごみと同様に可燃ごみや不燃ごみ等の品目に分類される。

（品目の分類は事業系ごみの解説に記載）

生分解性プラスチック

プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックをいう。

ゼロエミッション

廃棄物の発生を減らしたり、他の産業の原材料として有効活用することなどにより、廃棄物の焼却処分や最終処分（埋立て）をできるだけ減らそうとすることをいう。国連大学が提唱した。狭義には、産業活動により生じる廃棄物の最終処分量をゼロにすることをいう。

総資源化量（一般廃棄物）

市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設に搬入された一般廃棄物（ごみ）のうち、直接に、又は中間処理を経て、資源として再利用された量と集団回収量との合計をいう。

$$(\text{総資源化量}) = (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量})$$

『 た 行 』

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、狭い地域で循環させることが適切なものになるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方をいう。

中間処理

脱水、中和、焼却、発酵等の物理的、化学的又は生物学的な手段により、廃棄物の減量化、無害化又は安定化を行うことをいう。

直接資源化量（一般廃棄物）

計画収集又は住民・事業者による直接搬入により市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設へ搬入された一般廃棄物（ごみ）のうち、当該ごみ処理施設での中間処理を経ることなく、直接、資源回収業者等へ引き渡された量をいう

直接搬入量（一般廃棄物）

住民又は事業者が、市町村又は市町村の一部事務組合が設置するごみ処理施設へ持ち込む一般廃棄物（ごみ）の量をいう。

出口側の循環利用率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の総排出量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標

$$(\text{出口側の循環利用率}) = (\text{循環利用量}) \div \{ (\text{ごみの総処理量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100$$

* (循環利用量) = (直接資源化量) + (中間処理後資源化量) + (集団回収量)

* リサイクル率と同じ計算方法である

出口側の循環利用率（産業廃棄物）

産業廃棄物の排出量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す

指標

(出口側の循環利用率) = (循環利用量) ÷ (排出量) × 100

* (循環利用量) = (再生利用量) + (金属くず・ガラスくず等・鋳さい・がれき類の減量化量) - (動物のふん尿の直接再生利用量)

* 動物のふん尿のうち何らかの処理をされることなく農地に還元されている量は自然還元量と定義されており、循環利用量に含まれない。

特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法等で定められたものをいう。

『 な 行 』

農業集落・漁業集落排水処理施設

農業集落排水施設とは、農村集落周辺の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全とともに農村周辺の豊かな自然環境を維持することを目的とし設置する、集落単位で整備を行う污水处理施設をいう。

漁業集落排水施設とは、漁業集落周辺の生活環境の向上と、漁港や漁場周辺海域の水質などとともに水産業の発展と持続性を確保することを目的とし設置する、漁港や離島などの海岸部周辺の集落で整備を行う污水处理施設をいう。

『 は 行 』

バイオプラスチック

バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称をいう。

バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材をいう。

排出量（産業廃棄物）

産業廃棄物の発生量から有償物量を除いた量をいう。

発生量（産業廃棄物）

事業場内で発生した産業廃棄物の排出量及び有償物量の合計をいう。

PCB

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきた。

しかし、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な健康被害等を引き起こすことが報告されたことから、現在では、製造・輸入ともに禁止されている。

PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物をいう。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等により、特別な保管や処分が義務付けられている。

1人1日当たりのごみ排出量

ごみ総排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物（ごみ）の総排出量）を1人1日当たりの排出量に換算した量をいう。

（1人1日当たりのごみ排出量）＝（ごみ総排出量）÷（人口）÷365（うるう年は366）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）の排出量）を1人1日当たりの排出量に換算した量をいう。

（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）＝（家庭系ごみの排出量）÷（人口）÷365（うるう年は366）

福岡県環境総合基本計画

県行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の方向を明らかにした計画をいう。

福岡県リサイクル製品認定制度

資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）の認定を県が行い、その利用の促進を図る制度をいう。

また、福岡県県産リサイクル製品認定制度は、一定の基準を満たす県内で製造されたりリサイクル製品（生活関連用品）の認定を県が行い、その利用の促進を図る制度をいう。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

産学官の協力の下、平成 13（2001）年 6 月に設立された、循環型社会の形成に向けてリサイクル技術の開発などに取り組む政策推進型の研究機関をいう。

フードバンク活動

食べられるのに廃棄されている食品を食べ物に困っている人に支給する活動をいう。

『 ま 行 』

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

排出事業者が、産業廃棄物を委託して処理する場合に自ら処理状況を確認し、適正な処理を確保することを目的とした制度をいう。産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する排出事業者は、当該産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを運搬受託者等に交付しなければならない（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項）。紙に代えてコンピュータによりマニフェストをやり取りする電子マニフェストを利用すれば、処理状況の即時把握や事務処理作業の効率化が期待できる。

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）

生活雑排水を処理しない浄化槽。法令の改正により浄化槽法上の浄化槽の定義から外され、平成 13（2001）年 4 月以降、原則、新設が禁止されている。

『 や 行 』

やまもとかんげん 山元還元

廃棄物の焼却灰等を鉦山（製錬所）へ持ち込み、鉦石と同様に非鉄金属の原料（製錬の対象物）として利用することをいう。

有償物量（産業廃棄物）

事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量をいう。

溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を 1,200 度以上の高温条件下で溶融した後に冷却することで生成されるガラス質の固化物をいう。高温で処理されるため、ダイオキシン類が分解されるとともに、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化し、外に出ないようになる。性状は粒状で強度が高く、建設資材や路盤材として再生利用される。

『 わ 行 』

ワンウェイ

通常一度使用した後にその役目を終えることをいう。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品や容器包装などをいう。

資料編

資料3. 一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (t/日)
福岡	福岡市	西部工場	福岡市西区拾六町1191	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
		臨海工場	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	㈱福岡クリーンエナジー	株式会社福岡クリーンエナジー 東部工場	福岡市東区蒲田5丁目11-2	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
	須恵町外二ヶ町 清掃施設組合	クリーンパーク わかすぎごみ燃料化施設	糟屋郡篠栗町大字若杉779-18	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	クリーンセンター ごみ溶融処理施設	糸島市志摩西貝塚122番地	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
	玄界環境組合	古賀清掃工場焼却施設	古賀市筵内1976番外	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
		宗像清掃工場ガス化溶融施設	宗像市池浦600番地1	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	クリーンヒル宝満熱回収施設	筑紫野市大字原田1385番地1外29筆	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
福岡都市圏南部 環境事業組合	福岡都市圏南部工場	春日市大字下白水104-5	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉	
朝倉	甘木・朝倉・三井 環境施設組合	サン・ポート溶融施設	朝倉郡筑前町栗田8-3外29筆	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
久留米	久留米市	上津クリーンセンター	久留米市上津町2119番地の35	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
		宮ノ陣クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八丁島2225	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
	大川市	大川市清掃センター	大川市大字中古賀1110番地	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
	うきは久留米 環境施設組合	耳納クリーンステーション	うきは市吉井町富永2015	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
八女・筑後	八女西部広域 事務組合	八女西部クリーンセンター	筑後市大字前津2088番地の6	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
有明	柳川市	柳川市クリーンセンター	柳川市佃町1157番地の1	平成3年3月	ス・准連	50 × 2炉
	みやま市	みやま市清掃センター	みやま市瀬高町東津留67-1	平成6年3月	ス・バ	25 × 2炉
	大牟田・荒尾 清掃施設組合	大牟田・荒尾RDFセンター	大牟田市健老町468	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
	大牟田リサイクル 発電(株)	大牟田リサイクル発電所	大牟田市健老町	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
飯塚	ふくおか県央環境 広域施設組合	飯塚市クリーンセンター	飯塚市吉北118-2	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
		嘉麻クリーンセンター	嘉麻市上815番地	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉
		ごみ燃料化センター	嘉麻市岩崎124番地	平成14年8月	RDF	54 × 1炉
		桂苑	嘉穂郡桂川町九郎丸275の21	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉

資料編

資料3. 一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (t/日)
田川	田川地区清掃施設組合	田川市川崎町清掃センター	田川郡川崎町大字川崎3419-3番地	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	下田川塵芥清掃センター	田川郡福智町赤池474の5	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん芥処理センター	田川郡添田町大字中元寺815番地251	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	直方市可燃物中継所	直方市大字上新入字大久保1923-1	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	くらじクリーンセンター	宮若市本城1593番地38	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
北九州	北九州市	日明工場	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
		新門司工場	北九州市門司区新門司3丁目79番地	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
		皇后崎工場	北九州市八幡西区夕原町2番1号	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	遠賀・中間リレーセンター	遠賀郡岡垣町大字糖塚103番1	平成19年3月	中継	199
京 筑	苅田エコプラント(株)	苅田エコプラント	京都府苅田町鳥越町1番地	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
	築上町	ごみ固形燃料化施設	築上郡築上町築城1784番地	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センター	豊前市大字八屋322-45	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	みやこ処理場	行橋市大字西谷477番地	平成17年3月	中継	143
計			36施設			7,956

(注)

全連：全連続運転（24時間運転）

准連：准連続運転（16時間運転）

バ：バッチ運転（ごみを一定程度まとめて処理する運転方式）

固：固定床炉（炉床が固定されているもの）

ス：ストーカ炉（炉床をストーカ（火格子）とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの）

流：流動床炉（高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの）

ガ溶：ガス化熔融炉（ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を熔融するもの）

+溶：焼却炉（ストーカ炉など）に灰熔融炉を併設しているもの

RDF：RDF（ごみ固形化燃料）の製造施設（燃料化施設）

中継：破碎、圧縮等（中継施設）

*能力の計は、燃料化施設（RDF製造施設）及び中継施設を除く。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料4. 一般廃棄物（粗大ごみ等）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	処理方式／ 施設の種類	能力 (t/日)
福岡	福岡市	西部工場 粗大ごみ処理施設	福岡市西区拾六町1191	平成4年3月	破碎	50
		東部資源化センター	福岡市東区蒲田5丁目11-1	昭和61年9月	併用	100
		西部資源化センター	福岡市西区拾六町1191	平成6年7月	併用	200
		臨海工場 粗大ごみ処理施設	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目35番	平成13年3月	破碎	50
		緑のリサイクルセンター	福岡市東区蒲田5丁目14-2	平成8年2月	選別 堆肥化	25
	太宰府市	環境美化センター	太宰府市石穴3467-36	平成3年3月	併用	21
	那珂川市	エコピア・なかがわ	那珂川市大字安徳61番地18	平成17年10月	選別	16
	糸島市	糸島市クリーンセンター リサイクルプラザ	糸島市志摩西貝塚122番地	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35
	玄界環境組合	古賀清掃工場	古賀市筵内1976番外	平成15年3月	選別、破碎 圧縮梱包	48
		宗像清掃工場	宗像市池浦600番地1	平成15年6月	選別、破碎 圧縮梱包	40
	須恵町外二ヶ町 清掃施設組合	クリーンパークわかすぎ リサイクルプラザ	糟屋郡篠栗町大字若杉779-18	平成15年2月	併用	30
	宇美町・志免町 衛生施設組合	宇美志免リサイクルセンター	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2番1号	平成21年7月	選別、破碎 圧縮梱包	12
	春日大野城 衛生施設組合	春日大野城リサイクルプラザ	春日市春日公園6丁目2番地	平成7年3月	選別、破碎 圧縮	45
	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	クリーンヒル宝満 リサイクルセンター	筑紫野市大字原田1385番地1外29筆	平成20年3月	破碎 選別	44
	甘木・朝倉	甘木・朝倉・三井 環境施設組合	サン・ポートリサイクルプラザ	朝倉郡筑前町栗田8-3外29筆	平成14年12月	選別、破碎 圧縮梱包
久留米	うきは久留米 環境施設組合	耳納クリーンステーション	うきは市吉井町富永2015	平成16年8月	選別 その他	18
	久留米市	久留米市破碎施設	久留米市上津町2119番地の35	平成12年3月	破碎	64
		宮ノ陣クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八町島2225	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・筑後	八女西部広域 事務組合	八女西部クリーンセンター	筑後市大字前津2088番地の6	平成12年3月	選別 その他	50
		八女西部リサイクルプラザ	筑後市大字前津2105-2	平成12年4月	選別圧縮	22
有明	大牟田市	大牟田市リサイクルプラザ	大牟田市健老町	平成15年3月	併用	66
	みやま市	みやま市清掃センター	みやま市瀬高町東津留67-1	平成6年3月	併用	8

資料編

資料4. 一般廃棄物（粗大ごみ等）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	処理方式／施設の種類	能力(t/日)
飯塚	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市リサイクルプラザ	飯塚市吉北118-2	平成10年3月	併用	35
		桂苑	嘉徳郡桂川町九郎丸275の21	平成6年3月	併用	20
		リサイクルプラザ	飯塚市入水757の1	平成11年3月	併用	12
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん荼処理センター	田川郡添田町大字中元寺815番地251	平成7年12月	併用	12
	田川地区清掃組合	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	田川郡川崎町大字川崎3419-3	昭和62年3月	破碎	30
直方・鞍手	宮若市外二町じん荼処理施設組合	泉水最終処分場	鞍手郡鞍手町大字新延1296-8	昭和62年1月	併用	40
北九州	北九州市	日明粗大ごみ資源化センター	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成4年5月	併用	200
		日明かんびん資源化センター	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成5年7月	選別圧縮	53
		新門司工場	北九州市門司区新門司3丁目79番地	平成19年3月	破碎	50
		皇后崎工場	北九州市八幡西区夕原町2番1号	平成10年6月	破碎	50
		本城かんびん資源化センター	北九州市八幡西区洞北町7番10号	平成9年10月	選別圧縮	63
		北九州市プラスチック資源化センター	北九州市小倉北区西港町86-13 日本資源流通(株)敷地内	平成19年2月	選別圧縮	60
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間・遠賀リサイクルプラザ	中間市大字垣生1300番地	平成13年3月	選別圧縮梱包	27.6
		遠賀・中間リレーセンター	遠賀郡岡垣町大字榊塚103番1	平成19年3月	選別圧縮	24
京築	苺田エコプラント(株)	苺田エコプラント	京都府苺田町鳥越町1番地	平成10年11月	併用	10
	苺田町	リサイクルセンター	京都府苺田町鳥越町1番地の3	平成20年6月	選別圧縮	4.9
	築上町	リサイクル施設	築上郡築上町大字築城1784番地	平成16年7月	選別破碎	7
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	豊前市大字八屋322-45	平成19年7月	選別破碎	20
計			40施設			1,715.0

(注)

破碎：可燃性粗大ごみを焼却炉で容易に焼却することができるよう破碎する施設

圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（又は粉碎）する施設

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料5. 一般廃棄物最終処分場

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	市町村名 一部事務 組合名	最終処分場名 (所在地)	土 地 埋 立 物						埋立 開始年	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³) 【A】	累積 埋立量 (m ³) 【B】	残余 容量 (m ³) 【A-B】	元年度 埋立実績 (m ³)
			自 己	そ の 他	可 燃	不 燃	施 却 残 渣	そ の 他						
福岡	福岡市	伏谷埋立場	○			○	○	○	昭和63年	225,000	5,027,000	2,886,229	2,140,771	59,712
		糟屋郡久山町大字山田字伏谷1431-1												
		中田埋立場	○			○	○	○	平成8年	180,000	2,345,000	1,020,377	1,324,623	27,037
		福岡市西区今津												
	宗像市	最終処分場	○			○	○		平成10年	1,400	3,560	639	2,921	3
		宗像市大島1951												
	太宰府市	環境美化センター 最終処分場	○					○	平成3年	7,000	42,550	28,298	14,252	291
		太宰府市石穴3467-36												
	古賀市	不燃物埋立地		○		○		○	昭和62年	7,412	25,381	10,544	14,837	248
		古賀市青柳町字アソフソ444-2他												
	福津市	不燃物処理場		○		○			昭和58年	8,657	33,983	23,661	10,322	252
		福津市本木2298番地												
	宇美町	最終処分場	○			○	○	○	平成5年	19,359	154,742	70,164	84,578	845
		糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目地内												
	春日大野城 衛生施設組 合	最終処分場	○			○		○	平成6年	7,900	38,900	16,457	22,443	499
		春日市春日公園6丁目2番地												
糸島市	糸島市 クリーンセンター	○					○	平成11年	4,800	25,600	23,229	2,371	0	
	糸島市志摩西貝塚122番地													
玄界環境組 合	古賀清掃工場	○					○	平成15年	1,770	11,505	112	11,393	-680	
	古賀市筵内1976番外													
	宗像清掃工場 埋立処分地施設	○					○	平成15年	1,330	9,340	0	9,340	0	
	宗像市池浦600番地1													
福岡都市圏 南部環境事 業組合	福岡都市圏南部 最終処分場	○					○	平成28年	25,000	516,000	43,804	472,196	10,880	
	大野城市大字中906-12番外28													
久留米	久留米市	最終処分場	○			○	○	平成17年	12,300	204,000	77,600	126,400	2,143	
		久留米市杉谷												
八女・ 筑後	八女西部広 域事務組合	立花最終処分場	○				○	平成23年	3,260	25,000	11,187	13,813	534	
		八女市立花町兼松字桑ノ平1789番1外24筆												
有 明	大牟田市	第三大浦谷 埋立地	○			○	○	平成7年	25,300	288,277	189,132	99,145	1,960	
		大牟田市大浦町14番地1外												
	みやま市	埋立処分地施設	○			○	○	平成9年	9,070	38,888	34,814	4,074	1,377	
	みやま市高田町大字昭和開地内													
柳川市	大和干拓 最終処分場		○		○		○	平成27年	14,200	9,600	2,824	6,776	292	
		柳川市大和町大坪338-1、2、339-1~3												

資料編

資料5. 一般廃棄物最終処分場

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	市町村名 一部事務 組合名	最終処分場名 (所在地)	土 地 埋 立 物						埋立 開始年	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³) 【A】	累積 埋立量 (m ³) 【B】	残余 容量 (m ³) 【A-B】	元年度 埋立実績 (m ³)	
			自 己	そ の 他	可 燃	不 燃	焼 却 残 渣	そ の 他							
飯 塚	ふくおか 県中央環境 広域施設 組合	飯塚市埋立処分場	○					○	平成10年	5,000	26,800	24,100	2,700	533	
		飯塚市吉北118-2													
		嘉麻市嘉麻クリーンセ ンター最終処分場	○					○	○	○	平成13年	12,000	55,000	21,360	33,640
		嘉麻市上815番地外													
		最終処分場	○						○	平成11年	8,180	40,690	19,346	21,344	3,268
飯塚市入水757の1															
田 川	田川郡東部 環境衛生施 設組合	最終処分場	○					○	○	平成8年	11,100	66,752	53,479	13,273	784
		田川郡添田町大字中元寺4299番地													
直方・ 鞍手	宮若市外二 町じん芥処 理施設組合	最終処分場	○					○		昭和62年	15,800	146,450	134,667	11,783	2,443
		田川郡川崎町大字川崎3102-1													
北九 州	宮若市外二 町じん芥処 理施設組合	泉水最終処分場	○					○	○	平成8年	10,565	64,223	33,594	30,629	1,277
		鞍手郡鞍手町大字新延1296番地の8													
		(西地区) 廃棄物処分場		○				○	○	○	平成10年	575,000	7,150,000	6,039,233	1,110,767
北九州市若松区響町3丁目地先															
京 築	遠賀・中間 広域行政事 務組合	最終処分場	○					○	○	平成元年	29,058	209,020	177,535	31,485	2,177
		遠賀郡岡垣町大字戸切1711番地の2													
		最終処分場	○					○	○	平成12年	2,571	9,820	7,611	2,209	46
築上郡築上町築城1784															
豊前市外二 町清掃施設 組合	清掃センター 埋立処分場	○						○	○	昭和60年	10,100	46,000	41,004	4,996	1,755
	築上郡上毛町下唐原														
計		27箇所	23	4	0	15	13	21		1,233,132	16,614,081	10,991,001	5,623,080	254,896	

(注)

自己:市町村所有地

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料6. 一般廃棄物（し尿）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
福岡	福岡市	中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津2-11-3	平成27年11月	固液分離	65
	古賀市	古賀市海津木苑	古賀市鹿部字ウツギ459	昭和58年5月	標脱	67
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美志免浄化センター	糟屋郡志免町大字吉原443	平成13年3月	高負荷	70
	糸島市	糸島市し尿処理センター	糸島市前原1828番地1	平成7年3月	高負荷	96
	宗像地区事務組合	宗像浄化センター	宗像市曲1377	昭和54年11月	標脱	130
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	酒水園	糟屋郡粕屋町大字酒殿1-1	昭和57年10月	標脱	100
甘木・朝倉	朝倉市	環境センター	朝倉市堤4-6	平成19年4月	高負荷膜分離	73
久留米	両筑衛生施設組合	両筑苑	久留米市北野町今山2399	昭和57年10月	標脱	300
	うきは久留米環境施設組合	耳納衛生センター	久留米市田主丸町鷹取891-1	平成6年3月	標脱	91
八女・筑後	八女市	八女市上陽自給肥料供給施設	八女市上陽町下横山1385番地	昭和55年8月	液肥堆肥化	5.7
		八女市星野自給肥料供給施設	八女市星野村10730番地73	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
		八女市衛生センター	八女市黒木町桑原689-1	昭和61年12月	標脱	33
	筑後市	筑後市衛生センター	筑後市大字高江190	昭和58年11月	標脱	75
	大木町	おおき循環センター	三潞郡大木町大字横溝1331-1	平成18年10月	高負荷嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女中部衛生センター	八女市大字北田形1022	昭和63年3月	標脱高負荷	110
有明	大牟田市	大牟田市東部環境センター	大牟田市大浦町14-10	平成15年3月	高負荷	359
	大川柳川衛生組合	筑水園	大川市大字紅粉屋1201-2	平成6年6月	高負荷	195
	みやま市	みやま市飯江川衛生センター	みやま市高田町今福1136	平成10年12月	高負荷膜分離	90
		バイオマスセンター	みやま市山川町重富12番地	平成30年12月	高負荷膜分離	130

資料編

資料6. 一般廃棄物（し尿）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
飯塚	ふくおか県央環境 広域施設組合	環境センター	飯塚市目尾451-1	平成8年3月	高負荷	108
		汚泥再生処理センター	嘉麻市山野135-10	平成18年6月	高負荷 膜分離	146
		嘉麻市嘉麻浄化センター	嘉麻市西郷1101	平成9年3月	高負荷	60
		穂波苑	飯塚市楽市728-1	平成15年2月	高負荷 膜分離	152
田川	田川地区 清掃施設組合	乙女環境センター	田川市大字位登1506-1	平成2年3月	高負荷 膜分離	225
	下田川 清掃施設組合	下田川 クリーンセンター	田川郡福智町 弁城3205-1	平成3年3月	高負荷 膜分離	93
	田川郡東部環境 衛生施設組合	田川郡東部 衛生センター	田川郡大任町 大字大行事2194	昭和60年3月	標脱	70
直方・ 鞍手	直方市	直方市向鶴浄園 し尿処理場	直方市大字知古字向鶴 21-1	昭和40年4月	嫌気消化	90
	鞍手町	鞍手町衛生センター	鞍手郡鞍手町 大字中山3395	昭和55年4月	好気消化	45
	宮若市	緑水園	宮若市芹田335-1	平成9年2月	高負荷 膜分離	97
北九州	遠賀・中間地域広域 行政事務組合	曲水苑	遠賀郡水巻町 猪熊10丁目1-32	平成8年3月	標脱	220
京 築	行橋市	音無苑	行橋市大字松原651	昭和60年12月	標脱	191
	苅田町	苅田町清掃事務所 第二工場	京都郡苅田町 鳥越町1番地の3	昭和55年3月	標脱	100
	築上町	築上町有機液肥 製造施設	築上郡築上町湊1287	平成6年3月	液肥堆肥化	23
		築上町第2有機液肥 製造施設	築上郡築上町湊1310	平成29年10月	液肥堆肥化	19.52
	吉富町外1町環境 衛生事務組合	周防苑	築上郡吉富町 大字直江361	昭和49年3月	好気消化	20
計			35施設			3,700.3

(注)

嫌気消化：嫌気性消化・活性汚泥処理方式

好気消化：好気性消化・活性汚泥処理方式

好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式

標脱：標準脱窒素処理方式

高負荷：高負荷脱窒素処理方式

膜分離：膜分離処理方式

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料7. コミュニティ・プラント

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	方式	能力 (m ³ /日)
飯塚	嘉麻市	木城団地汚水処理施設	嘉麻市上山田818-2	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
		鶴谷団地汚水処理施設	嘉麻市上山田528-4	平成3年3月	長時間ばっ気	103
		望ヶ丘団地汚水処理施設	嘉麻市下山田36-30	平成14年3月	長時間ばっ気	74
	飯塚市	中央東団地地域し尿処理施設	飯塚市鹿毛馬1667-13	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町	桂川町泉ヶ丘団地汚水処理施設	嘉徳郡桂川町大字土師2076-1	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
		桂川町桂ヶ丘団地汚水処理施設	嘉徳郡桂川町大字土師2270-91	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
田川	田川市	星美台汚水処理施設	田川市大字繻1820-1	平成10年3月	膜分離活性汚泥	410
	糸田町	糸田町大熊団地コミュニティプラント	田川郡糸田町4045番地95	平成8年	長時間ばっ気	68
	福智町	福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(1号施設)	田川郡福智町赤池970-13	昭和58年4月	接触ばっ気	395
		福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(2号施設)	田川郡福智町赤池970-12	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
	福智町伊方東ヶ丘地区汚水処理施設	田川郡福智町伊方	昭和59年4月	接触ばっ気	170	
直方	直方市	直方市頓野住宅団地汚水処理場	直方市大字頓野字浦田2535-9	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
北九州	中間市	中間市中鶴下水処理場	中間市中鶴4丁目11-1	昭和48年1月	標準活性汚泥	2,088
		中間市曙下水処理場	中間市中央2丁目7-1	昭和53年6月	標準活性汚泥	2,208
計			14施設			8,250

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 8. 県内市町村の一般廃棄物（ごみ）排出量（平成 30（2018）年度）

市町村名 ※参考に全国の 数値を記載	総人口	ごみ排出量			1人1日当たりの排出量			家庭系ごみの 1人1日当 たりの排出量 (生活系ごみ 収集量-資源 ごみ 量)*10 ⁶ /総 人口/365
		ごみ総排出量 (計画収集量+直 接搬入量+集団回 収量)	生活系ごみ(集 団回収量を含 む)	事業系ごみ	合計 (ごみ総排出 量)*10 ⁶ /総 人口/365	生活系ごみ (生活系ごみ 収集量+集団 回収量)*10 ⁶ /総 人口/365	事業系ごみ (事業系ごみ 収集量)*10 ⁶ /総 人口/365	
全国	127,438,270	42,716,264	29,673,333	13,042,931	918	638	280	505
福岡県合計	5,120,904	1,768,550	1,143,756	624,794	946	612	334	528
北九州市	950,182	380,765	198,708	182,057	1,098	573	525	461
福岡市	1,538,005	557,647	324,937	232,710	993	579	415	513
大牟田市	115,557	37,916	28,618	9,298	899	679	220	605
久留米市	305,949	101,020	67,118	33,902	905	601	304	512
直方市	56,860	19,429	15,396	4,033	936	742	194	653
飯塚市	129,138	45,634	35,967	9,667	968	763	205	686
田川市	48,241	20,403	14,233	6,170	1,159	808	350	733
柳川市	66,002	18,417	14,330	4,087	764	595	170	544
八女市	63,922	18,483	13,296	5,187	792	570	222	514
筑後市	49,173	15,318	10,096	5,222	853	563	291	483
大川市	34,473	9,921	8,067	1,854	788	641	147	534
行橋市	73,208	23,969	16,862	7,107	897	631	266	582
豊前市	25,695	10,514	6,179	4,335	1,121	659	462	563
中間市	41,785	12,908	9,462	3,446	846	620	226	506
小郡市	59,613	18,894	14,405	4,489	868	662	206	535
筑紫野市	103,776	31,743	22,641	9,102	838	598	240	512
春日市	113,207	31,492	24,803	6,689	762	600	162	505
大野城市	100,702	30,639	22,271	8,368	834	606	228	501
宗像市	97,048	31,092	21,156	9,936	878	597	280	503
太宰府市	71,789	20,339	16,108	4,231	776	615	161	559
古賀市	58,993	19,486	13,429	6,057	905	624	281	553
福津市	64,282	20,960	16,050	4,910	893	684	209	540
うきは市	29,852	9,704	6,878	2,826	891	631	259	517
宮若市	28,091	8,480	8,480	0	827	827	0	749
嘉麻市	38,558	12,320	11,192	1,128	875	795	80	756
朝倉市	53,568	17,388	11,609	5,779	889	594	296	507
みやま市	37,475	9,822	8,717	1,105	718	637	81	474
糸島市	101,464	33,851	26,563	7,288	914	717	197	654
那珂川市	50,225	16,644	10,938	5,706	908	597	311	502
宇美町	37,316	10,689	8,892	1,797	785	653	132	506
篠栗町	31,500	8,425	7,073	1,352	733	615	118	542
志免町	46,016	12,394	10,008	2,386	738	596	142	507
須恵町	28,480	7,711	7,711	0	742	742	0	671
新宮町	32,894	10,192	6,810	3,382	849	567	282	520
久山町	8,942	4,578	1,598	2,980	1,403	490	913	457
粕屋町	47,476	11,984	9,515	2,469	692	549	142	526

市町村名 ※参考に全国の 数値を記載	総人口	ごみ排出量			1人1日当たりの排出量			家庭系ごみの 1人1日当た りの排出量 (生活系ごみ 収集量-資源 ごみ 量)*10 ⁶ /総 人口/365
		ごみ総排出量 (計画収集量+直 接搬入量+集団回 収量)	生活系ごみ(集 団回収量を含 む)	事業系ごみ	合計 (ごみ総排出 量)*10 ⁶ /総 人口/365	生活系ごみ (生活系ごみ 収集量+集団 回収 量)*10 ⁶ /総 人口/365	事業系ごみ (事業系ごみ 収集 量)*10 ⁶ /総 人口/365	
芦屋町	14,064	4,236	3,032	1,204	825	591	235	483
水巻町	28,612	9,007	6,193	2,814	862	593	269	499
岡垣町	31,805	8,792	6,072	2,720	757	523	234	482
遠賀町	19,324	6,297	4,522	1,775	893	641	252	532
小竹町	7,760	2,365	1,492	873	835	527	308	33
鞍手町	16,138	4,418	3,980	438	750	676	74	649
桂川町	13,564	5,020	3,782	1,238	1,014	764	250	703
筑前町	29,626	9,416	9,067	349	871	838	32	684
東峰村	2,141	496	491	5	635	628	6	552
大刀洗町	15,646	4,063	3,282	781	711	575	137	458
大木町	14,278	3,384	2,442	942	649	469	181	172
広川町	19,679	5,576	3,748	1,828	776	522	254	475
香春町	11,048	3,098	2,707	391	768	671	97	626
添田町	9,809	2,811	2,541	270	785	710	75	679
糸田町	9,160	2,508	1,755	753	750	525	225	525
川崎町	16,695	7,217	5,969	1,248	1,184	980	205	952
大任町	5,270	1,537	1,537	0	799	799	0	786
赤村	3,197	798	737	61	684	632	52	608
福智町	23,044	7,741	5,419	2,322	920	644	276	618
苅田町	37,612	13,160	10,721	2,439	959	781	178	716
みやこ町	19,926	5,215	4,596	619	717	632	85	597
吉富町	6,825	1,873	1,604	269	752	644	108	576
上毛町	7,672	2,541	2,269	272	907	810	97	715
築上町	18,552	5,810	5,682	128	858	839	19	736

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

- * 1人1日当たりの排出量のうち、背景が緑色であるものは排出量が少ない5自治体の排出量を、背景がピンク色であるものは排出量が多い5自治体の排出量を示すもの。
- * 小竹町は、他自治体の取扱いと異なり RDF 施設へ搬出している「可燃ごみ」を「固形燃料ごみ」（資源ごみ）として区分していることから、資源ごみ量の割合が多くなっており、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が少なく算出されているもの。
- * 事業系ごみの排出量が0である市町は、生活系ごみと事業系ごみの収集形態を区別していないため、両方ごみの量を生活系ごみ量にまとめて計上しているもの。

資料編

資料 9. 福岡県廃棄物処理計画の対象とする産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち主なものを例示する。

なお、次に記載する産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令第2条の4で定める産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当する。

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす ②無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイトかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、釉薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、非水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物系油廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は、汚泥として取り扱う。）	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白液等

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液(中和処理した場合に生ずる沈でん物は、汚泥として取り扱う。)	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
*紙くず	①建設業に係る紙くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)に係る紙くず ③出版業に係る紙くず(印刷出版を行うものに限る。) ④製本業及び印刷物加工業に係る紙くず ⑤ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだ紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
*木くず	①建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係る木くず ③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず ④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) ⑤ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだ木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレット等
*繊維くず	①建設業に係る繊維くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだ繊維くず	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
*動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	①動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵のから、貝がら、羽毛等 ②植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果物の皮・種子、野菜くず、薬草かす等
*動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空カン、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず等）		①ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 ②コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず ③陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 ④せっこうボード
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、不良石炭、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
*動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
*動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる動物の死体	同上の家畜の死体

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型物

* 上記「内容」に記載の特定の事業活動に伴って排出されたもの。

* 実際の性状によっては、例示したとおりの廃棄物の種類に分類できない場合がある。

資料編

資料 10. 地域別の種類別・業種別産業廃棄物排出量

1 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（県内合計）（平成 30 年度）

（単位：千 t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業・熱供給業	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	15,140	8	4,038	3,638	4,861	24	179	10	103	103	2,175
燃え殻	71		0	8	45	0	0			0	18
汚泥	7,316	0	1,473	794	4,660	3	18	7	1	9	350
廃油	139	0	6	64	0	1	23	0	0	4	41
廃酸	95		0	76	0	0	1	0	0	6	12
廃アルカリ	190	0	0	138	0	0	1	0	0	2	49
廃プラスチック類	395	2	54	100	0	6	30	1	34	17	151
紙くず	50		19	8							23
木くず	360		173	28							158
繊維くず	3		2								1
動植物性残さ	30			19							11
動物系固形不要物	1						1				
ゴムくず	0		0	0	0	0	0			0	0
金属くず	1,236	0	36	1,115	0	4	15	0	1	11	54
ガラスくず等	435	0	104	164	0	2	13	0	0	7	145
鋳さい	497		1	478	1	0	1			0	15
がれき類	3,591	0	2,168	274	1	7	76	2	5	30	1,028
動物のふん尿	20	5									15
動物の死体	0										0
ばいじん	623		0	372	153		0			1	97
感染性廃棄物	70								62		8
その他の産業廃棄物	18		1	0	0		0			17	0

* 排出された地域が県内各地区のいずれかに区分できないものを含むため、各地区（北九州地区・福岡地区・筑後地区・筑豊地区）の排出量を合算した数値と一致しない。

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

2 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（北九州地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業・熱供給業	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	6,343	0	735	2,620	2,050	8	56	2	34	35	804
燃え殻	46	0	0	1	36		0			0	10
汚泥	2,413	0	59	307	1,867	2	2	0	0	2	174
廃油	69	0	1	49	0	1	3	0	0	3	12
廃酸	22		0	14	0	0	0		0	0	7
廃アルカリ	57		0	10	0	0	0		0	0	46
廃プラスチック類	131	0	9	48	0	1	6	0	27	2	38
紙くず	11		3	4							4
木くず	51		25	7							20
繊維くず	1		1								0
動植物性残さ	1			1							0
動物系固形不要物	0						0				
ゴムくず	0			0			0				0
金属くず	1,124	0	4	1,102	0	0	3	0	0	8	7
ガラスくず等	167	0	42	72	0	1	2	0	0	1	50
鋳さい	490		1	475	0	0	1			0	12
がれき類	1,153	0	591	172	0	3	38	1	0	3	345
動物のふん尿											
動物の死体											
ばいじん	585		0	358	147		0			0	80
感染性廃棄物	6								6		0
その他の産業廃棄物	17		0	0						17	0

* 北九州地区：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

3 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（福岡地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	5,794	0	2,625	439	1,668	9	82	4	57	40	871
燃え殻	4	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1
汚泥	3,393	0	1,380	263	1,664	1	6	2	1	5	72
廃油	28	0	1	6	0	0	15	0	0	1	5
廃酸	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
廃アルカリ	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2
廃プラスチック類	134	0	28	15	0	2	18	0	2	7	62
紙くず	29	0	14	2	0	0	0	0	0	0	14
木くず	198	0	95	10	0	0	0	0	0	0	93
繊維くず	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
動植物性残さ	19	0	0	11	0	0	0	0	0	0	7
動物系固形不要物	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	80	0	18	10	0	4	10	0	0	2	35
ガラスくず等	184	0	39	63	0	0	6	0	0	4	72
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	1,650	0	1,049	53	1	1	26	1	1	21	497
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	60	0	0	0	0	0	0	0	53	0	7
その他の産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 福岡地区：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

4 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（筑後地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	1,999	7	443	239	975	3	23	4	9	20	275
燃え殻	14		0	5	2	0	0			0	6
汚泥	1,182	0	26	127	969	0	8	4	0	2	46
廃油	29	0	0	4	0	0	3	0	0	0	22
廃酸	41		0	32	0		0		0	6	3
廃アルカリ	3	0	0	2		0	0		0	0	0
廃プラスチック類	81	2	14	20	0	1	4	0	3	5	32
紙くず	6		2	1							3
木くず	78		36	10							32
繊維くず	1		0								0
動植物性残さ	6			4							3
動物系固形不要物											
ゴムくず	0					0				0	0
金属くず	23	0	12	1	0	0	2	0	0	1	8
ガラスくず等	30	0	12	3	0	0	1	0	0	1	11
鉱さい	5			1	1					0	3
がれき類	453	0	341	16		2	4	0	3	5	81
動物のふん尿	12	5									8
動物の死体	0										0
ばいじん	33			13	3					0	17
感染性廃棄物	2								2		0
その他の産業廃棄物	0		0	0	0		0			0	0

* 筑後地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

5 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（筑豊地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	546	0	195	101	37	3	16	1	1	4	190
燃え殻	0		0	0			0			0	0
汚泥	127	0	5	28	37	0	2	1	0	0	54
廃油	12	0	5	4	0	0	2	0	0	0	1
廃酸	3		0	3			0		0		0
廃アルカリ	5		0	3		0	0		0	1	1
廃プラスチック類	28	0	3	4	0	1	2	0	0	1	16
紙くず	2		1	1							1
木くず	24		14	2							8
繊維くず	0		0								0
動植物性残さ	3			3							0
動物系固形不要物											
ゴムくず	0		0				0				
金属くず	8	0	2	2	0	0	1	0	0	0	3
ガラスくず等	47		10	25	0	0	4	0	0	0	7
鉱さい	0		0	0						0	
がれき類	278		154	26		1	6	0		0	90
動物のふん尿	8										8
動物の死体											
ばいじん	1			0						0	0
感染性廃棄物	1								1		0
その他の産業廃棄物	0		0	0							0

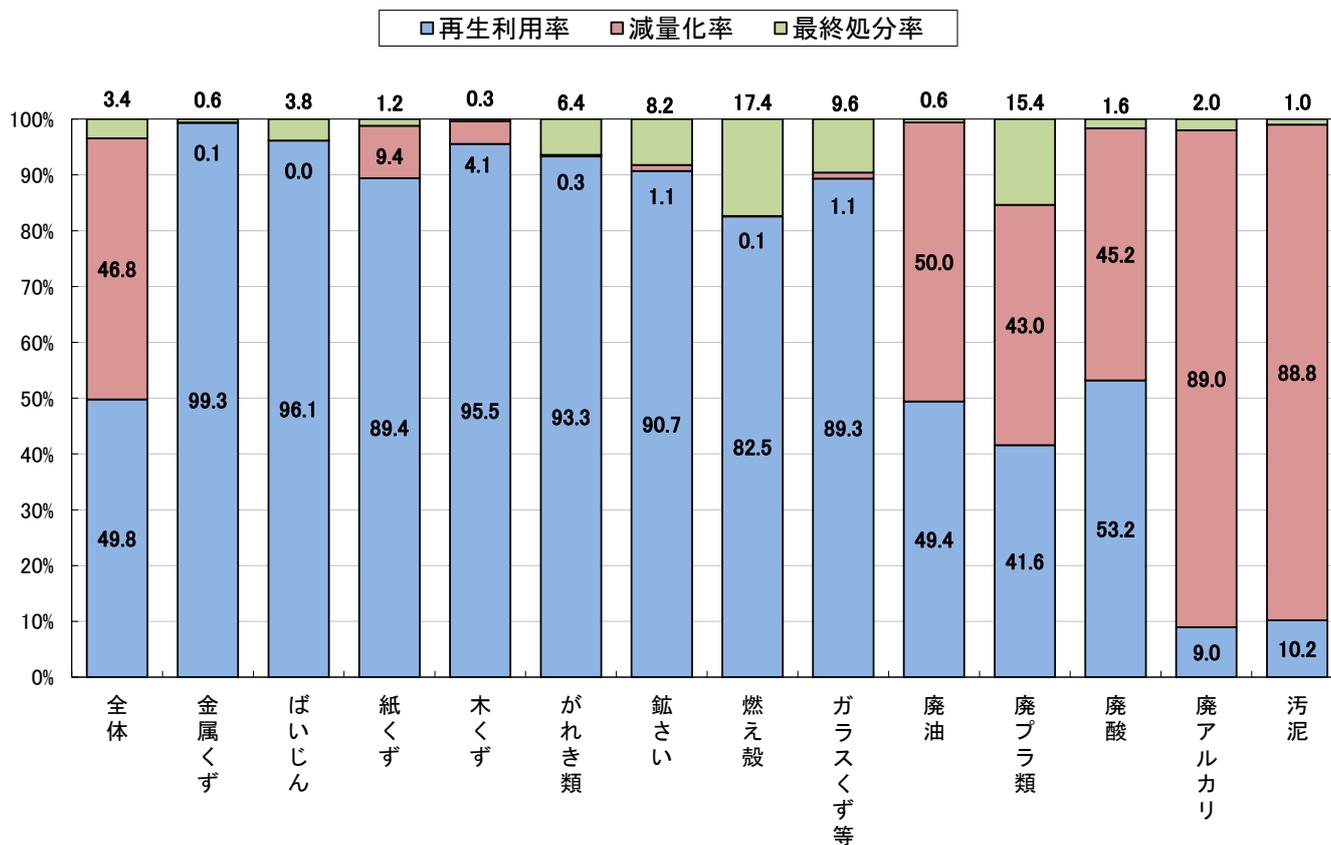
* 筑豊地区：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

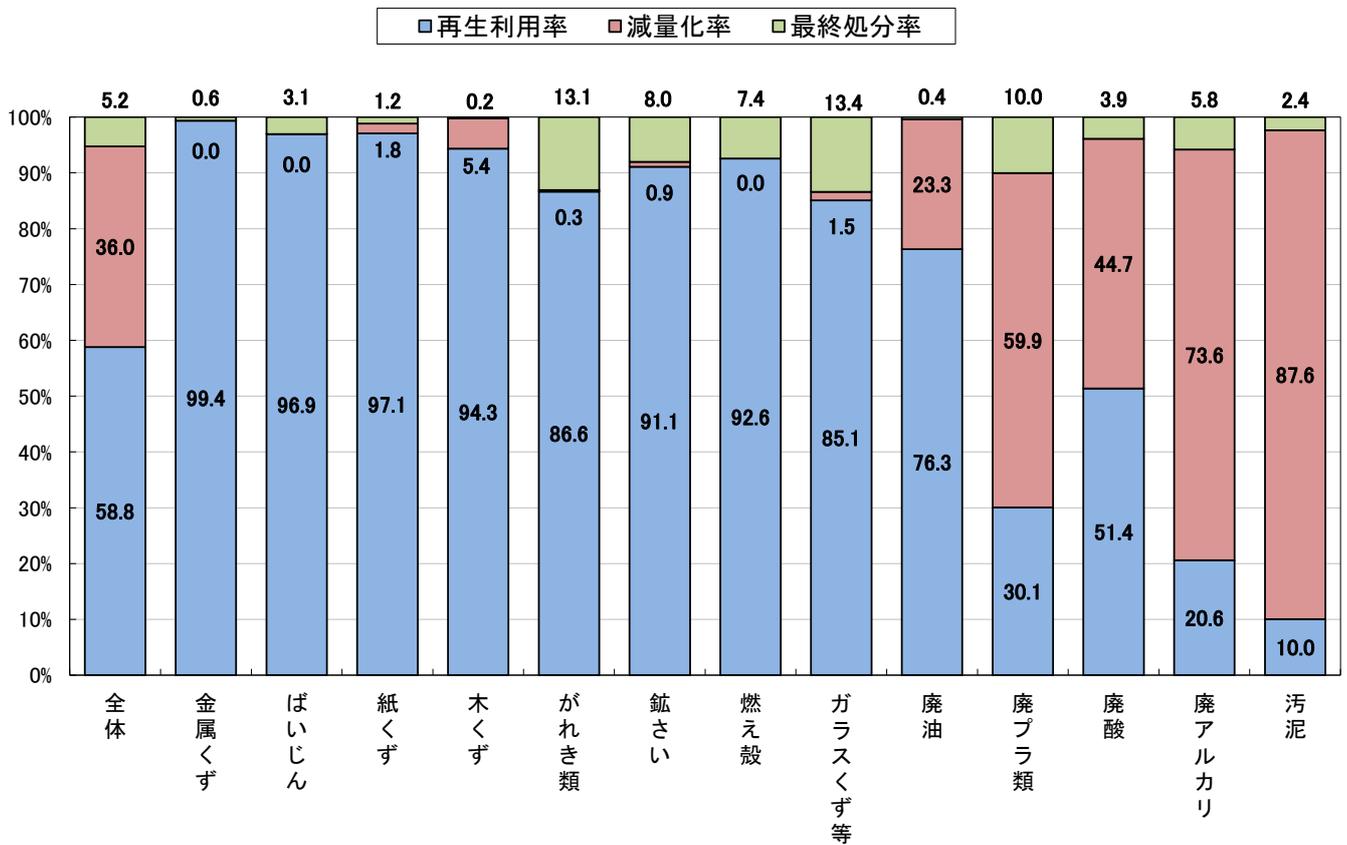
資料 1 1. 地域別の産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率及び最終処分率

1 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（県内合計）（平成 30 年度）
（単位：％）



* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

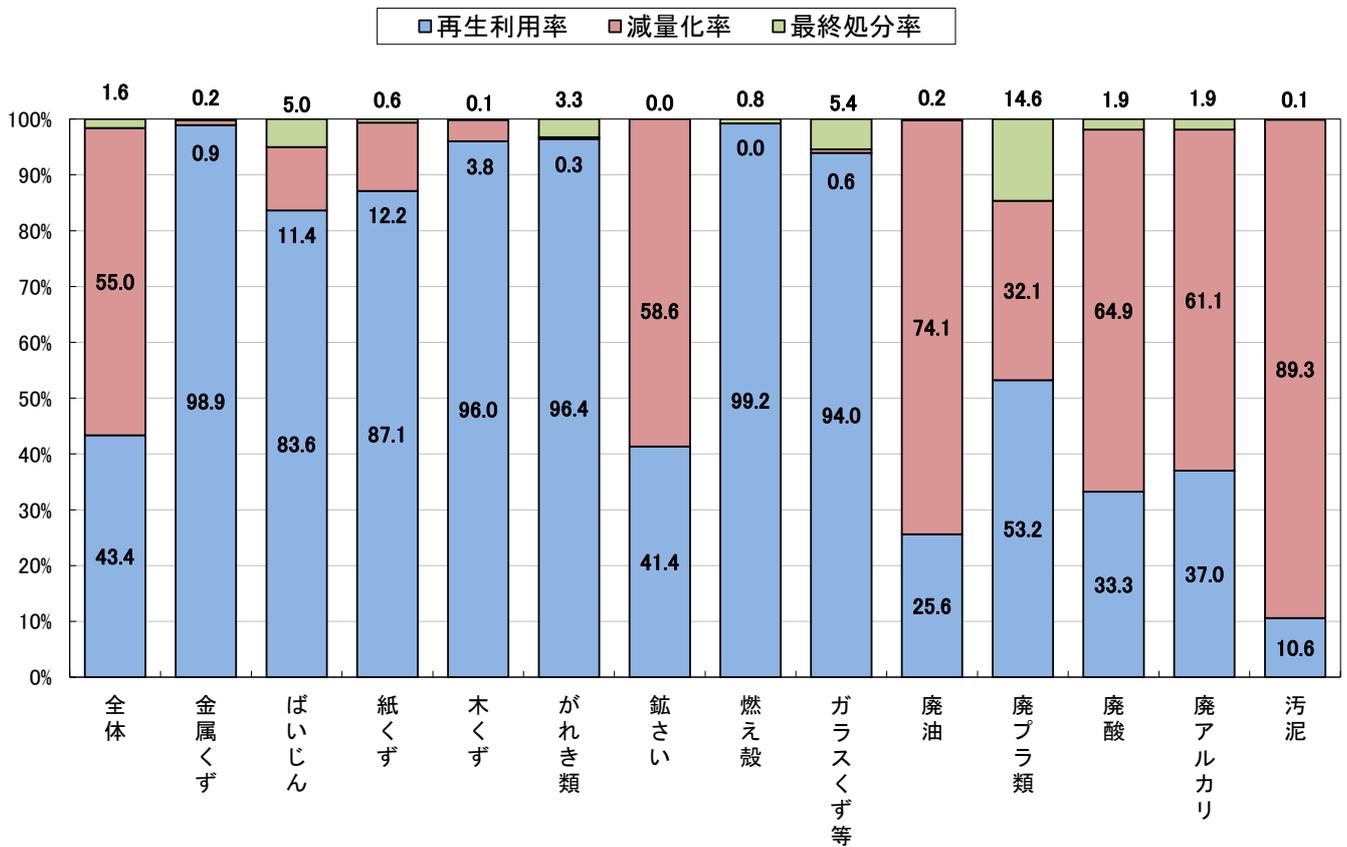
2 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（北九州地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 北九州地区：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

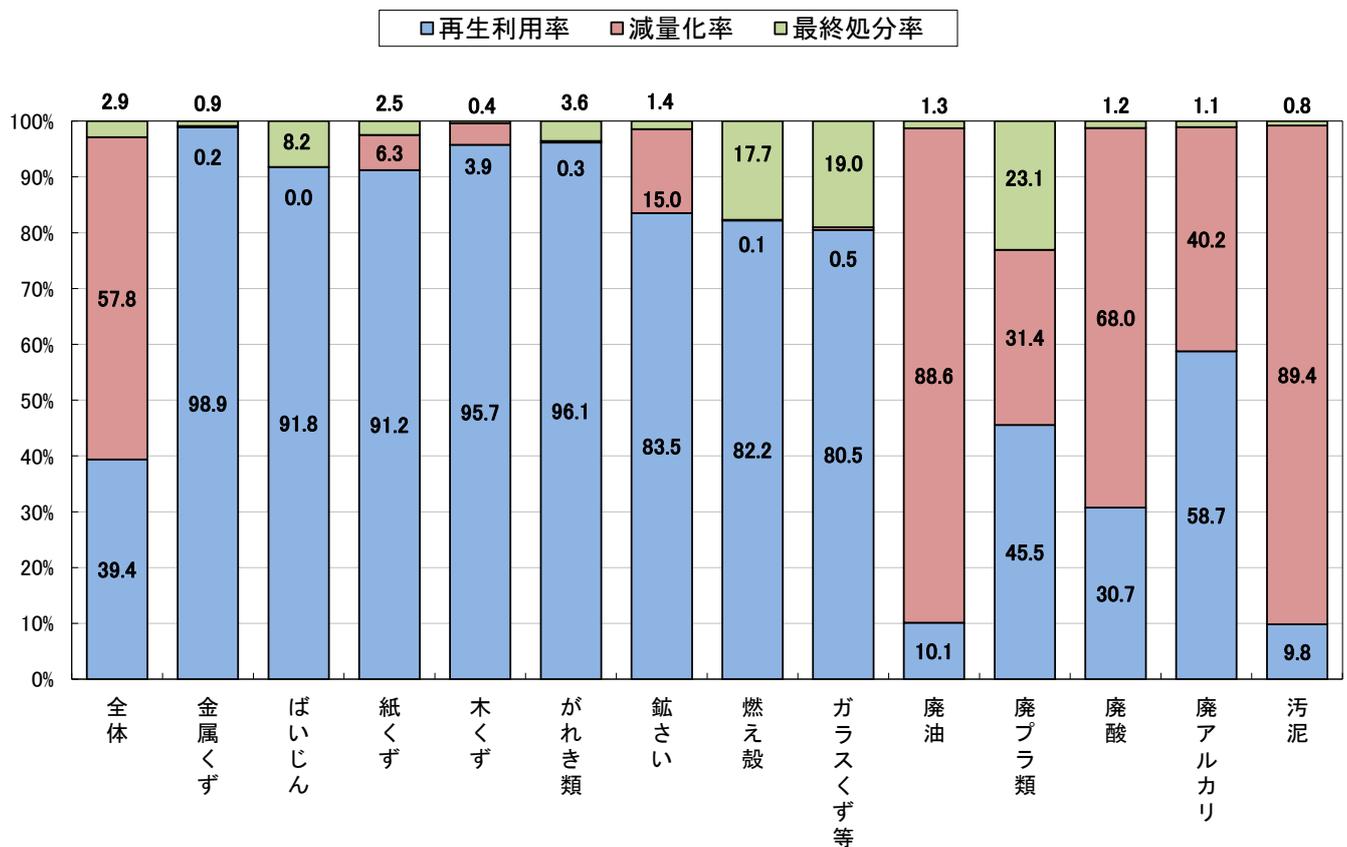
* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

3 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（福岡地区）（平成30年度）
（単位：％）



- * 福岡地区：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村
- * 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

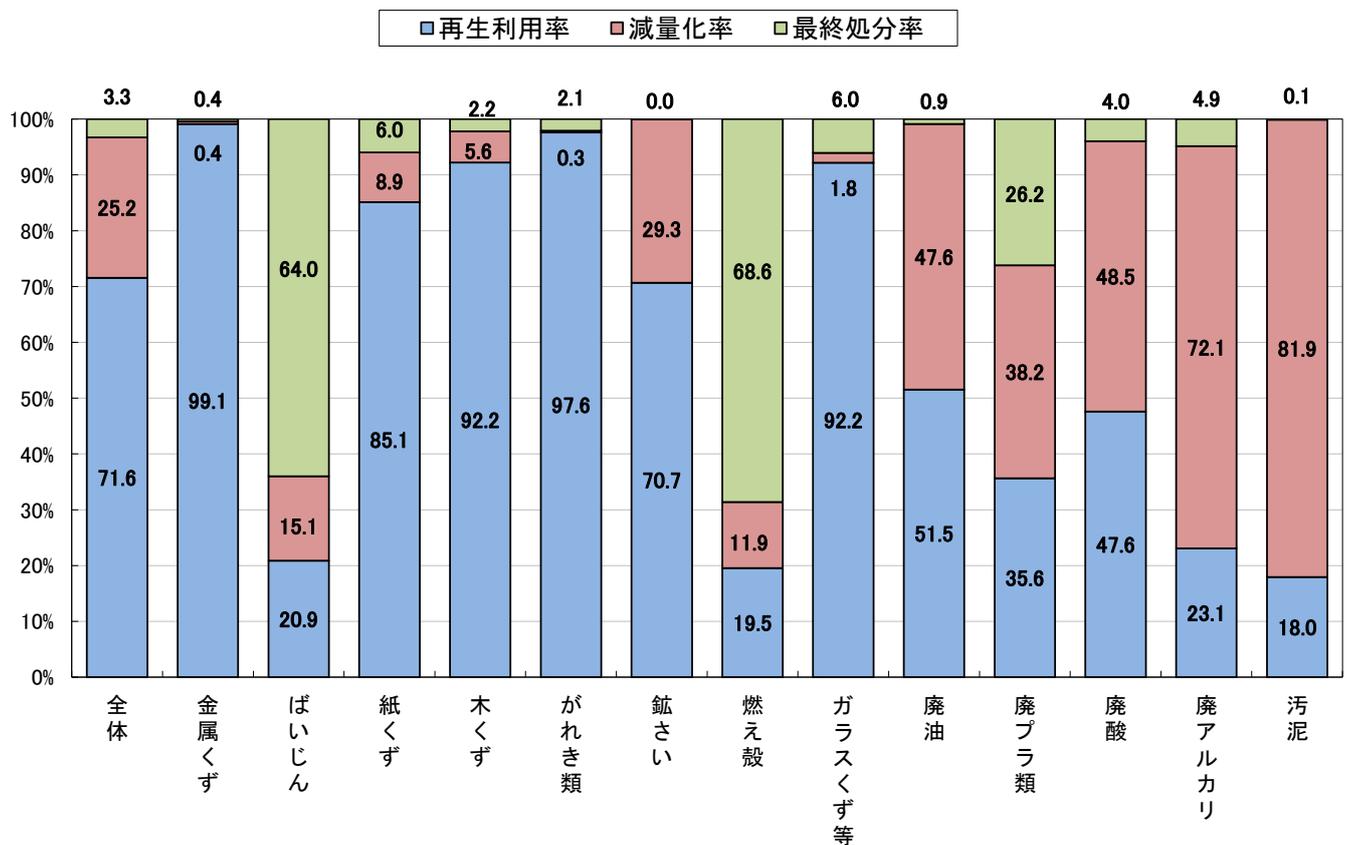
4 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（筑後地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 筑後地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

5 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（筑豊地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 筑豊地区：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 1 2. 産業廃棄物の広域移動の状況

平成 30 (2018) 年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理のため県外へ搬出された量は 626 千 t となっている。

一方、平成 30 (2018) 年度に県外から県内に搬入の上処理された産業廃棄物の量は 3,660 千 t となっており、県外への搬出量を超過している。

(単位：千 t/年)

平成30 (2018) 年度		県外への搬出量		県外からの搬入量		
			構成比		構成比	
種類別内訳	燃え殻	12	1.9%	416	11.4%	
	汚泥	135	21.6%	589	16.1%	
	廃油	7	1.1%	113	3.1%	
	廃酸	3	0.5%	69	1.9%	
	廃アルカリ	13	2.1%	76	2.1%	
	廃プラスチック類	114	18.2%	218	6.0%	
	紙くず	9	1.4%	7	0.2%	
	木くず	29	4.6%	67	1.8%	
	繊維くず	2	0.3%	0	0.0%	
	動植物性残さ	9	1.4%	18	0.5%	
	動物系固形不要物	—	—	—	—	
	ゴムくず	0	0.0%	0	0.0%	
	金属くず	3	0.5%	19	0.5%	
	ガラスくず等	40	6.4%	96	2.6%	
	鉱さい	67	10.7%	440	12.0%	
	がれき類	91	14.5%	196	5.4%	
	動物のふん尿	0	0.0%	0	0.0%	
	動物の死体	0	0.0%	0	0.0%	
	ばいじん	43	6.9%	1,254	34.3%	
	その他の産業廃棄物	49	7.8%	82	2.2%	
合計		626		3,660		
		うち中間処理目的	502	80.2%	3525	96.3%
		うち最終処分目的	124	19.8%	135	3.7%

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」

* 0 は 500 t 未満。動物系固形不要物は広域移動が生じていない。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 1 3. 産業廃棄物処理業の許可状況

(令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在)

業 の 種 類		許 可 区 域						
		福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計	
産業廃棄物	収 集 運 搬 業	5,587	227	41	13	8	5,876	
	処 分 業	中 間 処 理	356	154	65	41	54	670
		最 終 処 分	13	5	5	1	1	25
特別管理 産業廃棄物	収 集 運 搬 業	627	64	4	7	7	709	
	処 分 業	中 間 処 理	11	23	2	3	3	42
		最 終 処 分	1	0	0	0	0	1
合 計		6,595	473	117	65	73	7,323	

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第 27 条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

2 指定ごみ袋の価格・デザイン改定

柳川市の取組み

柳川市では、令和3年1月、可燃ごみ減量の取組みとして、指定ごみ袋の価格・デザインを改定し、新しい可燃ごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ袋」（旧：燃やすごみ袋）へ変更しています。

この名称には、「ごみ減量のために、ごみを発生させないことはもちろんのこと、分別や生ごみの水切りも頑張ったけど、これだけは燃やすしかないんだ」という思いを込めています。

併せて、ごみ袋の価格改定を行い、可燃ごみ袋の価格を値上げする代わりに、資源ごみ（プラスチック類及びペットボトル）袋の価格を値下げすることで「分別するほど得をする」仕組みを構築。市民に負担を強いるだけでなく、快く協力してもらえようような仕組みづくりを進めています。

【旧：可燃ごみ・資源ごみ袋】



【新：可燃ごみ・資源ごみ袋】



3 紙おむつの分別収集及び資源化

みやま市の取組み

みやま市では、平成27（2015）年10月から、紙おむつの分別収集を開始し、紙おむつリサイクルに取り組んでいます。

使用済み紙おむつは指定袋に入れ、市内40ヶ所に設置されている紙おむつ専用回収BOXに入れてもらい、回収した紙おむつは大牟田市にある紙おむつ資源化工場に搬出しています。

その工場では、使用済み紙おむつに水溶化処理を施し、再生パルプ、プラスチック、汚泥へと分けられ、それぞれが建築資材、固形燃料、土壌改良剤へと生まれ変わります。

今後、高齢福祉社会化により紙おむつの需要はますます増加し、生産時のパルプ使用量の増大に伴う森林破壊や廃棄時の処理に伴う環境破壊を招くおそれがあるため、紙おむつのリサイクルは非常に重要な取組みとなります。

なお、みやま市における令和元（2019）年度の紙おむつリサイクル量は192トンとなっており、前年度より38%増加しました。

【紙おむつ専用回収ボックス】



4 リサイクル宝の市・リサイクルショップの開催

久留米市・宗像市の取組み

久留米市では、家庭で不用となった「まだ使える」家具や自転車などを市民から無償で回収し、点検や修理を行った後、毎月第3日曜日に「リサイクル宝の市」を開催、希望する市民に低額で販売しています。

久留米市では、この「リサイクル宝の市」を通じ、物を大事にする意識の啓発を図っています。

また、宗像市でも、宗像清掃工場（ECO パーク宗像）へ搬入された自転車や家具を修理・再生した後に販売するリサイクルショップを開催し、使えるものは使う地球にやさしい環境の輪を広げる取組みを進めています。

※ 令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、中止や開催方法の変更が生じました。

【久留米市：リサイクル宝の市の様子】



【宗像市：リサイクルショップの出品物】



5 循環のまちづくり町民ガイド

大木町の取組み

大木町では、平成18（2006）年11月に始まった生ごみ分別や、平成20（2008）年3月に公表した町独自のゼロ・ウェイスト宣言である「大木町もったいない宣言」により、これまで費用をかけて処分していた「ごみ」を「資源」として地域で循環させる取組を住民と一体となって行っています。平成19年（2007）年以降、年間約200件、平均3,100名以上の方が本町へ視察に訪れています。そこで、令和元（2019）年度に町が目指す「循環のまちづくり」に関する知識と技能を身につけ、環境教育や環境保全活動のリーダー、おおき循環センターや環境プラザの視察、マスメディアへの取材対応などを担う「循環のまちづくり町民ガイド育成事業」を実施しました。

令和元（2019）年9月から7名のガイドが住民目線で自らの実体験を交えながら、視察等を通し「大木町」の良さを内外に発信しています。

【ガイド視察対応の様子】



【ガイド出前講座の様子】



資料編

資料 15. 福岡県で実施している県民参加型事業等（廃棄物関連）の紹介

1 県民参加型事業の紹介

事業名	事業概要	問合せ先
こどもエコクラブ	<p>○幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ</p> <p>【対象】 幼児（3歳）から高校生まで</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート</p> <p>(2) 環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布</p> <p>(3) 協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布</p> <p>(4) 全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流</p>	<p>こどもエコクラブ全国事務局 (公益財団法人日本環境協会)</p> <p>【TEL】 03-5829-6359</p> <p>【FAX】 03-5829-6190</p> <p>【HP】 http://www.j-ecoclub.jp/</p> <p>こどもエコクラブ福岡県事務局 (福岡県環境部環境政策課企画調整班)</p> <p>【TEL】 092-643-3355</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【HP】</p> <p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html</p>
エコファミリー	<p>○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民を募集</p> <p>【対象】 県内に居住している方</p> <p>【申込方法】 スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援 book（福岡県環境家計簿）」を活用してください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 【エコふぁみ】 協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得</p> <p>(2) 【エコふぁみ】 ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈</p> <p>(3) 【福岡県環境家計簿】 電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞を進呈</p>	<p>福岡県環境部環境保全課 地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】</p> <p>chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】</p> <p>https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html</p>

事業名	事業概要	問合せ先
エコ事業所	<p>○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさしい活動（3R、グリーン購入等）」に取り組む事業所を募集</p> <p>【対象】 県内に所在する事業所</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先に申込書を提出してください。また、右記ホームページからも申込み可能です。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p> <p>(2) エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講</p> <p>(3) 県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取り組みを行っている事業所を知事表彰</p> <p>(4) 低金利融資の対象</p>	<p>福岡県環境部環境保全課 地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html</p>
食べもの余らせん隊	<p>○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む店舗を登録</p> <p>【対象】 県内の飲食店、宿泊施設、食料品小売店</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店を県ホームページ等で公表</p> <p>(2) 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 事業化推進係</p> <p>【TEL】 092-643-3381</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html</p>
県産リサイクル応援事業所	<p>○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所を募集</p> <p>【対象】 事業を営む個人又は法人（県内・県外は問わない）</p> <p>【申請方法】 持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問合せ先に申込書を提出してください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録事業所を県ホームページで公表</p> <p>(2) 「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係</p> <p>【TEL】 092-643-3372</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html</p>

事業名	事業概要	問合せ先
九州まちの修理屋さん	<p>○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録</p> <p>【対象】 県内の修理店</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店舗を県ホームページで公表</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 企画係</p> <p>【TEL】 092-643-3371</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html</p>
ふくおかプラごみ削減協力店	<p>○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を登録</p> <p>【対象】 県内に所在する事業所</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店舗を県ホームページで公表</p> <p>(2) 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象</p> <p>(3) 県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 企画係</p> <p>【TEL】 092-643-3371</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html</p>

2 環境教育に関する人材派遣制度の紹介

事業名	事業概要	問合せ先
ふくおか県 政出前講座	<p>○県職員が福岡県の取組などを説明するもの</p> <p>【対象】 おおむね 20 人以上の県民が参加する集会</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。</p> <p>【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。</p>	<p>福岡県総務部県民情報広報課 広聴係</p> <p>【TEL】 092-643-3103</p> <p>【FAX】 092-643-3107</p> <p>【メール】 kocho@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html</p>
福岡県地球 温暖化防止 活動推進セ ンター事業 (講師派遣 制度)	<p>○エコ活動を広げていくため、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーによる出前講座を行うもの</p> <p>【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX 又はメールにより、申込書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。</p> <p>【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費（会場費等）は申込者の負担です。</p>	<p>福岡県地球温暖化防止活動推進センター</p> <p>【TEL】 092-674-2360</p> <p>【FAX】 092-674-2361</p> <p>【メール】 fccca@keea.or.jp</p> <p>【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/center/5932.html</p>
3Rの達人	<p>○県内で率先して 3R に取り組む個人や NPO 法人に所属している方が、3R に関する県民の意識の高揚、3R 活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される 3R の学習会、講演会、実践教室等を行うもの</p> <p>【対象】 15 人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX 又はメールにより、申請書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。</p> <p>【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 企画係</p> <p>【TEL】 092-643-3371</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html</p>

※不明な点等ありましたら、問合せ先へ御連絡ください。

※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。